

武蔵野大学しあわせ研究所紀要
Annals for Creating Peace and Happiness
Vol.1, March 2018

発刊の辞

…………… 西本 照真 1

【調査報告】

初年次レポート・ライティング教育における共通ループリック使用時の評価のズレに関する研究

…………… 藤浦 五月
宇野 聖子
小針 奈津美
坂井 菜緒 3
柴田 幸子
服部 真子
中川 純子
長松谷 有紀

【研究ノート】

東南アジアの高等教育における日本語学習者の
ビジネス日本語教育の教材開発のための調査研究
ータイ、ラオス、インドネシア、カンボジアの大学とー

…………… 堀井 恵子 25

【総説】

生態系への損害に関する賠償制度の構築をめぐる論点整理
ー公益と私益の接合可能性ー

…………… 古谷 英恵
上代 庸平 38
小島 千枝

【総説】

子供や高齢者に優しい医薬品剤形の開発研究
ーラマン分光法を用いたカフェイン錠剤の非破壊品質管理ー

…………… 大塚 誠
竹島 里奈 59
服部 祐介
真名垣 聡

障害者の「はたらくしあわせ」を考える

	前廣 美保	
	前田 壽雄	
.....	矢澤 美香子	73
	本多 勇	
	皆月 みゆき	

ワーク・ライフ・インテグレーションの観点から考える大学通信教育
課程の社会人学生における学びと精神的健康

	矢澤 美香子	
	野口 普子	
.....	前廣 美保	94
	本多 勇	

発刊の辞

西本 照真

Musashino University Creating Happiness Incubation 所長 武蔵野大学 学長

2016 年 4 月、武蔵野大学は新しいブランドステートメント「世界の幸せをカタチにする。」を宣言し、新ブランドを具現化していく第一歩として武蔵野大学しあわせ研究所（正式名称は、Musashino University Creating Happiness Incubation）を 2016 年 7 月に開設しました。研究所開設と同時に学内の教員・職員の皆さまに呼びかけ、研究員としての活動参加を募りました。さらに学外の研究者の方々にもご縁をいただき、客員研究員として多数ご参加いただきました。その結果、2016 年度は総勢 50 名余り、2017 年度には 100 名を超える研究員・客員研究員にご参加いただいた組織へと成長をとげてきました。

この 1 年半あまりの諸活動を振り返りますと、国際シンポジウムの開催（2 回）、しあわせ研究の発表ならびに交流の場である Happiness Meeting の開催（2 回）、しあわせフォーラムの開催（3 回）、授業科目の開設（2017 年度はサブ・メジャーゼミナール「しあわせを考える」として開講）、しあわせ公開講座の開催（2 回）、しあわせ通信の発行（7 号）、しあわせニュースレターの発行（20 号）など、実に多岐にわたる活動を展開してきました。

開設以来、日も浅くしてこのような多面的な活動が可能になったのは、それぞれの研究員の皆さまの個別の研究活動とともに、分野横断的な研究グループの研究活動の展開に負うところが大きかったように思います。研究グループの数も、2016 年度には 9 件でしたが、2017 年度には 18 件へと増え、研究グループのそれぞれにしあわせ研究費を交付して研究活動を促進してきました。各々の研究グループが、世界の幸せの実現を願いつつ、創意あふれる研究に取り組んでいただき、1 年半にわたる研究活動の中で徐々に研究成果が実を結び始めてきました。今回、その成果の公表を募りましたところ、6 つの研究グループから投稿をいただき、ここに『武蔵野大学しあわせ研究所紀要』第 1 号として発刊するに至りました。研究分野としても、教育学、日本語教育学、法学、薬学、工学、社会福祉学、心理学、仏教学など実に多岐にわたる分野から、分野横断的な研究も

含めて充実した共同研究の成果が発表されています。本学が目指す世界の幸せをカタチにする取り組みと、そのための研究成果の総体としてのしあわせ普遍学の構築からすれば、まだまだ端緒的な成果といえるかもしれませんが、今回の研究成果の公表が機縁になって、さらに今後の研究活動が進展し、学内外にしあわせ研究のネットワークが重々無尽に広がっていくことを念じています。

今回の紀要に掲載された諸研究に対する皆さまの忌憚のない叱正をお願い申し上げますとともに、研究所の諸活動に対するいっそうのご支援をお願い申し上げます。

最後になりましたが、しあわせ研究所の開設以来、研究所主任としてあらゆる活動においてお骨折りいただきました渡部博志先生をはじめ、活動を支えてくださった学内外の多くの研究員の皆さま、研究所の活動を事務的に支えてくださった事務室の皆さま、関係各位に大変お世話になりました。お力添えいただいたすべての皆さまに、心より感謝、御礼申し上げますとともに、世界の幸せをカタチにしていくために、今後ともお力添えをたまわりますよう、よろしくお願い申し上げます。

2018 年 3 月 31 日

武蔵野大学しあわせ研究所所長

西本照真

【調査報告】

初年次レポート・ライティング教育における共通ループリック使用時の評価のズレに関する研究 —評価の公平性確保と効果的なカリキュラム構築に向けて¹

藤浦 五月²

Musashino University Creating Happiness Incubation 研究員 武蔵野大学 グローバル学部 講師

宇野 聖子²、小針 奈津美²、坂井 菜緒²、柴田 幸子²、服部 真子²、

中川 純子²、長松谷 有紀²

Musashino University Creating Happiness Incubation 客員研究員 武蔵野大学 グローバル学部 非常勤講師

要約

本稿は、初年次教育の一環として行われているレポート・ライティング教育科目「日本語リテラシー」での実践・調査から得られた知見を報告するものである。本稿では、学生に平等かつわかりやすい教育機会を保证するための第一歩として共通ループリック使用時における「複数教員間の評価のズレ」を調査した。その結果、ループリック記述のわかりにくさは、これまでに報告されてきたループリック記述の課題と共通する点（あいまい表現や項目に対する認識の差）が多く見られた。一方で、総得点による評価のズレの多少や項目別に見られる評価のズレの傾向など、これまでに指摘されていなかった点から改善に向けた新たなヒントも得られた。本稿では、これらのヒントから実践と調査に基づいた改善案を提示している。

1. はじめに

本稿では、初年次教育の一環として行われているレポート・ライティング教育科目「日本語リテラシー」での実践・調査から得られた知見を報告する。学生に平等かつ効果的な教育機会を保证するための第一歩として共通ループリック使用時における「教員間の評価のズレ」を調査し、調査結果が今後の教育実践にどのように役立てられるかを述べる。本論に入る前に、本科目ではどのようなことを「しあわせの実現」と捉えているのかを説明したい。日本語リテラシー科目では、「自ら興味あるテーマを発見・選択し、調査しながら整理していく過程で、

考える楽しみ・書く（表現する）楽しみを感じられること」を学生にとってのしあわせだと位置づけている。このようなしあわせを実現するためには、教員が学生それぞれの興味関心事に耳を傾けながら、考える力・書く力をサポートする必要がある。また、このような教育機会をできるだけ平等に与えられるよう科目全体を運営していくことも重要であるため、良質なカリキュラム設計や教員間の連携が求められる。

本稿では、まず初年次におけるレポート・ライティング教育で求められていることや指摘されている問題点を整理し、学生のしあわせを実現するためにはどのように改善していく必要があるかを検討する。次に、検討事項をもとに本科目の内容と進め方を説明し、本調査で取り上げた共通ループリック使用時における「教員間の評価のズレ」を検証する意義と調査手法について述べる。最後に調査結果と、結果から得られた知見をまとめ、今後更にどのような改善ができるかを探る。

2. 初年次ライティング教育において指摘されている課題

（1）初年次ライティング教育において求められている力とは

大島（2014a）は、学生を含む若者の言語生活はデジタル・メディアへの接触頻度が高くなるにつれ日々大きく変化しており、こうした変化と特徴を見極めながら体系的かつ効果的な文書作成指導を行っていく必要があると述べている。単純にデジタル・メディアへの接触を禁止するのではなく、正しく利用する方略を示していくなど応用的な言語能力を育成すべきであると指摘し、「新しい日本語リテラシー」とは、「問題を発見して解決するために、さまざまなリソースから必要な知識や情報を取り出し、それらを利用しながら、自らが考えたことを言語化する能力」としている（pp. vii-xii）。そこで、成田・大島・中村（2014）は、21 世紀型リテラシーを大学で育成するための重点目標として、①能動型の学習を通して基本的な日本語リテラシーを獲得する、②社会で活躍するためのジェネリックスキル（汎用的技能）を養成する、③専門教育につながる情報・知識の活用能力を養成するという 3 点を挙げている（pp. 20-22）。また、井下（2008）は、書く力は、単に初年次の一つのレポート・ライティング科目だけで養成されるべきものではなく、本来は全ての科目の中でのレポート作成や発表を通じて

高められていくべきものであると指摘し、大学での文章表現教育が目指すべきは、学生自らが主体的に書くこと考えることによって、学びをメタ的に俯瞰し、自分にとって意味ある知識として再構築することができる「知識の再構造化」にあるとしている (p.4)。冒頭に述べたように、本科目の最大のミッションは、「自ら興味あるテーマを発見・選択し、調査しながら整理していく過程で、考える楽しみ・書く（表現する）楽しみを感じられること」である。つまり、単純に書く技術や形式を学ぶのではなく、自らの問題意識と向き合いながら解決に向けて主体的に考える力を育成し、その過程を楽しみと思える気持ちを養成することを目指している。これは成田ほか (2014) が挙げる「社会で活躍するためのジェネリックスキル (汎用的技能) の養成 (p.21)」にあたるだろう。しかしながら、上記のような能力を育成するための授業を設計し運営することは容易ではない。次節では、初年次のレポート・ライティング教育において指摘されている課題について述べる。

(2) 指摘されている課題

レポート・ライティング教育において指摘されている課題は複数あるが、本節では、紙面の都合上、本調査に大きく関係する点を二点挙げる。

一点目は、各教員が受けてきたレポート・論文指導経験の非明示性と教員間の認識のズレである。大島 (2014b) は、これまで教員自身が (レポート・ライティング教育が確立している国で学んだ経験がない限り) ゼミや教員ごとに異なった指導を受けており、その多くが指導・評価ポイント等が明示されない形 (非明示的な経験) であることを指摘している。それゆえに、教員ごとに「どのようなレポート・論文がよいものか」という基準が言語化されておらず、評価基準点の共有を困難にしているのである。また、大島 (2014b) は、全学向けの教育においてはいかなる分野の教員が担当しても課題が存在することも指摘している。学習者と同じ学部・学科の教員が担当する場合、専門の中で要求される文章表現との隔たりは相対的に小さいが、言語教育コースの設計経験がなく講義形式に慣れた教員にとって授業設計と運営の負担は大きい。学習者と異なる専門の教員が担当する場合、言語教育そのものには経験があっても、学習者の専門分野で要求される言語表現と、レポート・ライティング指導にあたる教員の専門分野の

それとは必ずしも一致しない可能性があるという。このような場合、全学向けのレポート・ライティング教育科目を担当するコーディネーターは、学部学科間、レポート・ライティング教育科目担当教員間それぞれの形式・認識の違いを考慮に入れつつ授業設計を行う必要があり、それぞれの連携をスムーズに行うためには教育ミッション・カリキュラム設計プロセス・評価観点の言語化と共有が必須となる。

二点目は、学生へのフィードバック機会の不足である。池田ほか（2001）は、従来の大学でのレポート課題の良くない点として、フィードバックがなく学生が書くことを通じて学べないこと、単発的なやり方である（コースの最後に一度だけ書かせる）ためにスキルが定着しないこと、レポートという単一カテゴリーに全てのライティングを押し込めており、目的に応じた文章の書き方を認識することができないという点を挙げている（p.122）。池田ほか（2001）の指摘は、レポート・ライティング教育科目についてではなく、通常講義におけるレポート課題のあり方についての問題を指摘したものであるが、裏を返せば学生のレポート・ライティング能力を向上させるためには、フィードバックによる内省機会・改善機会を与えることが重要であるといえよう。また、渡辺・島田（2017）は、高校までに教えられない主なライティング技術として、①文章を「組み立てる」技術、②引用の具体的技術、③推敲の具体的技術、④再帰的な文章作成の4つを挙げ、ライティング能力育成の高大接続のためにはこれらの技術を意識して教える必要があるとしている（pp.55-58）。③の推敲の具体的技術とは、複数の観点を立てて分析的に文章を評価する技術と、他者の目を利用する技術であり、複眼的に評価し改善する技としている。これらの技術を向上させる方策としてルーブリックやピア・レスポンスが紹介されている。④の再帰的な文章作成とは、文章作成時の各段階で往来（行きつ戻りつ）する技術あるいは習慣のことだということ。いずれにしても、自らの文章について学生が他者からの協力（フィードバック）を得ながら客観的に評価・改善する能力や習慣が重要視されているということだろう。そのためには、フィードバックをするための観点を教員自身が言語化し、学生と共有する必要がある。また、既に述べたように複数教員が担当する場合にはその評価観点が共有・互いに了解されていることも重要である。通常の（レポート・ライティング教育を目的としない）講義では、教員が最終レポー

ト提出前に一人ずつフィードバックを与えることが困難な場合もあるが、レポートに求める評価観点を予め明示し、学生自身あるいは学生同士でチェック・コメントを行う機会を与えるなどの工夫が必要になるだろう。

上記二点をまとめると、レポート・ライティングの能力を向上させるには、レポート・ライティング教育のプロセスと評価観点を言語化し、教員間で共有・連携すること、学生に活動目的や評価観点を明示しフィードバック・内省の機会を与えることが重要であることがわかる。そして今後、学生の学びをより効果的にサポートするためには、綿密な授業設計と効果的な運営のための環境整備、およびそれらの実践と実践から得た知見をもとにした改善が求められているといえよう。このように、書く力と考える力双方を伸ばすための課題を一つずつ整理して改善していくことは、「自ら興味あるテーマを発見・選択し、調査しながら整理していく過程で、考える楽しみ・書く（表現する）楽しみを感じられる」学生の育成（＝しあわせの実現）につながるだろう。次章では、本ミッションを実現するために、本学のレポート・ライティング教育科目「日本語リテラシー」において上記二点をどのように意識し、カリキュラム設計を行っているかを説明する。特に、本節で取り上げた評価観点の明示化とフィードバックに関わる「ルーブリック評価」についての課題をまとめ、本調査の意義について述べたい。

3. 武蔵野大学「日本語リテラシー」の授業概要と評価についての課題

（1）授業概要

初年次におけるレポート・ライティング教育科目「日本語リテラシー」は、2016年度から現体制で8名の教員が指導に関わり、2017年度は約2150名の学生が受講した（1クラス40-60名）。本学は4学期制であるため8週（90分×8回）で完結する。本取り組みの大きな特徴は、「主体性を発揮できる機会」「フィードバックを経た内省・改善の機会」を確保していることである。学生自身がテーマを設定し、プロセス・ライティングでクラスメイトや教員のフィードバックを得ながら約2500字のレポートを一本書き上げる。つまり、作成プロセスに重きを置いており、ブレインストーミングに始まり、資料収集・資料吟味、見本レポート読解、アウトライン執筆、フィードバックを受けた後のリライト作業など、練り直し・書き直し作業を重ねてレポートを完成させている。これらは、渡辺・

島田（2017）が挙げている、高校までに教えられる4つのライティング技術を網羅しているといえる。8週間のスケジュール概要は表1の通りである。

表1：全8回（各回90分）の授業概要と課題

	授業内容と課題	課題
1	ガイダンス（授業目的と目標の共有）、テーマに関するブレインストーミング、資料収集方法（検索方法・信頼性の見極め方）	資料収集①（テーマの背景がわかる資料等）
2	資料整理、テーマの絞り込み、表現練習①（文末スタイル）	資料収集②（背景要因がわかる資料等）
3	定義の書き方、見本レポート読解、表現練習②（縮約・省略、文末表現）	キーワードの定義執筆
4	タイトルの付け方、アウトラインの書き方、参考文献リストの書き方、表現練習③（副詞）	アウトライン執筆
5	★学生同士によるアウトライン相互評価 メールの書き方、表現練習④⑤（連用中止形、接続詞）	メール作成課題 文章診断システム（SAI）を使う練習 ³
6	★アウトライン評価返却（教員より） アウトライン修正、引用の仕方、表現練習⑥（呼応）	第一稿執筆
7	★第一稿のピア・レスポンス 第一稿自己評価、表現練習⑦（レポート、論文で使う便利な表現）	第二稿執筆
8	★第二稿ルブリック評価返却（教員より）、学生同士による 第二稿の輪読とコメント交換 第二稿自己評価	最終稿執筆

（★マーク：他者からの意見や教員からの評価が得られる機会。____が、本調査対象となるルブリックである）

前章で課題として挙げられた他学部・他学科との連携について少し説明しておきたい。まず本科目では、各学科から参考文献リストの記載形式を事前に集め（任意協力）、各学科の書き方によって指導している（藤浦・宇野・堀井2017）。当然、専門領域によって異なる範囲は、参考文献リストの書き方だけでなく、文章形式・表現にも及ぶだろう。しかしながら、大島（2014b）が指摘するように、学科ごとに狙いとする成果物や評価基準を変え、かつ、できるだけ担当者による偏りが生じないようなレポート・ライティング教育を確立するには（学科の

専門教員であっても言語系分野専門の教員であっても) 困難が伴う。そこで本科目「日本語リテラシー」では、①社会で生じている出来事を見つめて何かしらに疑問を持ち、調べて考えを深める力、②提示された手法・形式を注意深く観察し応用する力、③対象分野やその出来事をよく知らない相手にもわかりやすく伝える力、の3つをそれぞれの専門や社会に出た後でも活用できる汎用的な能力と捉え、テーマを一般的なものとしつつも上記能力を育成できるように工夫した。具体的には、社会で生じている出来事で自らが疑問に感じたことや興味のあることをテーマとして自由に選び⁴、その背景を表すデータとなぜそのような現象が生じているかという要因について調査し、それをもとに今後の提案を行うという課題を設定している。また、使用テキスト(宇野・藤浦 2016)にある見本レポートを示し、本科目ではその形式を注意深く観察し応用することを促している。また、テキストの見本が唯一の形式ではないことを指導しつつ、手法・形式を観察して応用することの重要性も伝えている。この点に関しては、本科目で見本とされている文章表現と評価基準を明示することで、他学部・他学科教員も「初年次教育で勉強したレポートの書き方と専門での書き方と、どこが共通していてどこが異なるか」という指導を行いやすくなるのではないかと考えている。評価基準の明示については、アウトライン評価表、レポート原稿評価表(ループリック)を用いているが、評価基準の明示方法・言語化には未だ改善の余地があるため先行研究(次節)と本調査をもとに更なる改善を加える予定である。

(2) 評価についての先行研究と課題

まず、本実践で用いているループリックについて説明したい。ループリックとは、ある課題の到達目標達成に必要な能力記述が項目ごとにレベル分けされ、それらが一覧で見られる評価ツールである(本稿末尾に実際に使用したループリックを掲載するので参照されたい)。本稿では、初年次におけるレポート執筆指導で用いているループリック記述の検討プロセス(教員間の評価のズレと要因の考察)を開示し、どのような点が検証すべき課題として挙げられたかを報告する。改善すべきポイントを整理し、今後本実践だけでなく、多様な実践場面における評価検討・改善に役立てることを目的とする。ダネル・スティーブンス、アントニア・レビ(2014)によると、ループリックの役割は大きく分けて三点あ

る。①評価の公平性の担保、②教員の負担軽減・教育技術の向上、③学生の内省力・改善力の向上である⁵。これらの役割からみると、①～③に対応するものとして、①複数教員による評価のズレが極力生じないような仕組み、②教員が楽に採点でき、自らの活動を内省できるような仕組み、③学生がルーブリックを見て自分でレポートを訂正できるような仕組みが必要であろう。本調査では、主に①を扱うこととするが、複数教員にとってわかりやすい記述（評価のズレが生じにくい記述）は②および③にも好影響を与えと考えられる。例えば、迷いのない判断ができれば採点速度もあがり②に貢献しうるであろうし、教員にとってわかりやすい記述は学生にとってもわかりやすい記述につながり学生自身が内省・改善しやすくなるであろう。

複数の教員がレポート評価を行う大学の初年次教育科目におけるルーブリック評価の導入効果を検証した研究として、池田・畔津（2012）がある。ルーブリック評価導入前後の得点率を分析し、得点分布の偏りが解消されたことを示している。このことから、評価の公平性を担保する方策としてルーブリックは有用であると考えられる。教員間の評価のズレについての研究として山同・高橋・伊藤・藤本・安田（2017）がある。山同ほか（2017）は、5名の採点者が、4つの観点（下位14項目）から構成される共通ルーブリックを用いて2本のレポートを採点している。ルーブリックの観点（下位項目）は、「1. 構成（①構成、②段落）」「2. 内容（③序論、④本論、⑤結論、⑥展開・一貫性）」「3. 表現の適切さ（⑦文体、⑧語彙・文型・表現、⑨文のつながり、⑩表記）」「4. 形式（⑪引用の分量・情報量、⑫引用元明示、⑬参考文献欄、⑭フォーマット）」であり、評価尺度はA+、A、B、Cの4段階である（その科目の遂行目標をAとし、現時点より上のレベルの目標を提示することで余裕のある学習者はそれを意識し自立して取り組めるように配慮している）。評価のズレを検証した結果、評価が3段階に渡って分かれた項目は3項目（引用の分量情報量、参考文献、構成）であった。その要因として、山同ほか（2017）は、①評価観点項目がない場合と②評価観点の記述に対する解釈の違いを挙げている。①の例として、ある評価者は、引用の「適切さ」を評価する必要があると感じたが、その評価項目がなかったため引用の「分量」という既にある評価観点に「適切さ」を含めて評価した。その結果、引用の「分量」のみで評価した評価者とズレが生じたことが挙げられてい

る。②の例として、「内容」の観点にテーマ背景と問題提起が書かれているかをチェックする項目があるが、レポートの目的が書かれていれば問題提起が書かれていると判断した評価者と、レポートの目的だけでは問題提起が書かれていると判断しなかった評価者がいたために評価がズレたことが挙げられている。

また、レポート・ライティング教育における TA からのフィードバックにルーブリックを活用している事例として中島 (2017) の報告がある。カリキュラムでのルーブリックの用い方と、ルーブリック記述の改訂経緯が丁寧に報告されており、ルーブリック開発・運用・改善について議論する上で有用である。中島 (2017) のカリキュラムは、後半はリライトを含めた長い文書作成を行うが、前半はテーマ・狙いが異なる小さな課題をいくつかこなし、その都度ルーブリックで評価を受ける設計である。よって、使用するルーブリックはカリキュラムの課題に合わせて 5 種類あり、評価基準は 6 項目 4 段階とシンプルなものである。この点は、テーマ設定の行い方や資料収集など、レポートを書くための総合的なスキルを学びながら 8 週間で約 2500 字レポートを完成させるという大型のプロセス・ライティングを行っている本実践とは異なる。また、本実践のルーブリックは 25 項目 3 段階（本稿末尾参照）であり、本実践ルーブリックのほうが大型で複雑であることを分析の際には念頭に置いておく必要がある。

中島 (2017) の報告では、運用の結果、修正が必要になった箇所として、①「数カ所」「いくつか」「ほぼ」「若干」といった、あいまいな言葉が含まれる記述、②まだ授業では学んでいないスキルに関する文言がルーブリックに登場するなど、授業進度とルーブリック内容のかみあわないことなどが挙げられた。また、学生に行ったアンケートでは、ルーブリック改善要望として、①TA による評価基準のあいまいさ、②返却のタイミングの遅さ、③改善点の詳述要求 (TA の指摘やコメントがなければ、ルーブリックだけでは具体的な間違い部分や改善方法が分からない)、などが多く見られたという。採点者である TA の採点所感と学生からの改善要望は、本調査の分析にも役立つと考えられる。また、中島 (2017) の報告の特筆すべき点として、カリキュラム内でのルーブリック使用の工夫が挙げられる。ルーブリックが採点者である TA にとっても、被採点者である学生にとってもわかりやすいものであるよう、TA と教員がコミュニケーションを取れる場を設けたり、受講生に予めルーブリックについて説明・体験させる場を設

けたりしている。また、学生から教員への報告文として、TA による文書診断の結果を受けての成果と課題をパラグラフ・ライティングでまとめさせるなど、「内省の機会」を確保し、ルーブリックをじっくり理解させる機会を何度も設けている。ルーブリックに関する学生アンケートでは、ルーブリックの有用度に関して高い満足感が得られており、それは学生自身にルーブリックの使用法と価値を理解させるための仕掛けが効果的に働いているからであろう。

上記をまとめると、山同ほか（2017）と中島（2017）の取り組みでは、複数の採点者が困難を感じた点が具体的にまとめられており、本調査の調査目的に寄与する部分が大きいといえる。また、ルーブリックをカリキュラム内でどのように運用していくかという点についても言及があり、本実践を改善していくためにも役立つであろう。一方で、総合得点と評価の関連性や評価の偏りが項目ごとにどのように違うかといった点はあまり言及されていない。本調査では、評価のズレの全体像を総得点の関連性からも考察しつつ、項目ごとの評価傾向と要因、改善するための方策について考えたい。

4. 調査方法と結果

（1）調査方法

本ルーブリックは、スティーブンスほか（2014）の実践を参考にし、共通教材（宇野・藤浦 2016）のレポート見本をもとに作成した（項目は表 2）。本調査では、実際に授業で提出された 3 本のレポート（匿名）を、統一ルーブリックを用いて教員 8 名が採点した。ルーブリック採点時に感じたこと（特に採点しにくいと感じた点）も別途記入した。授業の指導経緯が評価に影響するのを避けるため、対象レポートを執筆した学生を担当していない（初見で採点）7 名のものを検証対象とした。

表 2：ルーブリックの構成（全 25 項目：宇野・藤浦作成。本稿末尾に全文掲載）

評価観点	下位項目（更なる下位項目数）
内容	テーマ、予告、背景説明（3）、本論（3）、考察（2）
資料	定義（2）、背景・本論資料（3）
形式	文法・段落、句読点、誤字脱字、書式、引用・出典、接続詞、文の長さと言述関係、参考文献
マナー	指定文字数、提出期限

(2) 結果

4-2-1. 総得点（平均）結果について

本実践では、ループリックの「すばらしい（表2では◎）」を1点、「まあまあできている（○）」を0.8点、「もう少し（△）」を0.5点とした（本検証では、提出期限の項目は外し24点満点で計算）。レポートa、b、cの平均点（教員7名が採点した総得点の総和÷7）は、レポートaが20.3点、レポートbが22.4点、レポートcが19.4点であった。また、各教員が採点したレポートの総得点順（低→高）を見てみると、c-a-bの順番になったのは7名中5名、c=a-bになったのは1名、a-c-bの順になったのは1名であった。総合得点でみると、高い得点を取る学生とそうでない学生の評価は概ね一致していた。

4-2-2. 評価のズレと認定方法について

教員7名分の採点を検証対象としたため、評価が全員一致した場合の数値は7となる。本調査では、①全員の評価が一致しているもの、②1-6に分かれており、かつ1と6が隣接しているものを「評価のズレがない、あるいは小さいもの」として認定した。一方、「評価のズレが大きいもの」は、①評価がほぼ二分（3-4）しているもの（この場合、3と4が隣接していないほうが隣接しているものよりもズレが大きいとみなす）、②評価が3つの枠にまたがっており、かつ最大値が4以下のもの、を認定基準とした。

4-2-3. 総得点とズレの傾向

総得点（平均）と項目ごとのズレの結果を表3に示す。ズレがない、あるいは少ない項目は薄いグレーの枠で示し、ズレが大きい項目は濃いグレーに白抜きの数字で示した。本結果を見ると、総合得点の平均が高かったレポートbは最もズレが少なか

レポート(平均点)		a (20.3)			b (22.4)			c (19.4)		
		◎	○	△	◎	○	△	◎	○	△
内 容	テーマ	6	1		5	2		3	4	
	予告	3	2	2	6	1		1	2	4
	背景 説明	3	4		5	2		2	4	1
		2	4	1	6	1		3		4
		2	4	1	4	3		2	4	1
	本論	4	3			5	2	2	5	
		1	2	4	4	3		2	5	
		2	2	3	7			3	4	
	考察		5	2	3	4			4	3
		1	4	2	5	2		1	3	3
資 料	定義	3	4		6	1		1	2	4
		4	3		6		1		3	4
	資料	4	2	1	7			6		1
		1	6		5	2		2	5	
		2	5		2	5		2	5	
形 式	文法・段落		6	1	7			5	1	1
	句読点	4	2	1	7			6		1
	誤字脱字	6	1		7			6	1	
	書式	6		1	7			3		4
	引用・出典	1	5	1		6	1	1	6	
	接続詞	4	3		6	1		4	3	
	文の長さ・ 主述関係	5	1	1	6	1		2	5	
	参考文献		4	3	3	2	2		4	3
	指定文字数	7			7			2	5	
マ ナ ー	提出期限									

表3：総得点（平均）と項目ごとの評価のズレ

った。レポート a とレポート c は、ズレはほぼ同数だったものの、極端なズレ（半数に割れ、かつ項目が隣接していない）は、レポート c のみに見られた。また、項目別にみると、形式やマナーよりも内容面にズレが生じる傾向にあることがわかる。内容面は全体にわたりズレがあるのに対し、形式では、ズレの生じやすさが項目によって異なる。本調査では、参考文献の書き方についての評価のズレが大きかった。

4-2-4. 採点のしにくさを感じる点

本調査では、共通ルーブリックを用いた採点だけではなく、採点時に感じた点も各教員がそれぞれコメントしている。採点のしにくさを感じる記述として、下記 3 点が挙げられた。①訂正したい点の多様性（一つの項目には「できていないこと」が複数あるが、全てルーブリック上に明記されているわけではない）、②項目のレベル別記述の不統一（記述が対応していない）、③あいまい表現（深い、明確に、やや、もう少し、適切、効果的等）による迷い、である。また、ズレに関しては、学生への期待値や重点を置いているポイントや説明手法等も教員間で異なる可能性があることも指摘された。例えば、「（初年次科目であるし）一年生でここまでできれば」と感じる教員と「大学生なのだからこれぐらいはできてほしい」「これではゼミや専門科目レポートでは通用しないのではないか」と感じる教員とでは採点の厳しさも異なるのではないかという見解である。また、ルーブリック表の評価段階である「すばらしい」という文言について、「今回のカリキュラムミッションでは目標基準に達しているが、今後更にブラッシュアップする必要があるため採点をする際に抵抗を感じた」「今回の目標基準の更に上の評価段階も参考として提示した方が良いのではないか」という意見が出た。

5. 考察と今後の展望

（1）考察

5-1-1. 総得点とズレの関連性

まず、総得点とズレの関連性に関して述べる。先行研究では、総得点とズレの関連性についてはあまり触れられていないが、本調査では総得点が高いレポートはズレが少なかった。サンプル数が少ないため断言はできないが、おそらく多

くの教員が「できている」と判断する一定水準があり、このような一定水準は（言語化の有無は別として）ある程度共有されている可能性が高い。一方で、最も点数の低かったレポートに大きなズレが生じていた点からも、ある水準に満たない場合、そのどこに焦点をあてるか、どの程度できていないとするかについては教員によってポイントが異なる可能性がある。よって、より良いルーブリックに向けて改善する場合は、一度複数人で成果物を採点してみて、得点別に振り分けてから話し合いを試みるのも一つの方法であろう。例えば、高得点レポートはズレが少なかったことから見ても採点時に迷いが生じにくい可能性があり、（大きなズレが生じたレポートと比べると分析対象として取り上げられにくい）高得点レポートを複数集め「なぜできていると思うか」「そのポイントはどこか」をまず話し合うことで、「すんなり採点できる一定基準」を言語化できる可能性があるだろう。

5-1-2. 項目別のズレの傾向と要因

次に、項目別のズレの傾向と要因について述べる。全体的に見ると、形式面のズレが内容面のズレよりも生じにくかった。この要因としては、形式面は「あるかないか」「どれぐらいあるか」で判断できるものが多いからだと考えられる。内容面と形式面でズレの大きかった項目は、「内容：背景説明」「形式：参考文献の書き方」である（表4と表5）。

ここでは、ズレの大きかった項目を例として、内容面・形式面それぞれのズレの要因を検討し、記述改善に向けてどのような工夫が考えられるかを述べたい。表4と表5の記述には、「ある程度」「少し」「やや」「きちんと」といったあいまい表現が散見される。これは、山同ほか（2017）と中島（2017）の調査でも報告されている通り、採点者が判断に迷う要因となっており、本実践でも同様のことがいえよう。形式面でのあいまい表現は数値化できる可能性も高く、中島（2017）の実践では、「数カ所の誤りや無駄がある」といったような記述を「表記上のケアレスミスが1,2箇所ある」といった表記に改訂している（p.205）。本調査でも、参考文献で間違っている箇所について誤りの数を取り入れることで評価のズレが改善される可能性が高いと考えられる。一方で、量や程度を表すあいまい表現だけではなく、内容面に見られる「価値」「論点を絞る／論点が広い」「必要性」

表4：背景説明のルーブリック記述（下位3項目）

	すばらしい	まあまあできている	もうすこし
背景説明	①一般的な傾向がわかるように説明できている	①一般的な傾向がある程度わかるように説明できている	①一般的な傾向がわかるように説明できていないため資料を工夫しよう
	②この問題を扱う価値を明示しながら論点を絞っている	②論点を絞れているが、なぜこの問題を議論するかがわかるように書かれていない	②論点がまだ広すぎる。問題を議論する必要性についてももう少し具体的に書こう
	③段落のまとめとして、このレポートで何のために、何について更に考えるかを明記している	③段落のまとめとして、このレポートで何のために、何について更に考えるかを明記しているが、やや飛躍があるので全体のつながりを考えよう	③段落のまとめとして、このレポートで何のために、何について更に考えるかを明記していない

表5：参考文献の書き方のルーブリック記述

	すばらしい	まあまあできている	もうすこし
参考文献	参考文献がきちんと書かれており、形式も指示通り書かれ統一されている	参考文献がきちんと書かれており、形式も統一しようという意思是感じられるが、少し間違っているところがある(p.89-96 参照)	参考文献がきちんと書かれていない。また、書かれていてもクラスで共有したルールが守れておらず、形式がバラバラだったり、統一されていない（資料の探し方 pp.86-88 参照）

「飛躍」といった表現は、評価者によって判断が分かれるところであり、かつ改訂が難しい。中島（2017）のルーブリック改訂作業においても、同様の傾向が見られたため紹介したい。中島（2017）では、「読み手に配慮した説明」の評価記述として「読む人の思考や気持ち・行動の想定に不十分さがあり、具体的で分かりやすい説明に欠ける部分がある」といった表記を「読み手に配慮して具体的な説明ができており、何が言いたいかわかる。とはいえ、なお改良の余地がある」といった説明にしている(p.205)。ケアレスミス数を明記した前改訂と比較し、「配慮」「改良の余地」の捉え方については、評価者によって判断の分かれると

ころであろう。山同ほか（2017）で報告された、「適切な問題提起ができてい
とはどのようなことか」を擦り合わせる必要があった事例も同様であり、量的に
説明できる範疇を超えたものであるといえよう。これらを解決するための方策
としては、総得点とズレの関連性についての考察で述べたように、複数の評価者
が迷わず「できている」と判断した高得点レポートでは、どのようなポイントを見
ているか、低い評価をつけたレポートの記述をどのように変えたら評価を上
げるかといった話し合いを通して、内容の判断に関わる記述をどの程度具体化
できるかを探る必要があるだろう。

また、本調査の教員からのコメントにあった「項目の不一致」については、次
の事例（表 6）が挙げられる。

表 6：資料のループリック記述（下位 3 項目のうちの 1 つ）

	すばらしい	まあまあできている	もうすこし
資 料	①（背景説明・本論）で きただけ新しい情報を 集めようとしている	①（背景説明・本論） やや資料が古い	①（背景説明・本論） 資料を用いていない、 または、用いているが、 やや信頼性が低い （引用元が明記されてい ない・明記されているが 個人発信情報等・情報 が古い）ため、訂正する 必要がある

この項目では、「すばらしい」「まあまあできている」の項目では情報の新旧の
みが評価記述に挙げられているのに対し、「もう少し」では、資料そのものや引
用明記の有無、信頼性なども記述に入っている。このように記述項目が一致して
いない場合、「情報は新しいけれども信頼性に欠ける場合はどのようにすればよ
いのか」といった疑問が生じ、採点のしにくさにつながると考えられる。これら
を解決するためには、例えば、「すばらしい」の項目は「新旧・信頼性・引用明
記」全てができているものとし、そのうちの一つが欠けている場合を「まあま
あできている」とするなど、項目をそろえた上で数値判定するなどの工夫が考えら
れる⁶。ループリック採点時には、該当箇所の下線を引くことが推奨されており
（スティーブンスほか 2014）、できていない箇所（例えば、情報の新旧）に評価
者が線を引くことで学生がどの部分ができていないかを判断することが可能で

ある。山同ほか（2017）では、引用の分量についてはルーブリックに記載があったが、適切さについては記載されていなかったため評価に差異が生じている。このように、ある評価観点について「ある項目」「ない項目」とその対称性を意識することは、より良いルーブルックを作成するために重要である。

5-1-3. 評価のズレとルーブリック詳述化

評価のズレと記載手法の課題として最終的に残るのは、ルーブリックのわかりやすさと記述範囲の関係であろう。評価をわかりやすく言語化することは大切であるが、一方で「どこがどうできていないか」という具体的な記述をどこまでルーブリックに記載するかという問題がある。本調査でも、教員からの声として「訂正したい点の多様性（一つの項目には「できていないこと」が複数あるが、全てルーブリック上に明記されているわけではない）」が挙げられている。また、中島（2017）の学生からの声として「改善点の詳述要求（TAの指摘やコメントがなければ、ルーブリックだけでは具体的な間違い部分や改善方法が分からない）」もあった。これらはいずれもルーブリックの詳述化に関する課題であろう。細分化・詳述化しすぎてもルーブリックが複雑になってしまい、ルーブリックそのものの理解が難しくなるおそれがある。どこまで記載するかという判断材料としては、一つには、スティーブンスほか（2014）のルーブリック作成手順に照らしあわせると「何度も同じことを様々な学生に指摘しているか否か」が挙げられる。何度も個別コメントに同じことを書くのであれば、それは多くの学生が躓くポイントであり、ルーブリックに記載してあったほうが良い項目ということになる。そのような項目が共通事項として複数教員より挙げられた場合、「どのような文言を用いてコメントしているか」を集めて照会し、話し合って決めるという手法もよいだろう。本調査では、評価項目に加えて欲しい項目として「タイトルの適切さ」が挙げられた。現段階での本ルーブリックの評価項目にはないが、実践で使用した結果、タイトルとレポート内容に乖離があったり、タイトルの付け方が大雑把すぎたりするなど、複数の教員がコメントを入れる機会が多かったのだろう。一方で、まとめられそうな評価項目として、形式面での項目がいくつか挙げられた。ルーブリックは、紙面一枚に収まるように提示することが望ましいとされており、項目数や詳述化の程度は紙面の制約とともに考察する必要

がある。新たに記述に加えたい項目が挙げられた場合、よりシンプルにできそうな項目や統合できそうな項目を同時に検討する必要がでてくるのである。

わかりやすさと詳述化についての課題を解決する方策としてもう一つ考えられるのは、ループリックそのものを理解する機会やレポートとループリックをじっくり照会し内省する機会を学生に与えることである。中島（2017）では、ループリックに関する理解を深めるために、学生に採点を経験させたり、TAからのフィードバック結果についての報告（成果と課題）を教員に提出させたりしている。これらは、学生がループリックを何度も見直したり、教員がループリックには詳述されていない大切なポイントを説明したりする機会になっている。ループリックが返却された際、学生が即座に「わからない」と判断してしまうのは、ループリックとレポートを照会する時間が不足していたり、ループリックに関する説明の機会が少なかったりすることも原因の一つとして考えられる。ループリックを説明する機会や、返却されたループリックの照会と内省の機会を確保することで、学生自身による改善部分の発見につながる可能性もあるだろう。本実践では、フィードバックを経てレポートをリライトする機会は確保されているものの、8週という限られた時間で講義が進むため、ループリックについて十分に説明する機会やクラス内でじっくり照会する機会が取れていない。現時点では、その時間を捻出することは難しいが、ループリック説明の機会や返却されたループリックとレポートの照会・内省方法について今後検討の余地がある。

（2）今後の展望

本稿では、初年次教育の一環として行われているレポート・ライティング教育科目「日本語リテラシー」におけるループリック使用時における「複数教員間の評価のズレ」の要因と改善策を、調査結果をもとに考察した。その結果、ループリック記述のわかりにくさは、これまでに報告されてきたループリック記述の課題と共通する点が多く見られた。一方で、総得点による評価のズレの多少や項目別に見られる評価のズレの傾向など、改善に向けた新たなヒントも得られた。本調査は、学生に平等かつ効果的な教育機会を保障するための第一歩である。本調査では、評価のズレを扱ったが、評価のズレそのものを悪としているわけでは

ない。各教員も、これまで受けてきた教育や経験は様々であり、評価のズレが生じるのは当然のことである。最も大切なのは、評価のズレが生じることを前提としてカリキュラム設計・運営を考えること、また、ズレの要因について言語化できるように努めることである。「なぜこうなのか」という問いに対し、「なんとなく」ではなく、「～だから」と具体的に応えることで、教員自身も普段は意識していなかった自らの評価観点を改めて認識できる。各々が評価観点を言語化することで初めて複数の教員間で評価をどう扱うかという話し合いが可能になるのである。このような話し合いは、小さな評価項目についての話し合いだけでなく、カリキュラム全体の目的を共有するという点でも重要である。本調査で教員から挙げられた「学生に求める期待値の差」に関するコメントがこれにあたる。初年次のレポート・ライティング教育科目の最も重要なミッションは何かを言語化して共有することは大切である。例えば、本実践では、冒頭に述べたように「自ら興味あるテーマを発見・選択し、調査しながら整理していく過程で、考える楽しみ・書く（表現する）楽しみを感じられること」を学生にとってのしあわせと捉え、そのような教育機会をできるだけ平等に与えることである。「学会で通用するようなレポート・ライティング能力を育成する」というミッションである場合とは、教員の評価の厳しさやサポート方法は大きく異なるだろう。「レポートを書く力を育成するための授業」という案内だけでは不十分であり、教員による教授方法や評価の差も生まれやすい。話し合い（言語化作業）がなければこのような認識の差異に気付かないまま、カリキュラムが進行してしまい、教員にとっても学生にとっても望まない不平等・不公平を抱えたままの状態になってしまう。大きなミッションから評価項目に至るまで、教員間の話し合い・連携を続けていくことで、教員自身も日々新しい知見・気付きを得ることができる。このような、関係性と機会があってはじめて、互いの良さを活かしながらより良い教育環境作りに臨めるだろう。

また、複数教員が評価表（ループリック）を共に創り上げていくことは、学生にとってもわかりやすく内省を促すために有効であると考えられる。学生も他者や自らのレポートについてどのような点ができているかなど、言語化に慣れているわけではない。教員間で話し合いながらループリックを創り、改善していくことにより、教員自身も様々な評価観点について言語化できるようになり、学

生の言語化作業をより具体的にサポートできるためである。本稿では、特に教員間の評価のズレについて扱ったが、学生がどの程度評価についてわかりやすいと感じているか、コメントが必要だと感じた場合、どのようなことを知りたいかなどは調査できていない。前述したように、学生にとって「わかりやすい・わかりにくい」という点に関しては、単純にループリック記述の改善のみに求めるのではなく、評価そのものを理解する機会をいかに与えているかというカリキュラム設計の見直しも含めて考えなくてはならないだろう。今後は、教員間の調査をもとにしたループリック記述改善を行うことはもちろん、学生がループリックをどのように理解し、役立てているかという側面も調査に取り入れる必要がある。また、本実践では学生に授業後アンケート（匿名・任意）を行っており、学生が授業で得た学びをどのように捉えているか、また、他の科目のレポートを執筆する際、「日本語リテラシー」で扱ったどのような技術を活用したかについて調査している。学生の他学科での行動への影響も加味して本実践に改善を加えることで、科目を超えた効果的な教育カリキュラムを模索していきたい。本講義は約 2500 名の学生が参加する大型カリキュラムであるが、複数教員が関わる初年次カリキュラムはレポート・ライティング教育に関わらず、教員同士と学生がともに創り上げていくものであるといえる。今後も互いの話し合いや学び合いを大切にしながら、学生が「考える・書く楽しさ（しあわせ）」を感じる授業作りを目指し、実践をより良いものにしていきたい。

謝辞

本論文は 2017 年度しあわせ研究費（研究テーマ：初年次レポート・ライティング教育におけるループリック開発と改善プロセスに関する研究）の助成を受けたものです。本組織は学内の多様な学部・学科教員が所属し、各々の取り組みを共有する場でもあり、本実践の教育目的・教育内容及び評価項目等を報告・情報交換する貴重な場となっています。

注釈

1 本稿は、日本語教育方法研究会（第 49 回研究会）の発表内容・予稿集（藤浦・宇野・小針・坂井・柴田・服部・中川・長松谷 2017）に、新たな先行研究

とそれを基に調査結果に新たな考察を加え詳述したものである。

- 2 所属は全員日本語コミュニケーション学科に所属している。
- 3 本科目では、特に話し言葉・書き言葉などをチェックするツールとして、文章診断システム（SAI）を使用している。本システムは株式会社 ザ・ネットが提供しているサービスである。
- 4 自らの専門（学部・学科）と少しでも関連があればなお良いとアナウンスしているが、学生が主体的にテーマを選ぶことを重要視しているため関連性確保は必須ではない。
- 5 スティーブンスほか（2014）では、公平性、実用性、教育手法という用語で説明し、更に細かく 6 つの理由を挙げている（pp.13-22）。
- 6 資料の「新旧」に関しては、テーマや分野によっては新しい資料がすなわち良い資料とはいえないという意見も出ている。本科目では現状を理解する資料を集める過程があり、社会情勢・状況を示す数値の場合は発表されている最も新しい資料を「良い資料」として位置づけている。

参考文献

- 池田輝政・戸田山和久・近田政博・中井俊樹（2001）『成長するティップス先生―授業デザインのための秘訣集』玉川大学出版部.
- 池田史子・畔津忠博（2012）「複数教員によるレポート評価のためのループリック形式の評価表導入に関する検証」『日本教育工学学会論文誌』vol.36, pp.53-156.
- 井下千以子（2008）『大学における書く力考える力―認知心理学の知見をもとに』東信堂.
- 宇野聖子・藤浦五月（2016）『大学生のための表現力トレーニング あしか：アイデアをもって社会について考える（レポート・論文編）』ココ出版.
- 大島弥生（2014a）「はじめに 21 世紀を生きる大学生のための『日本語リテラシー教育』の必要性」成田秀夫・大島弥生・中村博幸（編）（2014）『大学生の日本語リテラシーをいかに高めるか』ひつじ書房, pp. vii- xv.
- 大島弥生（2014b）「『日本語リテラシー』育成のための授業設計のポイント」成田秀夫・大島弥生・中村博幸（編）（2014）『大学生の日本語リテラシ

- ーをいかに高めるか』 ひつじ書房, pp. 129- 152.
- 山同丹々子・高橋雅子・伊藤奈津美・藤本朋美・安田励子 (2017)「ルーブリック作成と評価観点の『ずれ』の分析―上級前半レベルのレポート課題」『早稲田大学日本語教育実践研究』 vol.5, pp.123-130.
- ダネル・スティーブンス、アントニア・レビ (2014) 佐藤浩章・井上敏憲・俣野秀典 (訳)『大学教員のためのルーブリック評価入門』玉川大学出版部.
- 中島梓 (2017)「アカデミック・ライティング教育科目におけるルーブリック使用の成果と課題―立命館大学映像学部における事例をもとに」『立命館高等教育研究』 vol.17, pp.199-215.
- 成田秀夫 (2014)「変化への対応 世界・日本の教育における対応の現状」成田秀夫・大島弥生・中村博幸 (編) (2014)『大学生の日本語リテラシーをいかに高めるか』 ひつじ書房, pp. 15-29.
- 成田秀夫・大島弥生・中村博幸 (編) (2014)『大学生の日本語リテラシーをいかに高めるか』 ひつじ書房.
- 藤浦五月・宇野聖子・堀井恵子 (2017)「全学を対象とした初年次レポート作成指導から見えてきた日本語教員の新たな役割：学部を超えて学生の学びを考える場作りに向けて」『日本語教育方法研究会誌』 vol.23(2), pp.70-71.
- 藤浦五月・宇野聖子・小針奈津美・坂井菜緒・柴田幸子・服部真子・中川純子・長松谷有紀 (2017)「複数教員によるルーブリック記述の検証と課題」『日本語教育方法研究会誌』 vol.24(1), pp.84-85.
- 渡辺哲司・島田康行 (2017)『ライティングの高大接続：高校・大学で「書くこと」を教える人たちへ』 ひつじ書房.

参考資料 武蔵野大学「日本語リテラシールーブリック ver.1 (2018-03-06現在)」		学識番号()		名前()		もうすこし		評価	
内	テーマ	✓	まあまあできている	✓	テーマ設定が個人的な疑問・興味関心から出発しており、具体的に書かれているが、やや一般的で広範囲に渡るもの、もう少し絞り下げてみよう	✓	テーマ設定が個人的な疑問・興味関心から出発しており、なぜそのテーマを選んだのかわかりにくい	✓	①どこかに書かれていることを順書きを並べたり、少すづつ表現を変えて自分が書いたもののように見せよう(切り貼り、削り)
導	予告		本レポートで行うことを冒頭で説明しており、本文ともほぼ一致している		本レポートで行うことを冒頭で説明しており、本文ともほぼ一致している		本レポートで行くことを冒頭で説明できているが、内容と予告にズレがある		
	背景説明		①一般的な傾向がわかるように説明できている		①一般的な傾向がある程度わかるように説明できている		①一般的な傾向がわかるように説明できているが、内容と予告にズレがある		
	本論		②この問題を論ずる価値を示しながら論点を絞っている		②論点を絞っているが、なぜこの問題を論ずるのかわかりにくい		②論点がまた広すぎる。問題を論ずる必要性についても少し具体的に書く		
			③段落のまとめとして、このレポートで何のために、何について更に考えるかを明記している		③段落のまとめとして、このレポートで何のために、何について更に考えるかを明記している		③段落のまとめとして、このレポートで何のために、何について更に考えるかを明記していない		
考	本論		①資料をポイントを押さえて引用するだけでなく、資料からわかったことを自ら言葉で読み手にわかりやすく伝えている		①資料を引用するだけでなく、資料からわかったことを伝えるが、引用部分にやや冗長なところがあり、自分の言葉での言い換えが不十分である		①資料が引用で使われているが、これは、資料は使っているが資料からわかったことを自分の言葉でまとめている(引用の仕方pp.97-104参照)		
			②一点目と二点目の観点は似すぎておらず、違う観点から問題を捉えている		②一点目と二点目の観点は似すぎておらず、ある程度違う観点から問題を捉えている		②一点目と二点目の観点が似ており、複数の観点から問題を捉えていない。または、取り上げる観点が、当初の目的とズレている。もう一度書き手(自分)の立場を考えて問題を整理しよう		
	考察		③2つの資料からわかったことを自分の言葉でまとめており、まとめも資料内からわかることが導き出されている。過度な推測も検んでいる		③2つの資料からわかったことを自分の言葉でまとめているが、やや推測を含んでいるため、資料とまとめとのつながりを考えよう		③2つの資料からわかったことを自分の言葉でまとめていない。また、まとめも資料内容からわかることが導き出されていない		
			④考察は、これまで自分が述べてきたことと関連付けて述べられているだけでなく、広く深い観点から考察がなされている		④考察は、これまで自分が述べてきたことと関連付けて述べられているが、もう少し広げたり深めたりしてみよう		④考察は、これまで自分が述べてきたことと一部は関連付けて述べられているが、全体への観点に欠けるため、全体のつながりを考えよう		
資	定稿		②これまでのことと関連付けながら今後の提案等がなされている。それにより、書き手の立場が明確になる		②これまでのことと関連付けながら今後の提案等がなされている。ただ、様々な情報が入っているために、書き手の立場がわかりにくくなっている点がある。情報の要・不要を立論に合わせ見極めよう		②考察の提案等がなされているが、これまで述べてきたことと関連付けが不十分である。様々な情報が入っているために、書き手の立場がわかりにくい。関係した資料と提案とのつながり・必要性を見直そう		
			①レポートを眺む上で重要な用語であり、情報できる資料を調べられている		①レポートを眺む上で重要な用語であり、情報できる資料を調べられている		①レポートを眺む上で重要な用語を説明する必要がある。また、情報できる資料を調べる必要がある		
	資料		②ただ意味を調べてあるだけでなく自分のレポートでどのように用いるかを明確している		②ただ意味を調べてあるだけでなく自分のレポートでどのように用いるかを明確しているが、用い方が不明瞭であったり、一部表現に誤りがあったりするため修正しよう (pp.22-24参照)		②自分のレポートでどのように用いるかを明確にする必要がある (pp.22-24参照)		
			③(背景説明・本論)でできるだけ新しい情報を集めようとしている		③(背景説明・本論)でできるだけ新しい情報を集めようとしている		③(背景説明・本論)資料を用いていない。または、用いているが、やや信頼性が低い(引用元が明記されていない・明記されているが個人発信情報等・情報が古い)ため、訂正する必要がある		
形	式		②(背景説明)一般的な傾向がわかる資料とテーマ価値がわかる資料を使っている		②(背景説明)一般的な傾向がわかる資料とテーマ価値がわかる資料を使っているが、どちらか(一般傾向・テーマ価値)の資料は他の資料も選んでいる		②(背景説明)一般的な傾向がわかる資料(近年または数年の数年のデータが入っている・本邦調査等)とテーマ価値がわかる資料(問題が個別ではなくテーマにおいて全体的な問題であることがわかる資料)を使う必要がある		
			③(本論)本論テーマに沿った資料を使っている		③(本論)本論テーマに沿った資料を使っているが、いくつかの資料は、他の資料も選んでいる (資料の扱いpp.86-88参照)		③(本論)本論テーマに沿った資料を使う必要がある(全ての資料が似通っていない・個別ケースのみの資料だったりにしないようにする)		
	式		文法や段落は正確で、明確な表現ができている		文法や段落は正確で、明確な表現ができている		文法や段落に間違いがやや多い		
			句読点は正確で、読者が文を追う上で効果的に機能している		句読点は正確で、読者が文を追う上で効果的に機能している		句読点に間違いがあり、正しく使い分ける必要がある。また、効果的に使った点にも、文章の区切りを意識する必要がある		
マ	ナ		誤字脱字はなく、正確である		誤字脱字がややある		誤字脱字が多い		
			適切な書式・文字の大きさで書かれている		適切な書式・文字の大きさで書かれている		適切な書式・文字の大きさで書かれていない		
	ー		引用は適切に行われ、出典も明記されている		引用の出典は明記されているが、引用箇所の区別がつけにくいところがある		引用が適切に行われていない。出典が明記されていない		
			接続詞等が効果的かつ適切に使われている		接続詞等が効果的かつ適切に使われているが、ときどき、接続詞の使い方に誤りがある		接続詞等を効果的かつ適切に使う必要がある。次の文章や段落を書く前に、前の文・段落との関係を考えてから書く		
ナ	ー		文は長すぎず、主題・述語の関係がはっきりしている		文は長すぎず、主題・述語の関係がはっきりしている		文が長すぎたり、主題・述語の関係が弱っているところがある		
			参考文献がきちんと書かれており、形式も指示通り書かれ統一されている		参考文献がきちんと書かれており、形式も統一しようという意図は感じられるが、少し間違っているところがある(pp.89-90参照)		参考文献がきちんと書かれていない。また、書かれていてもクラスで共有したルールが守られておらず、形式がバラバラだったり、統一されていなかったりする(pp.89-90参照)(資料の扱いpp.86-88参照)		
ナ	ー		指定文字数を守っている		指定文字数に対して、やや多い/少ない		指定文字数に対して、著しく多い/少ない		
			提出期限を守っている		提出期限を守れているが、提出期限から30分を引く		提出期限を守れていない(全体評価から30分を引く)		未提出

【研究ノート】

東南アジアの高等教育における日本語学習者の ビジネス日本語教育の教材開発のための調査研究 ータイ、ラオス、インドネシア、カンボジアの大学とー

堀井 恵子

Musashino University Creating Happiness Incubation 研究員 武蔵野大学 グローバル学部 教授

要約

世界のしあわせをカタチにするためには、多文化共生社会の実現が必要だと考える。東南アジアの日本語を学ぶ学生のためのビジネス日本語教材作成は、学生、教員、そして、日本企業に、共に仕事をするための足掛かりをもたらし、ビジネス日本語教育の切り口による多文化共生を目指すものとなる。

本論では、タイ、ラオス、インドネシア、カンボジアの研究者との教材作成のための調査研究において、異文化調整能力育成のためのケース項目について検討をした結果を明らかにした。ケース項目のキーワードは、①残業、② 仕事の時間/家族の時間、③ハウレンソウ、④ジョブディスクリプション、⑤管理、⑥人前で叱る、⑦チームワーク、⑧謝罪する、⑨自己紹介、⑩日本人は厳しい、の10項目となった。

これらのケース項目を具体的なケースとして教材化し、試行することが次のステップとなる。

東南アジアの日本語を学ぶ大学生がBJ教育を受けることでより豊かなキャリアを築けるようになるよう、研究を続け成果としての教材作成を完成させたい。

キーワード：ビジネス日本語教育、東南アジア、高等教育機関、異文化調整能力、ケース項目

1. はじめに

ビジネス日本語(以下 BJ)教育は、1970年代から続くすでに仕事に従事しているビジネスピープルを対象としたものから、2006年に文部科学省と経済産業省の連携による「アジア人材資金構想」事業において留学生を対象とするBJ教育が打ち出され、これから仕事をする学生を対象としたものに領域が広がった。

武蔵野大学では他大学に先駆け、2006年に大学院にビジネス日本語コースを設置、留学生が身につけた日本語をキャリアとして活用できるよう、新たなシラバス、教授法などを開発、その後、10年をこえるBJの研究と教育実践を続け、その積み重ねを蓄積している。

一方、日本企業のグローバル化に伴い、海外に展開する日本企業が増えているが、その展開先は、中国から東南アジアに拡がり、それらの各地で日本語を使って仕事ができる人材ニーズが高まっている。

東南アジアの大学においては、日本語を専門とする学科を置く大学が多いが、卒業生の多くが日本企業に就職していることから、ビジネス日本語への期待が高まっている。しかし、学生に対するビジネス日本語教育の内容を理解し、適切な教育実践を行える教員が不足、また、教材の開発も遅れている(堀井 2016)。

このような背景において、2017年度より、BJ教育実践がまだあまり進んでいないタイ、ラオス、カンボジア、インドネシアを代表する日本語教育のキーパーソンでもある大学教員(しあわせ研究所客員研究員)とともに、それらの大学で使用可能なBJ教材開発のための共同調査研究を行っている。

本論では、教材の全体的な枠組みを紹介した上で、2017年11月にタイ・タマサート大学において開かれた研究会で協議した異文化調整能力育成のためのケース項目について検討をする。

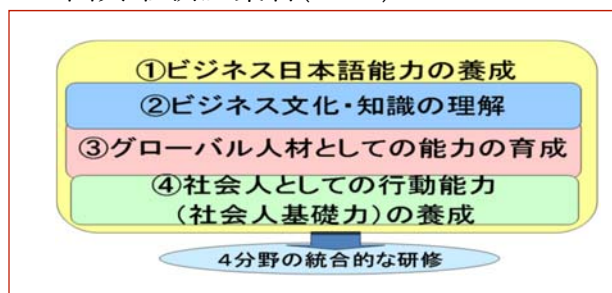
これからさらに発展する、日本との関係もますます深まっていくであろう、タイ、ラオス、カンボジア、インドネシアの大学教員とのビジネス日本語教育における共同研究はまだ類を見ないが、各地の日本語学習者、日本語教員、そして、日本企業への貢献のできる研究として、特色と意義は大きいと考える。

2. BJ教材開発の先行研究と本開発教材の枠組み

(留)学生を対象としたビジネス日本語の教材開発に関しては前述のアジア人財資金構想事業において行われた大規模調査¹の結果に基づき「留学生向けの研修内容」(図1)が提示されている。

そして、この4分野の統合的な内容の実践にはプロジェクト型学習(以下、PBL)が望ましいことが述べられている(経済産業省 2007)²。

図1 出典:経済産業省(2007)



これらの調査、提言から開発された教材作成には筆者と本学教員グループも関わり、海外技術者研修協会 (AOTS)『留学生のためのビジネス日本語シリーズ 一人財一』が完成されたが、この教材はすべてが PBL で行うという画期的なものであった。

経済産業省(2011)『教育機関のための外国人留学生ビジネス日本語ガイド』には、ビジネス日本語教育について、以下のように述べられている。

ビジネス日本語教育では、敬語やビジネスマナー等のモデルを模倣する練習だけでは十分とは言えません。企業に就職し、日本語で仕事ができる力を身につけるには、より現実的な場面での課題やプロジェクトに取り組むプロセスを経験することが重要です。ビジネス日本語の教材には、日本語はもとより、ビジネスの知識や社会人としての行動力を総合的に駆使できる、こうした包括的な能力の育成を可能にするための、素材・リソースとしての役割が求められます。

1)「素材としての教材」の必要性

留学生の就職活動にしても、企業の活動にしても、現代社会では個別多様性が非常に大きいことと、変化が激しいということが特徴です。したがって、ビジネス日本語教育の教材は、個別性や多様性への対応と、情報が古くなること(陳腐化)への対応を考慮して準備されなければなりません。具体的な方策としては、学習活動の流れ・骨組みはある程度決まったものを提供しつつ、個別の内容は都度の状況に合わせて差し替え可能な「素材集」にするということです。

2)「留学生のためのビジネス日本語シリーズ -人財-」

ここで紹介する「アジア人財資金構想」で開発した教材も、上述の「素材集」という思想で作られています。

(1) 教材の目的

この教材では留学生が希望する企業に就職し、就職後も日本語を使って日本企業内で十分に活躍できるように、2-1 で述べたビジネス日本語能力の養成、ビジネス文化・知識の理解、社会人基礎力の養成という 3 つの能力を身につけることを目指しています。

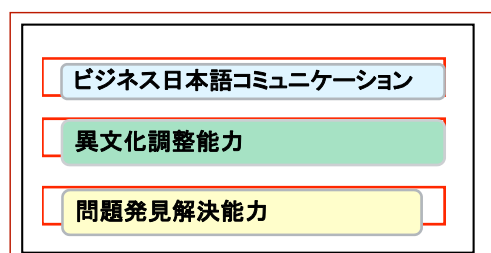
(2) 教材テーマ一覧

- ①就職活動を知る～就職に向けて：A-1. 就活へ！始めの一步,A-2. 業界・企業研究入門,A-3. つかめ！面接のコツ,A-4. 就職活動ワークブック
- ②日本と自国の違いを知る：B-1. キャリアプラン プロジェクト,B-2. インターンシップ プロジェクト,B-3. 知的財産権プロジェクト,B-4. 仕事と家族プロジェクト、B-5. 社会的起業
- ③企業・社会を知る：C-1. 自立支援による地域振興の試み,C-2. 男女共同参画の推進,C-3. 地域おこしエコイベント、エコツアーの企画,C-4. 東アジアの進出企業の海外戦略,C-5. IT コース 企業の情報化活動研究入門
- ④仕事を知る～企業活動シミュレーション：D-1. 自国を売り込むツアー企画プロジェクト（旅行観光業）,D-2. 団塊世代向け商品企画プロジェクト（貿易業）,D-3. 環境に優しい製品の開発プロジェクト（製造業）,D-4. コンビニ新規店舗企画プロジェクト（流通業）

ここからは、従来の日本語教材を越え、BJ 教材がより現実に即したコミュニケーション力、インターアクション力の育成を必要とするものであることがわかる。

筆者は上記教材の作成と教育実践経験、並びに、その後の調査(堀井 2008,2011,2012)などからビジネス日本語教育内容を図1を改定した以下の図2の3つの要素からなるものとした。

図2：ビジネス日本語教育内容(堀井 2015)



本教材開発においても、上記教材の内容、教授法を参考に、以下の枠組みにおいて、この3要素を育成することを目的としている。

- ① BJとは:BJの目的、内容
- ② 面接(エントリーシート):自己アピールと企業分析、ビジネスマナー
- ③ ビジネス電話:基礎(定型)+応用
- ④ ビジネスEメール:基礎(定型)+応用
- ⑤ ビジネスコミュニケーション(口頭表現):ロールプレイ
- ⑥ ビジネス読解:
- ⑦ ビジネス文書作成:報告書、企画書など
- ⑧ プロジェクト:テーマ、情報収集、調査、企画、プレゼン
- ⑨ ケース学習:異文化コンフリクトの解決策を考える

教材は必要に応じて、それぞれの言語(タイ語、インドネシア語、ラオス語、クメール語)の解説・訳をつける。

本論ではこの枠組みの中で、2017年11月にバンコク・タマサート大学で行った研究会で協議した異文化調整能力育成のためのケース項目について検討をする。

3. 異文化調整能力に関する先行研究

前述の表2の3つの要素はどれも重要であるが、グローバルビジネスにおいて商談だけでなく社内のコミュニケーションにおいても最後に問題となるのが異文化調整能力であることが多い。特に目標言語/文化環境ではない海外ではその重要性が増すと考えられる。

近藤・金(2012)では、「筆者らが開発した『ビジネスコミュニケーションのためのケース学習－職場のダイバーシティで学び合う－』では、日本(日系)企業で働く外国人・日本人社員の経験した仕事上の困難やコンフリクトがもとになっている。学習者には、討論を通じて、コンフリクトが起こった状況や登場人物の立場・心情を読み取り、複雑な人間関係や利害関係等の諸要素を想像し、解決策を論理的に考えることが期待される。当該テキストは10のケースと、語彙リスト、タスクシート、「ケースの裏側」(補足説明、討論のためのヒント)から構成されている。」とある。ケース学習については、「事実に基づくケースを題材に、

設問に沿って参加者が協働でそれを整理し討論し、時には疑似体験をしながら考え、解決方法を導き出し、最後の一連の過程について内省する学習を指す。」とし、以下のケースをもとに、ケース学習の教材を紹介している。

CASE 01	まだ9時半です！	(仕事の進め方：すり合わせ型)
CASE 02	私に任されたはずなのに	(仕事の仕方：指示の仕方)
CASE 03	変更はできません	(断り方)
CASE 04	なぜ期待ははずれたの？	(打ち合わせの仕方)
CASE 05	ほう・れん・そう！？	(うまくいかなかったことの報告をしない)
CASE 06	中間の納品が大変！！	(あいまいな表現)
CASE 07	完成度	(完成度に関する価値観・書式が大事)
CASE 08	もう動かさないで！	(配置転換)
CASE 09	空気を読んで！？	(察する、謝る)
CASE 10	結論は同じなのに	(配慮表現)

上記ケースの横のカッコ内は、筆者が各ケースにおいて主要な内容と判断したものであるが、この教材では、現実のインタビューから抽出した異文化コンフリクトを挙げるだけでなく、この教材で学ぶ者それぞれの視点から討論をし、論理的な解決策を考えるという点で、異文化調整能力も育成され则认为る。

西田(2008)は、これまでの文献から企業内で異文化(間)コミュニケーション摩擦を起こすととらえられてきた行動を抽出し、便宜的に「人間関係」「業務遂行」「経営管理」に分けた45の項目をヒントとする文化スキーマ分析を用いた質問票で、中国、マレーシア(マレー系、中国系)、フィリピン、アメリカの日本人駐在員および現地管理職に、互いのどのような行動に文化の相違を感じていたのか(文化の相違調査)と互いにどのような行動を困難に感じていたのか(困難度調査)を調査している。本論では、西田(2008)の抽出した45の企業行動(質問項目)の中から、以下の項目を選び、ケース項目の検討の参考とした。

人間関係行動

- ① 「ノー」の言い方、「イエス」「ノー」をはっきり言うか)

- ② 会議での議論、話し合いの仕方、反対意見の表現の仕方
- ③ 仕事で失敗した際の叱り方（人前で注意せず、個別に注意するなど）
- ④ うまく仕事を遂行した際の褒め方
- ⑤ 言葉遣いや礼儀作法（挨拶の仕方など）
- ⑥ 仕事が終わった後のつきあい（酒を飲みに行くなど）

業務遂行行動

- ⑦ 時間の守り方、有給休暇の使い方
- ⑧ 早退/欠勤/遅刻の仕方、その対応の仕方
- ⑨ 残業/休日出勤することについての対応の仕方
- ⑩ 「仕事のための時間」と「自分自身/家族のための時間」の区別の仕方
- ⑪ 日本語/英語/中国語で意思疎通をはかること
- ⑫ 仕事の分配の仕方
- ⑬ 仕事内容の指示の与え方（日本人部下よりも明確に指示を与えなければならない/大体の方向性のみを与え、仕事の詳細は任せようとする）
- ⑭ 仕事内容を理解できない際の行動（例えば、仕事内容について、わからないのに尋ねてこない、逆に理解するまできちんと説明しないなど）
- ⑮ 仕事の進捗状況について、しばしば報告することについての対応の仕方
- ⑯ チームワークのとらえ方
- ⑰ 仕事についての考え方、やり方
- ⑱ 指示されなくても自主的に仕事をするということについて

経営管理行動

- ⑲ 物事を決定する為に要する時間
- ⑳ 品質管理/事務管理の仕方
- ㉑ 会社の規則や手続きの守り方
- ㉒ 仕事に対する評価の仕方
- ㉓ 「仕事範囲/責任範囲」のとらえ方
- ㉔ 転職の仕方
- ㉕ 年功序列に基づく給与制度/昇進制度に対する反応
- ㉖ 昇給を要求する行動について
- ㉗ 配置転換/人事異動に対する反応

- ⑳ 仕事や会社についての情報の共有の仕方
- ㉑ 宗教に基づくさまざまな行動について
- ㉒ 男性・女性管理職の扱い方

4. 異文化調整能力育成のためのケース項目

研究会では、タイ、インドネシア、カンボジア、ラオスにおける日系企業に就職をした卒業生への調査結果に基づき各教員から教材に入れるケース項目として予め送られた案について協議をした。その結果を3で挙げた項目を参考に筆者が整理し、選んだケース項目は以下となる。

1) 残業/休日出勤することについての対応の仕方（上記⑨に対応）

残業のために、時間的余裕がなくなることによってストレスがたまるだけでなく、女性が働きにくくなったり、家族との関係にも影響が出る。残業代が出るか出ないかよりも人間性が保たれなくなるのではという点でコンフリクトとなる。

2) 「仕事のための時間」と「自分自身/家族のための時間」の区別の仕方(⑩)

1)の残業との関連もあるが、家族と過ごす時間はあるのか、仕事以外の時間一近所づきあいなどについての価値観においてコンフリクトとなる。

3) 仕事の進捗状況について、しばしば報告することについての対応の仕方(⑮)

報告を待っていないでなぜ上司が聞きに来ないのか、自国では疑問があれば上司から聞きに来る、報告をすると告げ口をしているのではないかと思われる、問題が発生しても自分で解決できると思う、などの理由でハウレンソウについてコンフリクトとなる。

4) 仕事についての考え方、やり方(⑰)

3)にも関係があるが、自国では、ジョブディスクリプションとして記述されていないとしても、仕事は各自に任され一人で完成させ締め切り日に提出、それまで先輩や上司にその内容について相談はしない。

5) 品質管理/事務管理の仕方、会社の規則や手続きの守り方(㉑、㉒)

きっちりする、ちゃんとする、きめ細やかさ、いいものを作りたいというまじめさ、情熱により日本の技術力が保たれているという点は評価されているが、自国との違いにおいてコンフリクトとなる。

6)仕事で失敗した際の叱り方（例えば、人前で注意せず、個別に注意するなど）(③)

人前で怒ることは4つの国共通でコンフリクトとなる。

7)チームワークの捉え方 (⑩)

何も言わずに休まない、チームで何かするときには最後までやる、できないのなら入らない。言われなくてもやる人、逃げる人、気づけば変わる人などいろいろなタイプがあるのはどの文化でも同じであるが、チームワークとして期待されることについてはコンフリクトがおこる。

その他、3の項目には挙げられていないが、意見が多かった以下について、ケース項目として取り上げる。

8)謝罪について

自分のせいではないのに謝罪を求められることについてのコンフリクト。

9)自己紹介をしなくても仲良くなれる

日本の会社では必ず自己紹介をしてから仕事をするが、自国では特に自己紹介をしない。逆に自己紹介をすると水臭くなる。これは筆者も初めて聞く内容であったが、言われてみると思い当たることが多い。

10)日本人の厳しさ

先輩からのステレオタイプなアドバイスで日本人についてのイメージができてしまっていることもあり、厳しく言われることでコンフリクトがおこる。良い仕事のためであることがだんだんわかってきたという事例にもなる。

5. 考察

研究会では、在校生の多くが日本企業への就職について「日本企業は無理」と否定的であることを聞いた。残業や家族観については、事実もあるが、ステレオタイプが実際の現場とのギャップを生んでいるのではないかと思われるほど強く定着していた。ハウレンソウや仕事の仕方、そして、チームワークについては、現地ではなかなか自分事としては理解されない。人前で叱られることや、自分が悪くないのに謝ることを要求されることについての抵抗も目標言語/文化環境である在日の状況と比べて、より強くなっているのではないだろうか。

これらのケース項目の内容自体は、多くがすでに挙げられていた内容ではあ

るが、今まで挙げられていた視点は日本人対象の調査結果から得ていることが多く、日本企業文化への同化が見え隠れするものもあった。それに対して、今回の調査は、現地で行い、現地で協議したこともあって、今までは見えてこなかった、より一歩踏み込んだ内容が見えてきている。

滝浦 (2013)は、『敬して避ける』ための敬語はあっても、『親しく交わる』ための言葉は育まなかった」と日本語の歴史を振り返り述べているが、報告しなくても上司が聞きに来てくれる、自己紹介をしなくても仲良くなれる、ということからは日本人のコミュニケーションにおける「親しさのコミュニケーション」の欠如もうかがえるのではないだろうか。

鍋島(2015)では「日本人上司は外国人社員が葛藤を起こす状況を十分に理解できなかった。また、葛藤を理解できた日本人上司は、時間の余裕がないことから、葛藤解決までの提案をすることができなかった。」とあるが、現場では異文化コンフリクトに気づかない、気づいても解決できないことが推測される。

日本の企業文化に合わせることを目的としないケース学習による異文化調整能力の育成は、アジアの学生の視点からの、また、その地域としての微妙なカスタマイズもできる学習となる可能性がうかがえる。

本論ではケースの項目を検討、決めたところまでなので、これから、調査データをもとに具体的なケースを作成し、試行をすることとなる。

研究会では、日本と日本の企業への期待として、先生方から以下の意見も出された。本論の教材作成と直接には関係ないが、今後の BJ 教育、日本語教育の上で示唆のあるものとしてここに加えておく。

英語と PC 技術があればよいと答える日本の企業人がいるが、それでいいのだろうか。グローバル=英語ではないと考える。日本企業にとっては日本語を学んでくれる人をもっと支援する必要があるのではないだろうか。日本政府は ODA をたくさん出しているのだからもっと日本語人財³を育て日本の良さを伝える必要があるのではないか。現状は奨学金を受け日本の大学で日本語を勉強している留学生が学ぶのは英語によるプログラム、奨学金も英語で募集、英語で面接をするため、日本語力の高い日本語学科の学生は選抜されない状況である。理系の学生を対象としているのかもしれないが、TOEIC, TOEFL の高い

スコアを持っていたら日本には行かない、行っても日本や日系企業で就職するとは限らない。アジア人をターゲットにするなら日本語人財の育成をもっとサポートすべきである。

6. まとめ、今後の課題

東南アジアの高等教育におけるビジネス日本語教材開発のため、タイ、ラオス、インドネシア、カンボジアの研究者と共同の調査研究を行っているが、本論では、異文化調整能力育成のためのケース項目について検討をした結果を明らかにした。ケース項目のキーワードは、①残業、② 仕事の時間/家族の時間、③ハウレンソウ、④ジョブディスクリプション、⑤管理、⑥人前で叱る、⑦チームワーク、⑧謝罪する、⑨自己紹介、⑩日本人は厳しい、の10項目となった。

これらのケース項目を具体的なケースとして教材化し、試行することが次のステップとなる。

共同研究をしている先生方は、みな日本に留学し学位を取得している非漢字圏の日本語を教える研究者である。このメンバーでなければ気づかないこと、できないことがあることを実感しているが、東南アジアの日本語を学ぶ大学生がBJ教育を受けることでより豊かなキャリアを築けるようになるよう、研究を続け成果としての教材作成を完成させたい。

謝辞

本論文は2017年度しあわせ研究費（研究テーマ：東南アジアの高等教育における日本語学習者のためのビジネス日本語教育の教材開発のための調査研究—タイ、ラオス、インドネシア、カンボジアの大学と）の助成を受けたものです。

本研究にご協力いただいた、スニーラット・ニャンジャローンズック先生(タマサート大学)、サヤコン・マライカム先生(ラオス国立大学)、ロイ・レスミー先生(王立プノンペン大学)、ディアンニ・ルスダ先生(インドネシア教育大学)に心より感謝いたします。

注釈

- 1 海外技術者研修協会「日本企業における外国人留学生の就業促進に関する

調査研究」報告書 平成 19 年 3 月、

<http://www.meti.go.jp/information/downloadfiles/c70412d11j.pdf>(2018.2. 27 閲覧)

2 経済産業省産業人材参事官室(2007)「外国人留学生向けの研修のあり方について」<http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g70410b01j.pdf>(2018.2.27 閲覧)

3 日本語使って仕事をしていく人材、アジア人財資金構想事業において材料ではなく財産という意味を持たせるため「人財」を使用していたので、ここでもその意味で人財を使用している。

参考文献

海外技術者研修協会『留学生のためのビジネス日本語シリーズ—人財—』

<http://www.aots.jp/jp/project/nihongo/kyozai/pdf/0pamphlet.pdf>(2018.2. 27 閲覧)

経済産業省(2011)『教育機関のための外国人留学生ビジネス日本語ガイド』

近藤彩・金孝卿(2012)「グローバル時代における日本語教育:プロセスとケースで学ぶビジネスコミュニケーション」http://nsjle.org.au/nsjle/media/2012-Aya-Kondoh_Japanese-education-in-the-global-era.pdf(2018.2.27 閲覧)

鍋島 有希(2015)「日本の大学を卒業した外国人社員の職場における葛藤と解決方略（中小製造業企業を事例として）」www.j-agce.org/wp-content/uploads/2016/04/6NABESHIMA.pdf(2018.2.27 閲覧)

西田ひろ子(2008)『グローバル社会における異文化コミュニケーション』風間書房

滝浦真人(2013)『日本語は親しさを伝えられるか そうだったんだ!日本語』 岩波書店

堀井恵子(2008)「留学生に対するビジネス日本語教育のシラバス構築のための調査研究—中国の日系企業へのインタビューからの考察」『武蔵野大学文学部紀要』第 10 号

堀井恵子(2010)「プロジェクト型ビジネス日本語教育の意義と課題」『武蔵野大学文学部紀要』第 11 号,pp.47-57.

堀井恵子(2011)「留学生に対するビジネス日本語教育のシラバス構築のための調査研究ーベトナムハノイの日系企業へのインタビューからの考察」『武蔵野大学文学部紀要』第12号,pp.74-91.

堀井恵子(2012)「留学生の就職支援のためのビジネス日本語教育のシラバス構築のための調査研究3ータイバンコクの日系企業などへのインタビューからの考察」Global Communication、創刊号,pp.31-46.

堀井恵子(2015)「ビジネス日本語教育の課題再考ーコース・デザインとPBL、シニアサポーター活用ー」ビジネス日本語教育の展開と課題、pp.125-142、ココ出版

堀井恵子(2016)「東南アジアのビジネス日本語の研究と教育ーグローバル人材育成とつながるネットワーク」『2016年日本語教育国際研究大会バリ予稿集』
http://bali-icjle2016.com/proceeding/?filter_1=Lesmey&mode=any(2018.2.27 閲覧)

【総説】

生態系への損害に関する賠償制度の構築をめぐる論点整理 ～公益と私益の接合可能性～

古谷 英恵、上代 庸平、小島 千枝

Musashino University Creating Happiness Incubation 研究員 武蔵野大学 法学部 准教授

要約

今日、貿易や科学技術の発展は、生態系へ多大な影響を及ぼしている。しかし、現行の民事責任法においては、それらが生態系自体にもたらす悪影響（環境損害）は損害概念に取り込まれておらず、差止による予防的救済を図ることや、予防的措置にかかった費用を補償することは、不可能となっている。これらの問題は、公益としての生態系の保護を、私益保護のために確立してきた民事責任法の下で理解するにあたって、公法分野における成果を参照しなかったことに原因の一端があると言えよう。

以上のような観点から、筆者らの共同研究では、民法、憲法および国際法の成果を相互参照することで、環境損害が生じた場合に、民事責任法においてどのようにその損害を認定し賠償額を算定するのか、また何を根拠に差止請求を認めるのか、という点を明らかとすることを目的とする。そこで、本稿では、各法学領域の議論状況と、そこにおける論点を整理することとする。

1. はじめに

今日、外来生物の導入や、遺伝子組み換え植物・化学物質の開発等を原因として、生物多様性へ影響が生じ、その結果、天然資源の質・量の低下などによって農林水産業に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。これらが人間の生命・健康や経済活動に直接的に影響を及ぼすまでには長い時間がかかる一方で、いったん影響が明らかになったときには手遅れとなる問題といえる。

現行の民事責任法においては、貿易や科学技術の発展が生態系そのものにもたらす悪影響（環境損害）は損害概念に取り込まれておらず、したがって環境に対する悪影響を差止請求の根拠として予防的救済を図ることや、損害賠償額の算定基準として予防的措置にかかった費用を補償することは、不可能となっ

ている。ここでの問題は、①生態系自体へ損害が発生しただけの段階ではそもそも人間に対する直接的な損害が生じていないことから、人に帰属する権利の侵害から救済することを目的とする現行の民事責任法の下では損害を認定することができず、たとえ環境権や環境保護責任の導入を試みることによって生態系への悪影響を賠償可能な損害概念の中に含まれたとしても、生態系自体の価値をどのように算定し、それを誰が請求し誰に帰属し得るのか不明であること、そして②差止請求は民法上その根拠が規定されておらず、従来、主として公害による健康被害を前提として憲法上の人格権の侵害に基づいて認められてきたが、環境権という概念の憲法上の限界により、人格権侵害を根拠に差止請求することもできないこと、にある。本研究では、既存の研究成果を踏まえ、環境保護責任の理論的確立に指導的役割を果たした米・独における国内制度および国際法制度における到達点を把握し、環境損害概念の日本法への接合可能性を、民法及び公法の観点からの分析を踏まえ、①については米・EU・国際法学が示す環境損害概念と賠償額の算定基準を参照することで、不法行為法における「生態系そのものに対する損害」を包含する損害概念と損害賠償制度の再構築を目指すこと、②については憲法学が示す基本権法益としての「環境」の観点を問題解決に当たって道しるべとし、差止請求の理論的根拠を示すことを目指す。

以上のように本研究では、公益としての生態系の保護を、そもそも私益保護のために確立してきた法理論である民事責任法の下で理解するにあたって、民法、公法および国際法の成果を相互参照することで、生態系自体への損害が生じた場合に、民事責任法においてどのようにその損害を認定し賠償額を算定するのか、また何を根拠に差止請求を認めるのか、という点を明らかにすることを目的とする。そこで本稿では、各法学領域の議論状況と、そこにおける論点を整理することとする。

2. 領域毎の展開

(1) 損害概念

損害概念について、米・EU・独における環境損害の理論構成を踏まえ、日本の損害概念と環境損害の接合可能性を探る。具体的には、①日本の民事責任法

における損害概念とその限界を把握し、②米・スーパーファンド法、EU 環境責任指令における損害概念とそれらの評価、③独・立法を通じた環境保護責任の明確化とその訴求のための制度形成の到達点と課題に関する考察、④国際法学における環境それ自体に対する損害概念の発展および同損害に対する国家の補償義務に対する調査及び理論分析を踏まえ、それらの我が国への適用可能性について考察する。

以下では、民事法学、公法学および国際法学における損害概念の現状について一瞥することとする。

① 民事法学

従来、日本の民事法において「環境損害」に対する賠償責任は、環境に対する損害の発生に起因して個人の生命、身体、及び財産に対する損害が発生した場合に限定されており（広義の環境損害）、生態系の破壊など環境自体への損害発生（狭義の環境損害）は不法行為責任が認められてこなかった。その理由は以下の二点である。

第一に、不法行為法上の損害賠償責任は、個人に排他的に帰属する権利・法益侵害を主たる保護対象として設計されたものであるため、そもそも環境自体の損害（狭義の環境損害）は不法行為法上保護されるべき権利・利益と言えるか、という問題が生じうる。学説においては、この点を克服するために主観的権利としての環境権の確立を主張し、この権利への侵害に対するサンクションとして差止を導く環境権論や環境に関して形成されている秩序への侵害に対するサンクションとして差止や損害賠償を導く環境秩序説（原島 2011:519-520、広中 2006:19-21、吉田 1999:242-250）が主張されてきた。前者は従来の民法 709 条における「権利侵害」要件を前提としたものであるが、伝統的に特定の個人に排他的に帰属するものとして理解されてきた権利とそのような帰属を観念できない環境との間に性格の相違が存在することは否定できないこと（小野寺 2014:77）、後者については法体系として現行法の権利利益体系を秩序体系へと転換することになること等に対して批判があり（大塚 2007:729-731）、一般的な支持を得られるには至っていない。また近時、2004 年の民法現代語化により民法 709 条に明示された「法益侵害」要件を前提として、環境利益を「環境関連の公私複合利益」と環境自体に対する客観的侵害に対応する利益としての「純

粹環境利益」に分け、後者につき民法 709 条の保護対象とする見解も示されている（大塚 2010:199-122）。他方で、判例において突破口を切り開いたと考えられるのが、国立景観訴訟である。本件は、景観利益侵害による不法行為責任に関する最初の最高裁判決であり、結論としてこれを否定したものの、景観利益を 709 条の「法律上保護される利益」として認めた点で注目されている。本件で最高裁は、「良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者は、良好な景観が有する客観的な価値の侵害に対して密接な利害関係を有するものというべきであり、これらの者が有する良好な景観の恵沢を享受する利益（以下「景観利益」という。）は、法的保護に値するものと解するのが相当である」（最判平 18 年 3 月 30 日民集 60 卷 3 号 948 頁）としている。この最高裁の考え方に対しては、ある種の環境上の利益（環境上の人格的利益）を不法行為法上の法的利益として認めたものであり、「景観＝環境＝公益」という従来の有力な発想を打ち破り、「景観＝環境」が公益であると同時に私益である場合があるとの立場を打ち出したものと評価されている（大塚 2007:725）。

第二に、仮に環境自体への侵害が不法行為法の保護対象とされたとしても、伝統的な損害概念との関連において、狭義の環境損害は問題を生じうる。すなわち、判例および伝統的通説によると、損害とは「侵害行為がなかったとしたらあるべき財産状態（利益状態）と侵害行為がなされた現在の財産状態（利益状態）との差」を「金銭で表示したもの」と定義されている（窪田編 2017:399）。しかしながら、生態系への侵害を金銭評価することは困難であることから（後述 2.（2）①）、既存の不法行為法では損害の存在を認定できないことになる。

② 公法学

公法、とりわけ憲法学では、「環境」に対する損害の考慮以前に、「環境」の憲法法益としての保護可能性それ自体が議論の対象となってきた。実際に、憲法学においては、日本とドイツのいずれにおいても、「環境」を正面から国民の基本権とみなす議論は有力であるとはいいがたい。その原因は、「環境」という概念の抽象性にあると考えられる。ここでは、公法学において環境に対する損害を扱うための前提を、3つの段階に分けて紹介する。

(a) 「環境」の憲法法益性の欠如？

通常、基本権が「基本権」として憲法上の保護に値する法益であるとみなさ

れるためには、その時代や社会状況に応じて人間の社会生活に必要不可欠であるという要保護性（人格的自律との関係における必要不可欠性）のみならず、権利主体や保障内容の明確性及び特定性、そして既存の基本権の保障体系との調和性・整合性が要求される（佐藤幸 2011:123）。この観点からは、「環境」なるものの内容の明確性及び特定性をどのように確保するかが問題となるが、通常考慮されるだけでも、例えば「都市環境」・「自然環境」のように、同じように水質や大気などの清浄性を指向するものの、その求める程度や対象が異なりうる二つ概念が成立しうることから、「環境」に社会的な意味における権利保障の要請があること辞退は認められようが、その明確性・特定性は十分ではない。例えば、都市環境の重要要素である低炭素化や「スマートグリッド」構想のような持続可能な社会環境の構築については、どの程度の低炭素化を要求すればどの程度の持続可能性が確保できるのか、そのために憲法の名宛人である国家が何をなし得るのか、個人の経済活動や財産の憲法的保障との矛盾は生じないのか、など不明確で不特定のな問題をなお多くはらんでいると言わざるを得ず、従って憲法上の保護法益として直接定礎できるわけではないということになる。自然環境における生物多様性や景観の保全についても同様のことが言えよう。

（b）「環境」の抽象性と「抽象的権利」としての環境権

もちろん、この明確性と特定性は程度概念であるため、その十分さを問題とする余地は存在する。この程度問題は、憲法学においては法的権利論の中の抽象的権利と具体的権利との区別として現れる。このうち後者は司法による保護・救済を求め法的強制措置の発動を請求しうるだけの明確な内実を備えた権利を意味し、前者は法的権利としての特定性は有しているものの、まだ司法による救済に適する段階には至っていないものを言うものと理解される（佐藤幸 2011:123-124）。実際に、「環境権」がこのうちの抽象的権利としての内実を有すると説く見解も、我が国においては有力に唱えられてきた（例えば芦部 1994:364-365）。この見解は、従前より典型的な憲法問題とされてきた騒音や水質汚濁、大機汚染などの公害に対する国民の保護請求の根拠としては、ある程度の機能を果たしてきたと評価することができる。たとえば環境権という権利の存在は明示していないものの、大阪国際空港事件最高裁判例（最大判昭 56 年 12 月 16 日民集 35 卷 10 号 1369 頁）においては、「身体に対する侵害、睡眠妨

害、静穏な日常生活の営みに対する妨害等の被害及びこれに伴う精神的苦痛」という言い回しで「生活環境」の要保護性が肯定されており、特定の空港の周囲の住民について、権利の主体としての地位を認めるとともに、その損害を具体的に認定できる限りにおいて、救済を要するだけの明確性・特定性を認めうる余地があることを示している。

(c) 公益としての「環境」——国家目的としての環境保護

もっとも、この解釈枠組みは、近年の「環境」問題には必ずしも適するものではないと思われる。最近になって環境に関わる問題として主張される社会の持続可能性や生物多様性あるいは景観は、特定の区域の特定の主体にその保障や主張可能性が限られるべきものではなく、公共財として捉えられるものであるからである。公共財とは、「消費の非競合性・排除不可能性をもち、市場によってうまく供給されないおそれのある物またはサービス」を指す概念とされるが、現代的な意味における「環境」問題は、まさにこの定義に当てはまるものである。現代に至っても、特定の区域における特定の人に直接的な健康被害がもたらされる場合には、その損害を具体的に認定しうる限りにおいて憲法上の保護法益として認めること自体の意味が失われたとは考えないが、そのような条件が整っているのであれば、「環境権」なる観念を持ち出すことなく、直截に身体・生命の保障に関わる基本権を主張することでも事足りよう（小山 2016:57）。このような「環境」の内実から、ドイツの基本権ドグマーティクの展開に範をとって「市民が意思決定過程に参加することを通して、公共の利益としての環境公益を保全する責務を果たす権利」を提唱する見解もあるが（松本 2015:866-868）、この見解は公益として国民に配分され、その配分の限りにおいて国民が自ら利用しうる観念としての「環境」を前提とするものであり、いずれにしても権利の対象としての「環境」については、私益としての性格と公益としての性格との切り分けを要するものと思われる。

近年では、ドイツの国法学の知見に依拠して、環境保護を客観的に国家に義務づける規範である「国家目標」に位置づける見解も有力に主張されている。この国家目標規定とは、「一般的または規定的な形式で国家活動にとっての原則と指針を設け、命令と指令によって国家活動に一定の方向付けと内容上の課題を付与する」ものと定義されるが、この規定を根拠として導き出されるのは、

個人の権利ではなく国家の責務である（浅川 2015:2-3）。従って、環境保護を国家目標とする場合、そこから個人の損害に対する具体的な救済請求は導出されない。ただし、公益としての環境に対して、例えば明白な侵害・損失が生じた場合の差し止めや予防請求などは認められる余地が生じるであろうし、特に環境保全及びその救済制度の形成に関わる立法不作為を問おうとする場合に、理論的な意味を持つことになると考えられる。このような解釈論の下では、環境に関する法的問題は、環境の保護及び環境破壊の防止並びにその主張適格や手続を形成する法律（＝環境行政法）の問題に収束することになる。実際に、「国は、……憲法的秩序の枠内において立法を通じて、また、法律及び法の基準に従い、執行権及び裁判を通じて、自然的生存の基盤……を保護する」と定めるドイツ基本法 20a 条に基づいて、市民や環境団体の救済を求めて出訴する権利を規定した環境・法的救済法（Umwelt-Rechtsbehelfsgesetz）の制定（2006 年）や環境損害法（Unweltschadensgesetz）の制定（2007 年）がなされている。なお、ドイツの各ラント憲法においては、連邦に先んじて環境を憲法法益（国家目標）とする例もあり、例えばブランデンブルク州憲法 42 条は「経済生活は、社会的公正の原則と、自然環境の保護の義務を負う市場経済原理に基づいて形成されなければならない」と定め、自然環境の保護を経済原則及び市場経済の制度形成における国家目標として位置づけている。これらの憲法に基づいて、市民及び団体の訴権に関する各ラント法の整備がなされてきた。その嚆矢は、1979 年のブレーメン州自然保護法であり、同法 44 条はドイツで初めてラントの環境保護官庁から承認を受けた環境保護団体の法的救済手続への参加を認めたものであった。ベルリン州自然保護法 45 条 1 項やブランデンブルク州自然保護法 45 条 7 項がこれに準じる形で環境団体の訴権を認めているほか、メクレンブルクフォアポンメルン州自然保護法環境保護法 23 条 4 項 5 項は環境団体の訴訟参加権の要件について規定し、またザクセン州自然保護法 34 条は文化的景観利益に関する訴権を認めている。なお、2002 年の連邦自然保護法によって連邦にも同じ制度が設けられているが、同法 64 条はラントにおいて独自の法的救済制度を法律によって設けることを認めており、なお各ラントの実情に合わせた制度が見られる。

このような制度の運用を通じて、環境損害への救済制度が具体化されてきて

いる。

③ 国際法学

従来、国際法における「環境損害」に対する賠償責任は、人の死亡、身体の傷害または財産の損失や損傷に限られていた。すなわち、環境損害に対する賠償は、個人的または経済的な損失を通じて間接的に請求されるだけであり、環境それ自体に対する損害は賠償の対象ではなかった。1963年原子力損害の民事責任に関するウィーン条約の第1条(k)や宇宙物体により引き起こされる損害についての国際責任に関する条約の第1条(a)は、この例である。

1990年以降の民事賠償責任条約においては、環境それ自体に対する損害は、破壊された環境の合理的な回復措置費用や対応措置費用に限って補償されるようになった。例えば、1969年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する1992年の議定書の第1条(6)は、「汚染損害」を船舶からの油の流出又は排出による汚染によりその船舶の外部において生ずる損失または損害であると定義し、環境の損傷については、実際にとられたまたはとられるべき回復のための合理的な措置の費用に係るものに限って賠償が行われると規定している。また、環境の損傷に対して補償可能な費用について、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分から生じる損害に対する責任および賠償に関する議定書(1999年採択、未発効)の第2条2項も同様に、実際にとられたまたはとられるべき合理的な回復措置(評価、回復、修復のための措置)の費用および合理的な防止措置(環境損傷後のさらなる損失または損傷の防止、最小化および軽減のための措置や浄化措置)の費用を含めている。

こうした展開を経て、2006年に国際法委員会(ILC)によって採択された「有害活動から生じる越境損害の場合の損失配分に関する原則草案」の原則2(a)では、損害とは「人、財産または環境に対して引き起こされた重大な損害」であると定義されている。同原則はさらに、この損害の中には、(i) 生命の喪失または身体への傷害、(ii) 財産(文化遺産の一部をなす財産を含む)の損失または財産に対する損害(iii) 環境の損傷による損失または損害、(iv) 財産または環境(天然資源を含む)の修復のための合理的な措置の費用、(v) 合理的な対応措置の費用の5つを含むと定めている。環境それ自体に対する損害は、(iii)～(v)によって補償される(ILC Draft Principles with Commentaries 2006:127)。

同原則草案は、法的拘束力はないものの、個々の条約から発展してきた環境損害概念と補償可能な費用について一般化した文書として注目に値する。

生態系への損害に関しては、2018 年 2 月現在未発効ではあるが、2010 年に採択されたカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書がある。同議定書の第 2 条は、「損害」とは「生物の多様性の保全および持続可能な利用に及ぼす悪影響（人の健康に対する危険をも考慮したもの）」であると定義する。このような損害は、科学的に確立された基準を考慮して、測定可能または観測可能なものであり、また著しいものでなければならない。「著しい」悪影響を決定するためには、(a) 合理的な期間内に自然の回復により救済されない変化と理解される長期的または永続的な変化、(b) 生物の多様性の構成要素に悪影響を与える質的または量的な変化の程度、(c) 生物の多様性の構成要素が財およびサービスを提供する能力の減少、および (d) 議定書の文脈において人の健康に及ぼす全ての悪影響の程度等の要因が考慮される（同議定書第 2 条 3 項）。

このように環境それ自体に対する損害や環境の損傷に対して補償可能な費用を定義づける条約や国際文書の採択が広がっているが、上述の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を除いて、各国の条約批准は進んでいない状況である。しかしながら、2018 年 2 月に、国境地域においてニカラグアによって実施されたある種の活動事件（賠償額算定判決）において、国際司法裁判所が初めて環境損害に対する賠償請求についての判断を下したことで、国際法学における環境損害についての議論がさらに深まることが期待される。同判決では、環境への損害、および結果として生じた環境が財やサービスを提供する能力の損傷や損失は、国際法上賠償可能であること、またそのような賠償には、回復前の期間における環境財・サービスの損傷や損失のための補償金や、損傷を受けた環境の修復のための支払いが含まれることを判示している（Certain Activities Carried out by Nicaragua in the Border Area 2018: para. 42）。

（２）賠償制度

本研究では、わが国の現在の損害賠償額算定方法とその限界を前提として、

米法・国際法における事例を分析することにより、それに代わる算定方法を明らかにし、更に独法における環境損害賠償に関する具体的な立法例との比較検討を行う。具体的には、市場取引されない天然資源に対する損害賠償責任を認めた米国の判例や国際法の事例、独の立法例の分析を通じて、賠償額算定方法の我が国での適用可能性を検討する。併せて、個人に帰属しない公益としての環境について誰が賠償を請求できるのか（請求主体）、それに対する賠償金は誰に帰属するのか（帰属主体）、についても考察する。

賠償制度に関する各法学領域における現在の議論状況は、以下の通りである。

① 民事法学

不法行為法上の損害賠償は金銭賠償が原則とされている（民法 722 条 1 項）。既存の不法行為法のもとでは、生態系自体への侵害について賠償額を算定することはできないといえよう。すなわち、伝統的に不法行為法上の賠償責任において、その賠償額の算定は損害項目における損害額を個別に積み上げていくことで行われており、そこで問題とされる損害項目は被侵害利益の類型により異なっている。例えば人身損害の場合には治療費等の積極的損害や死亡・休業による逸失利益等が損害項目とされるのに対して、財産的損害のうち物の滅失・毀損に関しては当該物の市場価値たる交換価格のほか、使用利益や転売利益等が損害項目とされる。これらを前提とした場合、生態系自体への侵害に関しては、そもそもどのような項目が損害項目として考えられるのか、さらに損害項目とされた場合に何を基準として金銭評価していくのか、が困難な問題として存在している。

次に、たとえ狭義の環境損害に関する賠償額の算定方法が確立したとしても、特定の個人に帰属しない環境の侵害について誰が損害賠償を請求することができるのか（請求主体）、という問題が存在することになる。この点について学説では、(a) 環境の公益性を前提としつつも個人の環境からの「享受」や近隣住民との「(相互) 関係」、さらに環境保護団体等による当該環境問題に関する活動等の「関与」に基づいて個別利益性を設定する方法と、(b) 公共的利益の部分について団体訴訟に関する立法を提唱する方法が示されている（大塚 2010:122、小野寺 2014:78、吉村 2010:3253-3258）。

② 公法学

(a) 公法学における「環境損害」

「環境権」という基本権の保障に基づき個人に権利の主張をなし得る地位を根拠づける場合には、特定の地域における特定の人々に対しての、大気や土壌などの汚染に起因する具体的な損害がなければならぬとされてきた。しかしながら、損害が既に顕在化しているのであれば、それは生命や身体の保障に対する侵害に他ならず、そうであるならばあえて「環境権」に依拠する必要はないとも言える（松本 2006:22-23）。アド・ホックな対症的対応がなされてきた結果として、「環境」それ自体の保護に対する憲法上の関心は、日本においては拡散している状況にあると言えよう。

もっとも、「環境」の法益性それ自体は肯定される以上、憲法が指向する人格的生存に必要な限りにおいて環境を保護するための立法はなされる必要があるのであり、この観点から発展してきた環境行政法の理論化・精緻化の進展には目覚ましいものがある。例えば環境影響評価法 1 条は、環境保全のための環境影響評価について「国の責務」と位置づけており、憲法よりは同法をもとにして、環境に影響をもたらす経済活動に対する一定の規制がなされていることは、周知のことであろう。このように、立法による環境損害の予防に向けた取り組みは見られるものの、我が国においては環境損害が実際に発生する場合における回復・差止めの手続の整備は未だ不十分な段階にある。我が国は、国際的に見て、環境行政訴訟の原告適格を最も制限している国の一つであり、先進国の中で唯一環境団体訴訟が導入されていないことが、それを裏付けている（大久保 2013:227）。

(b) 公益に対する「賠償」？——公法上の責任と民事法上の責任の交錯

ドイツ公法学においては、環境そのものを主観的な憲法上の権利とはみなさないものの、客観的な憲法法益として捉え、それに対する憲法的保護を図ってきた。それゆえ、環境に対する損害については、特定の主体の損害を観念して金銭によってそれを調整するという賠償の仕組みは採りにくく、公益の実現を図る意味において、国家の行為の「不十分さ」を追及する方向へと進展した。例えば、環境損害法（Unweltschadengesetz）は、EU の環境責任指令に定める「生物種と生息地」、「水域」及び「土壌」に関する損害について、原因者負担による防止や修復の措置を義務づけることを内容とするものであるが、その内

容は環境保護団体や関係人による国家の作為請求権や団体訴権によって実現されるものとされ、民事賠償による間接強制を内容としていない（吉村 2010:3243-3244）。「純粹な公法上の責任レジーム」として位置づけられる本法は、環境侵害に関する帰責の判断において私法上の責任の要素を含んでいるものの、あくまで「公益」としての環境に対する損害の予防と修復を主としているものと理解される（藤井・大塚 2010:218-219）。

こうして見ると、公益としての環境を前提とする以上、公法学においては環境損害については、公法上の責任としての客観的な防止や修復を求めうるにとどまり、民事法上の責任としての主観的な賠償を制度的に具体化することは想定しがたいということになる。ただし、原因者負担原理に基づいて、修復措置や防止措置に関する費用を原因者に請求するという点に限っては、民事法的な損害の帰責の考え方が妥当する。その意味で、公益と私益の架橋が見られるとも言えよう（吉村 2010:3252）。

③ 国際法学

環境損害が生じた際の被害者救済のための国際法上の仕組みとして、①被害が生じた国が、原因行為が行われた国を相手に請求を行うもの、および②原子力や油濁汚染などの分野における民事賠償責任条約に基づき、被害者個人が損害を発生させた操業者を相手に請求を行うものの二つがある。

国家間請求による損害の救済は、通常、ある国による国際法違反行為によって個人が被った損害の賠償が国家を通じて請求されることとなる。しかし、個人の損害の賠償額をどのように算定するかについての基準は、国際判例からは明らかではない（松井 2010:288）。常設国際司法裁判所のホルジョウ工場事件判決では、国際法違法行為に対する賠償は、違法行為が行われなかったとすれば存在したであろう状況を再確立するものでなければならず、原状回復が不可能な場合にはそれに相当する金額の支払いおよびこれによって償われない損失への賠償がなされるという一般原則が示されるに過ぎなかった（*Factory at Chorzów* 1997:47）。また、トレイル溶鉱所事件における仲裁判決では、米国の先例にならって、作物の収穫減と森林の損傷による土地の減価などを基準として賠償額を算定したものの（*Trail Smelter* 1905:1920-1931）、この算定方法がその後の国際判例に決定的な影響を与えたとは必ずしも言えない。国境地域に

においてニカラグアによって実施されたある種の活動事件の賠償額算定判決でも、国際法は環境損害を賠償するための評価方法を定めておらず、各事例の特別な状況や性質を考慮にいれる必要があることが判示されている (Certain Activities Carried out by Nicaragua in the Border Area 2018: para. 52)。

他方で、民事賠償責任条約に基づき、被害者個人が損害を発生させた操業者を相手に請求を行う場合には、基本的には各国私法による救済となる。条約上、賠償責任者が厳格責任 (strict liability) を有する場合には、賠償額の上限が定められる。油による汚染損害では、実際の賠償額が上限を超える場合には、基金から支払われる仕組みが条約によって確立されている。

ちなみに、国際公域に生じた環境損害についても、基金制度が設けられている例がある。例えば、2005 年に採択された、南極条約環境保護議定書の附属書 VI「環境上の緊急事態から生じる賠償責任」は、締約国が操業者に対して合理的な防止措置をとらせる義務を課しているが (3 条)、操業者が対応行動をとらない場合にはその締約国またはその他の締約国が代わって対応行動をとることを奨励している (5 条 2 項)。その場合には操業者が代わって対応行動をとった締約国に対してその費用を支払う義務を負うが (6 条 1 項)、いずれの締約国も対応行動をとらなかった場合には、とられるべきであった行動の費用を、操業者が、南極条約事務局が維持し運用する基金に払い込むこととなっている (6 条 2 項、12 条)。

これらの仕組みを通じた環境それ自体に対する損害の賠償は、もっぱら環境の修復措置 (例えば汚染除去のための措置など) や環境損傷後にとられた対応措置 (例えば汚染の軽減措置や拡散防止措置など) の費用に限られている。例外的に純粹環境損害の賠償を認めた事例として、湾岸戦争において生じた損害賠償を判断する国連補償委員会 (UNCC) が 2005 年に商業的価値のない環境および天然資源に対する損害に対する賠償責任を認めたことが注目される。しかし、UNCC 管理理事会のパネルは、そのような天然資源に対する損害に金銭的価値を付けることの困難さを指摘している (UNCC Report 2005: paras. 80-81)。

こうした既存の賠償制度を、多くの場合に修復不能である生態系への損害に対して適用することは困難である。そこで、Dupuy/Viñuales (2015) は、つぎの二つのアプローチを提示する。第一のアプローチは、損失を、オゾン層の破

壊や種・生態系の絶滅といった問題それ自体に対処するためにとりうる措置により計るアプローチである。こうした措置には、損傷を受けた地域ではない他の地域において、類似の生態系を修復あるいは保護することも含まれる（Dupuy/Viñuales 2015:265）。第二のアプローチは、現世代および将来世代における種や生態系の損失に相当する価値を計り、この合計をとくにこの利益を代表するために設立されたエンティティ（例えば NGO や地方公共団体など）に割り当てるものである（Dupuy/Viñuales 2015:265-266）。この第二のアプローチは、1997 年に万国国際法学会（IDI）によって採択された決議の第 28 条によっても推奨されている。同条は、環境レジームは、直接的な法益が存在しない場合には、法的な請求を行い賠償を受ける資格のあるエンティティを認めるべきであり、このためにオンブズマンや基金といった制度が強化されうることを明記している。

（３）差止請求

本研究では、差止請求について、現在の人格権侵害構成とその限界を検討したうえで、それに代わる理論の可能性を探る。具体的には、①米・差止に関する連邦最高裁判例、②独・公益としての「環境」の私的訴求に関わる制度形成の可能性を参考に、差止請求の理論的根拠を明らかにする。

以下では、環境損害をもたらす行為の差止請求に関する各法学領域における現在の議論状況を整理する。

① 民事法学

民法上、差止請求の法的根拠については明文で規定していない。そこで、学説上、不法行為の差止の根拠と要件について、多くの構成が提唱されてきた。

第一に、権利侵害（およびそのおそれ）がある場合に差止を根拠づける権利構成がある。差止請求権の法的構成に関する議論の端緒となったのは物権的請求権であるが、このほかに人格権や環境権に基づくものがある。第二に、不法行為の効果として差止請求を認める不法行為説がある。第三に、権利ないし保護法益の違法な侵害（およびそのおそれ）があり、差止の必要性があれば差止請求権を付与することができるとする違法侵害説がある。第四に、権利構成では権利救済の範囲が狭められることから、他の法的構成と合わせて権利救済の

範囲の拡大を図る補完型がある。これには、権利構成を不法行為説で補う考え方と、違法侵害説で補う考え方がある。

従来、差止請求の根拠及び要件に関しては、公害や生活妨害のほか名誉毀損やプライバシー侵害等の事例を念頭に論じられ、権利構成のうち人格権に基づく構成が裁判例では有力である（藤岡 2009:346-350、大塚 2016:414-415）。しかしながら、生態系自体に対する損害発生のおそれを理由とする場合、前述の通り生態系に対する個人の排他的な権利を構成することは困難であることから、人格権構成（ないし権利構成一般）に依拠することはできない。したがって、差止請求においても、生態系自体に対する損害発生及びそのおそれを民事責任法上どのように個人の保護法益として結び付けていくのか、が問題となろう。

次に、差止の認容要件は、従来、(a)権利侵害（法益侵害の場合も差止を認める見解もある）、(b)違法性、そして(c)因果関係とされてきた（大塚 2016:415）。このうち、(b)違法性に関しては、環境権説を除き、差止の法的根拠をどのように構成するかに関わらず、加害行為が社会生活上一般に被害者において受忍すべき限度を超えたものであることが必要である（受忍限度論。最大判昭和 47 年 6 月 27 日民集 35 卷 10 号 1369 頁〔大阪国際空港事件〕等）。この受忍限度の判定には被侵害利益の性質や侵害行為の態様を含む多くの項目が総合的に斟酌されるが、生態系自体への損害につき、どの項目を斟酌すべきか、が問題となる。また、(c) 因果関係については、従来、公害・生活妨害に関して実質的被害の発生に対する高度の蓋然性が要求されることが多かった（大塚 2016:418）。しかし、生態系自体への損害は個人に対する実質的被害の発生までに時間がかかるため、この要件をどのように克服するか、が課題となるだろう。

② 公法学

(a) 団体訴訟による環境損害差止めの制度化——ドイツ公法の例

公益としての環境観を前提とする憲法解釈の結果として、ドイツにおいては個人個人の主観的な権利とは結び付きにくい生態系や自然的生活基盤について「損害」を観念する立法や、救済手続の形成が行われてきた。ドイツにおける「環境損害」の調整は、法律執行のコントロールを主として行うことが想定されており、その内実は、開発計画等に対する許認可の差し止めや取消請求である（大久保 2013:233-235）。その意味では環境損害の差止めが、公法学、とり

わけ環境行政法の制度理念の基本部分をなすものであると考えられる。

公害事件のような、具体的に環境損害に基づく損害が個人に顕在化する場合には民事上の救済手段に訴えることが可能になるであろうが、実情としては日本においてもドイツにおいても、そのような事件は少なくなっている。それゆえ、環境の公益性から、客観的な救済手段である、許認可の効力に関する第三者による行政訴訟や民衆訴訟（Popularanklage）が活用されてきたが、2007年の環境損害法の制定以降は、民事法的な責任の考え方に依拠した団体訴訟（Verbandklage）の方法も登場している（Schmidt/Schrader/Zschesche 2014:138-139）。この制度は、行政から予め承認された環境団体が、環境損害を発生させた原因者に対する行政の措置を求め、あるいは行政の不作为を裁判において追及することを認めるものである。この制度は行政による法律執行に対する環境団体のコントロールを可能にした点で、画期的なものであったと言える。

（b）団体訴訟による環境損害差止めの限界：民事法との連絡可能性？

この団体訴訟の制度はあくまで行政訴訟の特例として設けられる制度であるため、その射程も行政の行為との関連性によって制限されるという欠点がある。例えば、環境行政法による環境保護の水準が実体的にもともと低く設定されている場合は、その基準を超える行政の措置は期待できないため、団体訴訟による請求が意味をなさないことが起こりうる。環境損害法は、一定の範囲で団体訴訟による行政に対する作為請求を認めているが、立法不作为の是正はその対象に含まれていないからである。また、この団体訴訟は、事前の行政の措置の是非を問うものであるため、事前の行政手続への参加が前提となっていることも、訴権行使のハードルを上げる原因になっていると見られている。さらに、行政機関の存在を前提とする以上、例えば広範囲かつ複合的な形で生じる環境損害については、担当機関が決まらない限りは何らの手を打ちようがないことも、制度の限界として指摘されるところである（Schmidt/Schrader/Zschesche 2014:152-153,191-192）。

この制度は、行政と環境団体がそれぞれ補充し合うことで、環境保護を実現することに価値が認められるものである。そのため、この制度が実効的に機能するためには、行政と環境団体との間の情報共有を密にすることで参加の意味

づけを強化することが、手続上要請される。2012年制定のハンブルク州透明性確保法（Hamburgisches Transparenzgesetz）が、ハンブルク市域における建設・開発行為について、その情報を計画段階から利害関係人だけでなく環境団体などの第三者にも提供することを認めているのは、その例といえる。また、行政の行為を介さない形で団体訴権を拡大し、民事法及び経済法の分野での団体訴訟によって対応すべきであるとの指摘もある（Schmidt/Schrader/Zschiesche 2014:195-197）。

この点については、公益の実現を目指す公法上の団体訴訟と、利益・損害の公平な配分を目指す民事法上の訴訟との間で、いかにして手続上の類似性を見いだせるかが鍵となっていると言えよう。

3. 総括

本研究では、上記のような各領域の個別研究を行った結果、研究総括として、我が国の民事責任法における損害概念・損害賠償制度の再構築と、差止請求の根拠につき立法論を含めた新たな提示を行うことを目的としている。

そこで、各領域における論点として、次のように整理することができるだろう。

（1）損害概念

現在の民法および憲法では、環境の法的利益としての保護可能性自体が問題とされている。すなわち、憲法上、保護に値する法益とみなされる前提として、「環境」の内容の明確性及び特定性をどのように確保すべきか問題とされる。そして、この点が克服された場合、公益としての「環境」をどのようにして私益保護のために確立してきた民事法の下に取り込むかが、課題となる。ここで、民事法において提唱されている「環境上的人格権」なるものが果たして憲法上的人格権に関する議論に接合し得るのか、また接合しうる場合にどのような法的理論が必要となるのか、検討する必要があるだろう。

現在の民法上の損害概念は「侵害行為がなかったとしたらあるべき財産状態（利益状態）と侵害行為がなされた現在の財産状態（利益状態）との差」を「金銭的に表示したもの」である。この損害概念は、環境保護を「公益」とみなす公法学の立場からは、特定の地域における特定の対象に損害が生じた場合でな

い限りは環境損害とみなされることはない。一方で、公法上の制度形成において原因者負担原理が立法によって具体化されている場合には、汚染の原因者に対して金銭負担を求めることが可能になるのであり、その限りでは民事法学における損害概念との接合が考えられる。他方で、国際法学においては、環境それ自体に対する損害は、破壊された環境の合理的な回復措置費用や対応措置費用に限って補償されるようになっている。そこで、回復措置費用や対応措置費用を民法上の損害概念に接合するための理論的根拠を構築する必要がある。

（２）賠償制度

環境それ自体に対する損害に金銭的価値を付けることの困難さは、民事法学、公法学および国際法学において共通して指摘されている。公益としての「環境」を民事法の下に取り込むことが困難であろうことが予想されるが、たとえそれが断念されたとしても、公法上の責任として客観的な防止や修復を求める場合、原因者負担原則に基づいてそれらを原因者に請求する際に民事法的な賠償制度の考え方が妥当し得ることは上記の通りである。一方で、公益としての環境を前提に置き、かつ損害概念を制度形成に依存する公法学においては、損害が民事法や環境行政法による問題となるまでに具体化された形で顕在化する場合を除き、その損害は賠償になじまないと評価せざるを得ない。

この点につき、各法学領域における学説の試みを集積し、新たな賠償制度を提示する必要がある。

（３）差止請求

公益としての環境を前提とする公法学における環境損害の考え方は、侵害行為についての差止請求を主戦場とするものと言える。もっとも、その請求が環境損害の防止や回復に効果的であるかどうかは、その差止請求をいかなる主体に、いかなる場合に、いかなる手続において認めるかという制度形成に依存する。我が国においてはこの制度形成がまだ不十分な段階にあるが、差止請求の実効性を確保するための制度のあり方について、環境損害に関する訴権の拡大や行政と民間団体の協働などをモデルとして考察していく必要がある。逆に、具体的な権利構成を前提として差止請求を論じてきた民法学においては、環境

の法益性自体が問題とならざるを得ない。民事法上の差止請求に関しては、法的根拠として、従来の人格権構成をもとに人格権の範囲の拡張を図る方法と、他の理論に求める方法の二つが考えられる。さらに、差止請求の認容要件につき、とりわけ受忍限度論においてどのような項目を考慮すべきか、従来の公害事例等を参考に、考察していく必要があるだろう。なお、この場合、生態系などの環境法益をどのように具体化するかという実体法的問題と、違法性及び因果関係における立証をどのように行うかの手続法的問題がありうる。これらの実体法的・手続法的問題は、原因者負担原理の金銭負担への反映や、団体訴権の制度形成において民事法学と公法学において共通しており、これらの問題意識を踏まえ、制度像を追求していく必要がある。

4. 今後の展望

生態系自体への損害が生じた場合の予防的救済に関し、従来は公益保護の法理論と私益保護の法理論においてそれぞれ別に議論がなされ、さらに環境保護責任に関する各国の法制度一般に関する紹介にとどまっていた。それに対して本研究は、既存の比較法研究の成果の上に立って、環境という公益そのものに対して私益保護の法理論を接合させるという根本的な思考転換をもたらすものである。その過程において、公法からは保護責任の制度形成という観点を、国際法からは国際保護法益としての環境という観点を取り込んだ新たな「環境損害」のパラダイムを示す。その結果、従来の不法行為における損害概念の再構築と損害賠償の算定基準および差止請求の根拠の新たな提示を迫る点に理論的な意義があるとともに、行政の対応を待つまでもなく生態系自体への損害が生じた段階で市民による訴訟的解決を図る可能性を開く点に、大きな社会的意義を持つものであると言えよう。

謝辞

本論文は 2017 年度しあわせ研究費（研究テーマ：「しあわせの基盤としての環境：『環境保護責任』についての法的視点の構築」）の助成を受けたものです。

参考文献

- 浅川千尋(2015).「人権としての環境権?——憲法改正を巡る議論を中心に」天理大学人権問題研究室紀要 18 号 1-24 頁
- 芦部信喜(1994).『憲法学Ⅱ人権総論』有斐閣
- 大久保規子(2013).「混迷するドイツの環境団体訴訟——環境・法的救済法 2013 年改正をめぐって」新世代法制策学研究 20 号 227-255 頁
- 大塚直(2007).「環境訴訟と差止の法理」能見善久ほか編『民法学における法と政策』有斐閣 701-742 頁
- 大塚直(2010).「環境訴訟における保護法益の主観性と公共性・序説」法律時報 82 卷 11 号 116-126 頁
- 大塚直(2016).『環境法 BASIC [第 2 版]』有斐閣
- 小野寺倫子(2014).「環境損害」法律時報 86 卷 5 号 76-78 頁
- 窪田充見編(2017).『新注釈民法 (15) 債権 (8)』有斐閣
- 小山剛(2016).「憲法改正と環境条項」日本法学 82 卷 3 号 55-71 頁
- 佐藤幸治(2011).『日本国憲法論』成文堂
- 原島重義(2011).『市民法の理論』創文社
- 広中俊雄(2006).『新版民法綱要第一巻総論』創文社
- 藤井康博・大塚直(2010).「ドイツにおける EU 環境責任指令の国内法化——公法上の環境損害責任」季刊環境研究 156 号 218-225 頁
- 藤岡康宏ほか(2009).『有斐閣 S シリーズ民法Ⅳ 債権各論 [第 3 版補訂版]』有斐閣
- 松井芳郎(2010).『国際環境法の基本原則』東信堂
- 松本和彦(2014).「権利保護としての環境保護:『環境権』の成立可能性」阪大法學 64 卷 3・4 号 235-252 頁
- 松本和彦(2006).「憲法学から見た環境権」環境法研究 31 号 19-34 頁
- 吉田克己(1999).『現代市民社会と民法学』日本評論社
- 吉村良一(2010).「環境損害の賠償——環境保護における公私協働の一側面」立命館法学 333・334 号 3229-3262 頁
- Certain Activities Carried out by Nicaragua in the Border Area (Costa Rica v. Nicaragua) (Compensation owed by the Republic of Nicaragua*

- to the Republic of Costa Rica*) (2018). <http://www.icj-cij.org/files/case-related/150/150-20180202-JUD-01-00-EN.pdf> (accessed 2018-03-16)
- Douhan, Alena (2012). Liability for Environmental Damage. In: Rüdiger Wolfrum (ed.) *Max Planck Encyclopedia of Public International Law*. Vol. VI, Oxford University Press, pp. 830-837.
- Dupuy, Pierre-Marie/Viñuales, Jorge E. (2015) *International Environmental Law*. Cambridge University Press.
- Factory at Chorzów (Germany v. Poland) (Merits)* (1928). PCIJ Ser. A, No. 17.
- Institut de Droit International (1997). Responsibility and Liability Under International Law for Environmental Damage. Eighth Commission. Rapporteur Francisco Orrego Vicuña. http://www.idi-iil.org/app/uploads/2017/06/1997_str_03_en.pdf (accessed 2018-02-27).
- International Law Commission (ILC) (2006). Draft Principles on the Allocation of Loss in the Case of Transboundary Harm arising out of Hazardous Activities, with commentaries. *Yearbook of the International Law Commission*, 2006, Vol. II, Part Two.
- Schmidt, Alexander/Schrader, Christian/ Zschiesche, Michael (2014). Die Verbandklage im Umwelt- und Naturschutzrecht. C.H.Beck.
- Trail Smelter (United States of America v. Canada)* (1938/41). 3 UNRIAA 1905.
- United Nations Compensation Commission (2005). Governing Council Report and Recommendations, Made by The Panel of Commissioners Concerning the Fifth Instalment of “F4” Claims. UN Doc. S/AC.26/2005/10.

【総説】

子供や高齢者に優しい医薬品剤形の開発研究 —ラマン分光法を用いたカフェイン錠剤の非破壊品質管理—

大塚 誠

Musashino University Creating Happiness Incubation 研究員 武蔵野大学 薬学部 教授

竹島 里奈

武蔵野大学 大学院薬科学研究科

服部 祐介

Musashino University Creating Happiness Incubation 研究員 武蔵野大学 薬学部 講師

真名垣 聡

Musashino University Creating Happiness Incubation 研究員 武蔵野大学 工学部 准教授

要約

本研究では、水に溶けにくい原薬を子供や高齢者に優しい医薬品剤形に適用するために、溶けやすい原薬結晶へと調製する工程を非破壊で品質管理する方法を開発した。後方散乱ラマン分光法(BRS)と透過ラマン分光法(TRS)を用いて、カフェイン錠剤中の水和物量を測定することで、水に溶けにくいカフェイン水和物(CAH)の脱水し、水に溶けやすいカフェイン無水物(CAA)にする過程を解析した。TRS は、錠剤中の活性医薬成分(API)の含有量を同定する非常に有効な手法であるが、BRS は検出可能な範囲がレーザー光の深度によって制限されるという課題がある。結果は、TRS, BRS 共に部分最小二乗回帰分析モデルは水和物と無水物間の結晶構造の違いを評価することで医薬品の品質管理ができることが示された。

1. はじめに

超高齢化少子化社会を迎え、我々の「しあわせ」な生活の土台である「健康」を支える医療・介護の重要性は益々高まっている。子供から老人までの人生全般を安心して健やかな生活を過ごすことができる社会を実現するためには、様々な疾病や健康障害に対応する有効で安全な医薬品を迅速で安価に提供する必要がある。一方で、現在、新規に開発される化合物の多くは水に対して難溶解性であ

ることから、ヒトへの薬物の吸収が極めて困難であり、新規医薬品の開発の大きな障害となっている。多くの医薬品原薬は、同じ化合物であっても結晶構造が異なる複数の結晶状態が存在する、それらの結晶を結晶多形と呼ぶ。結晶性固体として存在する医薬品化合物は、その結晶多形の構造、熱力学的安定性に依存して安定性などの物性が異なる。また水和物結晶などの溶媒和物は、無水物結晶に対して疑似結晶多形と言われ、医薬品の溶出性や生物学的利用能の相違に影響するため重要である¹⁻³。そうした疑似結晶多形間の転移は医薬品製造過程において誘発されることがあり、厳密な管理と制御が必要である⁴⁻⁶。また、難溶性薬物の溶解性改善の手法として結晶多形を用いることが有効であることが知られている。つまり多形転移の管理と制御を実現することは、溶けやすく、吸収されやすい原薬結晶として使用できる。それは、速放性製剤や徐放性製剤など高齢者や子供などの消費者のニーズに応えた飲みやすい剤形開発の一助となると考えられる。

アメリカ食品医薬品局(Food and Drug Administration ; FDA)は、有効で安全な、より良い品質の医薬品を製造工程管理するために Process analytical technology (PAT)という分析手法を提唱している。これまでは、製造工程中に製造物の一部を回収し品質試験をすることが一般的であった。不適合の製造物は廃棄されており、これを一因として医薬品を起源とする化学物質が河川や下水処理水等の水環境中で広範囲に存在することが報告されている^{7,8}。PATを導入することは、製造工程の設計、分析によって廃棄薬品が減り、最終製品の品質を保証することを可能し、より効率的な製造工程の設計により、安全で安価な医薬品を実現することができる点からも注目を集めている⁹⁻¹⁷。

本研究では、カフェイン水和物(CAH)を医薬品原薬のモデル化合物とした。CAHは低湿度環境下で無水カフェインに転移することが単結晶 X 線回折、近赤外(Near-infrared : NIR)、赤外(Infrared : IR)、ラマン分光法により確認されている^{18-23,14}。また、錠剤中の活性医薬成分(API)含量を再現性良く定量するために、NIRの透過法が使用されているが、^{24,28,29}その測定感度は、化学的及び物理的要因に依存し、密度や水分の影響を受け易いことから、その有用性が剤形に左右される。小児や高齢者などの嚥下困難な患者に処方する製剤として口腔内即崩錠が使用されるが、湿式打錠で圧縮成形する製造法は、水分を多く含むために NIR

による分析は不適であり、代替技術が求められる。一方、錠剤中の API 含有量を定量する代替技術として注目されている透過ラマン分光法(Transmission Raman spectroscopy ; TRS)は、^{15,25-26,30,31} 結晶多形を定量することにも有効であると証明されている^{25,26}。本研究では、TRS を用い湿式打錠工程での錠剤中の CAH 結晶量を測定することにより、吸収性の良いカフェイン無水物(CAA)結晶の製造工程をラマン分光法により計測し、品質の高い医薬品原薬を恒常的に調製することにより、高齢者や小児に有効で安心安全な医薬品を迅速に安価で提供することを目的とする。

2. 実験方法

(1) 試料

カフェイン水和物(CAH)は和光純薬工業株式会社(Osaka, Japan)から購入した。分子構造は Fig. 1 に示す。CAH 粉末は相対湿度 95%以上の高湿度条件下にて保管することで調製した。

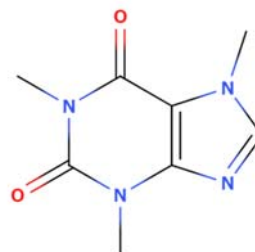


Fig.1. カフェインの分子構造.

(2) 含水量の測定

約 10 mg の CAH 粉末を示差熱分析(DTA)及び熱重量分析(TG)装置(TG-8120, Rigaku, Tokyo, Japan)を用いて、20℃から 200℃まで 5℃/min の速度で加温させた。加温前後の重量差から CAH の含水率を測定した。

(3) 錠剤の作成

脱水速度を観察するために、厚さ及び重量の異なる錠剤を 5 種類作成した。錠剤成形には油圧式単発打錠機(HANDTAB-100, Ichihashi Seiki, Kyoto, Japan)を用い、白と平杵は直径 8 mm のものを使用した。錠剤の厚さを 2.6 mm, 3.0 mm, 3.2 mm, 3.5 mm, 4.0 mm とするために、試料の重量をそれぞれ 150 mg, 175mm, 200 mg, 235 mg, 265 mg と変化させ、100 Mpa の一定圧力で圧縮した。圧縮成形後は、錠剤を秤量し、乾燥させるサンプルについては 70℃の乾燥機中で 3 日または 8 日乾燥させた。実験には合計で 45 錠のサンプルを使用した。

未乾燥錠剤中の水分量(M_{init})は CAH 粉末の TG 測定によって得られたものだが、乾燥時間 t における乾燥錠剤中の水分量(M_t)は以下の式を用いて求めた。

$$M_t = M_{init} - LOD. \quad (1)$$

(4) ラマン分光測定

BRS 及び TRS の錠剤測定にはそれぞれオプティカルファイバープローブを用いたラマン分光器 (Raman-HR-TEC, StellarNet, FL, USA) と TRS100 (Cobalt Light Systems, Oxfordshire, UK)を使用した。BRS の検出器には冷却 CCD 検出器を使用し、レーザー光は励起波長 785 nm のダイオードレーザー(Lab-LS-785, Innovative Photonic Solutions, Monmouth Junction, NJ)を用いて 100mW で出力された。レーザーの焦点径は 0.5 mm に設定した。スペクトル測定は積算回数 5 回/25 秒で行われた。TRS は自動サンプルトレイにサンプルを並べ、トレイを移動させることで測定を行った。励起波長 830 nm のダイオードレーザーを使用して 650 mW (51.7 mW / mm²)でレーザー光を出力した。そのとき焦点径は 4 mm とした。測定は積算回数 3 回/0.9 秒で行われた。CAH 錠剤中の水分含有量の定量校正モデルは、ケモメトリックスソフトウェア(pirouette Ver. 4.5, Infometrix, Woodinville, WA)を用いた部分最小二乗回帰 Partial least square regression (PLSR)分析によって構築された。

3. 結果

TG の測定結果より、CAH 粉末の水分含有量は 6.35wt%であり、これは 42mol%に相当することが

確認された。得られた粉末中の水分含有率に基づいて各錠剤の乾燥前に含まれる水分量を計算した。また、乾燥後の錠剤中水分量は eq. (1)を用いて算出した。これらの結果は Table 1 に示した。

Table 1. TG と LOD の結果から得られた厚みごとの平均錠剤水分含量

乾燥時間 (h)	水分含量(mg/tablet)				
	錠剤の厚み (mm)				
	2.6	3.0	3.2	3.5	4.0
0	10.5	12.9	13.3	15.0	17.5
3	8.16	9.00	9.46	11.4	13.6
8	4.95	6.62	7.42	8.01	8.34

Fig. 2 には BRS 及び TRS の測定結果によるラマンスペクトルを示した。両者ともカフェインの特徴的なピークを示しており、乾燥に伴い無水物に特徴的なピークが増強されることが確認された。初期及び 8 時間乾燥錠剤間の差スペク

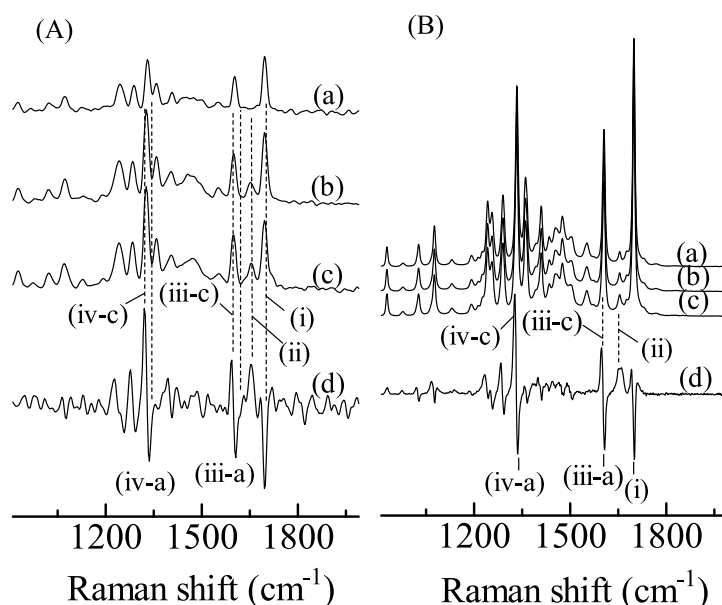


Fig.2. (A)後方散乱ラマン(BRS)と(B)透過ラマン(TRS)のラマンスペクトル : (a) 未乾燥, (b) 3 時間乾燥, (c) 8 時間乾燥, (d) (c)-(a)として得た差スペクトル

トルでは, (ii)の正のピーク及び(i)の負のピークが特徴的であることがわかった. 正負のピークが対になる現象は(iii)と(iv)においても確認された. ピーク(ii)は $C(4)=O(2)$ 伸縮振動に該当する. (i)の負のピークは $C(1)=O(1)$ 伸縮振動の減少によるものであった. カフェイン分子が有する2つの $C=O$ はいずれも隣接するカフェイン分子との水素結合に寄与しており, 分子間相互作用を示すことが知られている³². つまり, これらの水素結合に寄与するピークの増減は, 擬似結晶多形転移過程にカフェイン分子が再配列することに起因すると考えられる.

ピーク(iii)は $C(2)=C(3)$ 伸縮振動に起因し¹⁹, 正と負のピークが対になってスペクトルに表れている. そうした正負対のピークはラマンスペクトル中に見られるピーク位置が負から正にかけてシフトしたことを示している.

他のピーク変動としては(iv)のピークシフトが特徴的であった. このピークはプリン環を形成するCNCの変角振動に起因する. カフェイン水和物の結晶構造における水分子がプリン環の窒素に結合することでCNCから水分子が脱離する. その挙動がラマンシフトとして示されることが近年報告された¹⁴.

PLSR 分析を用いて構築された錠剤中の水分含有量検量モデルを Fig. 3, 4 に示す. TRS および BRS, それぞれに基づく結果を比較すると, 相関係数と分散

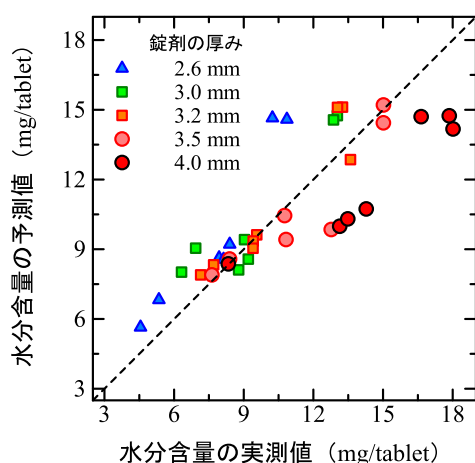


Fig.3. BRS に基づく PLSR 回帰分析によって同定された水分含量の予測値と実測値の相関

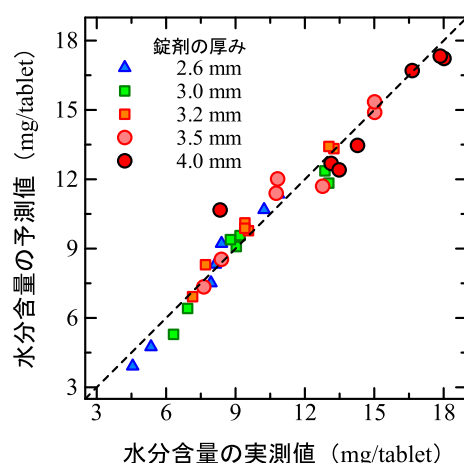


Fig.4. TRS に基づく PLSR 回帰分析によって同定された水分含量の予測値と実測値の相関

に明確な差異が見られた。BRS に基づくモデルでは、水分含有量が増加するにつれて分散が高まっており、不均一であった。水分含量の予測値は、錠剤の厚みが 2.6 mm と 3.0 mm の薄い錠剤では過大に、3.5 mm と 4.0 mm の厚い錠剤では過小に評価された。両者のキャリブレーションモデルにおける標準誤差(SE), 予測残差平方和(PRESS), 相関係数(R^2)の値を Table 2 に示す。これらの結果から、TRS モデルは BRS モデルよりも正確なモデルであることが明確となった。また、クロスバリデーションの SE 値からも TRS モデルが BRS モデルよりも正確であることが示された。さらに、TRS モデルは錠剤の厚さに関わらず均一な分散を示したことから、厚みの影響を受けないことが示唆された。以前に Ito らは、透過 NIR を用いて錠剤中の API 含量を予測するには錠剤の厚みの変化を最小限に抑えなければならないと報告している³³。これは NIR の場合、光の透過率が低く、サンプルの厚みによる影響を受け易いためである。だが、TRS は錠剤の厚みの影響を受けず、水分含有量の高精度な予測モデルを構築することが可能であった。これはラマン分光法が高出力励起レーザー光を使用していることと、NIR よりもピークが鋭く重なりが少ないことが要因であると考えられる。

キャリブレーションモデルのローディングスペクトルを Fig. 5 に示す。第一潜在変数(LV1)の寄与率は BRS モデルにおいて 77.8%であった。LV1 を示すローディングスペクトルにはいくつかの負のピークが見られた。これらのピークは Fig.

Table 2. BRS 及び TRS それぞれの PLSR 分析に基づく水分含量のキャリブレーションとクロスバリデーションモデル構築における誤差.

因子		クロスバリデーション			キャリブレーション		
		SE	PRESS	R^2	SE	PRESS	R^2
		(mg)	(mg ²)		(mg)	(mg ²)	
BRS	1	2.46	218	0.476	2.36	189	0.544
	2	1.92	133	0.678	1.68	92.7	0.776
	3	2.20	174	0.592	0.843	22.7	0.945
TRS	2	0.728	19.1	0.954	0.654	14.1	0.966
	3	0.717	18.5	0.955	0.589	11.1	0.973
	4	0.816	24.0	0.942	0.387	4.64	0.988

2 (A)に示された差スペクトルにおいて正のピークとして表れている．一方で，第二潜在変数(LV2)を示すローディングスペクトルに見られた正のピークは Fig. 2 (A)における負のピークに対応している．LV1 と LV2 の合計寄与率は 85.1%であった．従って，BRS のピーク変動はカフェイン水和物と無水物間における擬似結晶多形転移を示していると考えられる．

TRS モデルにおける LV1 は寄与率 75.5%を示しており，そのローディングスペクトルにはいくつか特徴的なピークが確認された．BRS 同様，LV1 ローディングスペクトルは Fig. 2 (B)に示した差スペクトルのピークと対応していた．また，LV2 のローディングスペクトルには(i)と(v)の負のピークが確認された．

4. 考察

まず，ラマンスペクトルとカフェイン擬似結晶多形転移の関係について考察する．Fig. 6 は無水物³⁴の結晶構造を示す．CAH の結晶構造は，C(1)=O(1)と C(5)-H(1)間の水素結合と，水分子と N(4)の結合から成る．C(1)=O(1)と C(5)-H(1)間の水素結合は距離が短いために，密接な相互作用によって形成される．一方，カフェイン無水物は C(4)=O(2)と C(8)H₃ の水素結合を介して対称な二量体構造を形

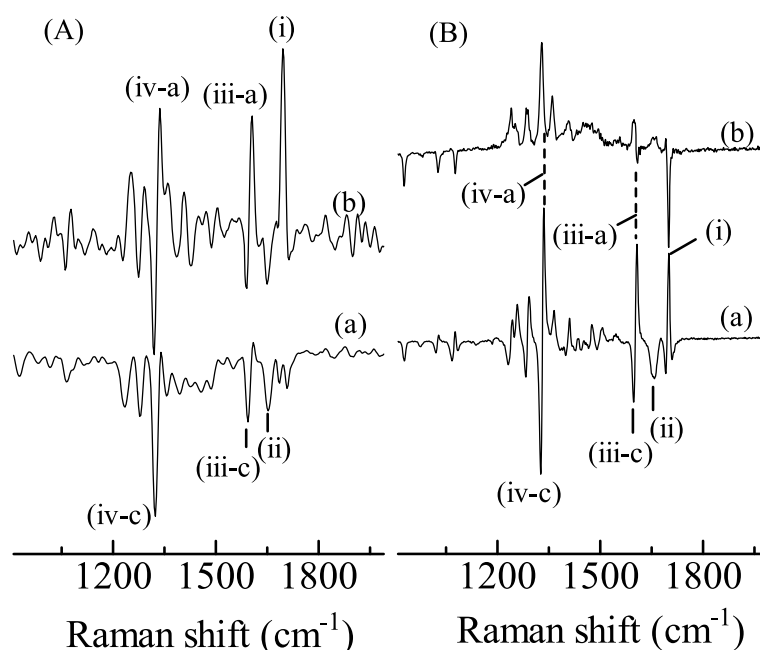


Fig.5. (A)TSR と(B)BRS のキャリブレーションモデルから得られた第一潜在変数(a)と第二潜在変数(b)のローディングスペクトル。各ピークは Fig. 1 のラマンスペクトルのピークに対応する。

成する。C=O と CH 間の水素結合は相互作用を示すことが知られており，Matasらはカフェイン無水物においてもその相互作用が見られ，それが安定性に寄与することを報告している¹⁹。また，二量体を形成する水素結合は 3.008 Å と距離が長く弱い。ここで生じる弱い相互作用がピーク(ii)に寄与していると考えられる。

次に，水和物と無水物の結晶構造を比較する。無水物においては，二量体形成だけでなく，C(1)=O(1)と C(8)H₃ 間の水素結合を介してカフェイン分子が結合している。脱水過程では水和物における C(1)=O(1)と CH の結合が解離し，C(1)=O(1)と C(8)H が水素結合することで無水物が形成される。形成された無水物に見られる C=O と CH 間の水素結合はいずれも相互作用が弱いものである。つまり，脱水の進行につれて，C(1)=O(1)を介した水素結合は相互作用の強いものから弱いものへと遷移すると言える。その結果，脱水によってラマンピーク(i)が減少したと考える。

次に，TRS に基づくキャリブレーションモデル結果について述べる。LV2 の寄与率は 18.6%であり，ローディングスペクトルには(i)の負のピークが示された。無水物の 2 つのカフェイン分子のプリン環には π - π スタッキングによる相互作

用が生じたと考えられる。

LV1 は水分子そして C(1)=O(1)と C(5)H(1)間の水素結合の解離に伴う二量体形成過程を示した。C(1)=O(1)と C(8)H 間の水素結合の形成過程及び π - π 相互作用に関する情報は LV2 に示された。BRS モデルの LV2 には(i)のピークが見られた。従って、錠剤中の水分含量のキャリブレーションモデルは脱水過程における結晶構造変化に基づいて構築されたと言える。

BRS に基づくモデルは Fig. 3 に示した。BRS の励起光は錠剤内部に到達しないことから、厚い錠剤中の水分含量の予測値は実測値よりも低く示され、ミスキャリブレーションが起きた。しかしながら、脱水が進行すると、予測値と実測値間の偏差が減少し、予測値が実測値に近い値となった。これは、BRS では錠剤表面付近の水分含量を錠剤全体の水分含量として示しているためである。こうした BRS の結果から、錠剤表面と中心では脱水量に差があることが示された。

一般に、水分子の振動モードはラマン不活性であることから、ラマン分光法は錠剤の水分含有量を測定することには不向きであると考えられている。しかし、本研究では、水和物から無水物への結晶構造の変化に起因する情報から、水分含量のキャリブレーションモデルを構築することに成功した。

BRS キャリブレーションモデルにおける厚い錠剤の予測結果から、錠剤の脱水は中心から表面にかけて進行することが示された。水分子はカフェイン分子中の N(4)に結合するが、その結合部位が脱水に伴って表面側に遷移することが示唆された。

実際には、水和物の結晶構造は単結晶 $P2_1/a$ の空間群(a: 14.8 Å, b: 16.7 Å, c: 3.97 Å, α : 90°, β : 97°, γ : 90°)によって構成される³⁵。カフェイン分子は結晶学的に c 軸に平行に積み重ねた構造をしている。水和水は Fig. 6 に示したように直線的な配列を成している。脱水反応過程において水分子が連鎖反応に伴って連続的に水和部位を遷移させることが考えられる。

近年、技術の発展によりサンプルの深部まで分析することが可能な手法としてラマン分光法が挙げられる。この特徴を活かすことで製剤学や医学研究の分野を含む多くの分野で有効に取り入れられると考えられる³⁶。将来的に製剤の品質管理のためには水分含有量の予測モデルの構築が有効であるが、その実現のためには水和物を含む他の添加剤を有する錠剤においても予測モデルを開発

することが必要となる。

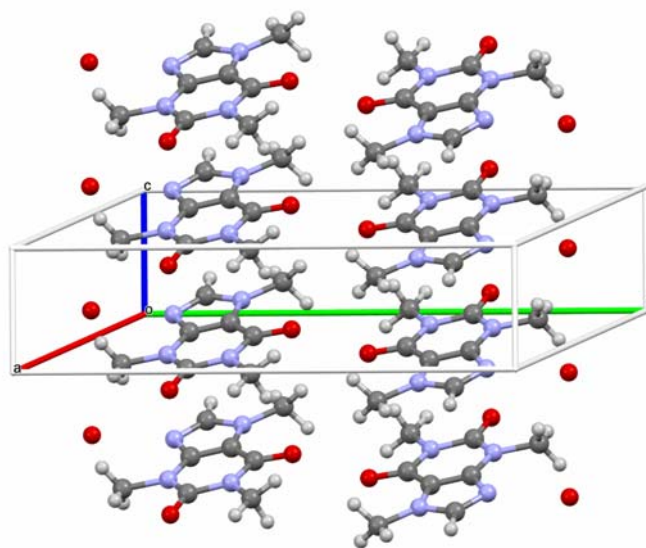


Fig.6. カフェイン無水物の結晶構造.

5. 結論

本研究では、BRS と TRS の測定結果からそれぞれに基づく錠剤の水分含有量予測 PLSR モデルを構築した。両モデルの比較から、TRS は BRS よりも予測精度が高く、より有用であることが示された。BRS の場合、情報は主に錠剤表面から収集され、水和物の減少と無水物の増加を示していた。一方で、TRS は錠剤全体の情報を収集することが可能であった。さらに、キャリブレーションモデルは無水物と水和物間の擬似結晶多形転移に基づいて構築された。

結論として、水への溶解度が低く生物学的利用能の低い CAH を溶解度の高い無水物結晶への転移させる加熱脱水過程のモニタリング手法として TRS は、極めて正確な分析手法として有効であることが示された。これらの手法を医薬品製造工程に適用することにより、生物学的利用能などの品質が高い、有効で安心安全な高齢者や小児用にやさしい医薬品を迅速で安価に提供できる技術が発展するものと考えられる。

謝辞

本研究において技術支援を賜りましたジャパンマシナリー株式会社中村和也氏

に感謝申し上げます。また、本研究の一部は 2017 年度しあわせ研究費（研究テーマ：子供や高齢者に優しい医薬品剤形の開発）の助成を受けたものです。

References

1. Debnath S, Suryanarayanan R. Influence of processing-induced phase transformations on the dissolution of theophylline tablets. *AAPS PharmSciTech*. 2004;5(1):39. doi:10.1208/pt050108
2. Shefter E, Higuchi T. Dissolution behavior of crystalline solvated and nonsolvated forms of some pharmaceuticals. *J Pharm Sci*. 1963;52(8):781-791. doi:10.1002/jps.2600520815
3. Zografi G. States of Water Associated with Solids. *Drug Dev Ind Pharm*. 1988;14(14):1905-1926. doi:10.3109/03639048809151997
4. Halebian J, McCrone W. Pharmaceutical applications of polymorphism. *J Pharm Sci*. 1969;58(8):911-929. doi:10.1002/jps.2600580802
5. Otsuka M, Hasegawa H, Matsuda Y. Effect of Polymorphic Transformation During the Extrusion-Granulation Process on the Pharmaceutical Properties of Carbamazepine Granules. *Chem Pharm Bull (Tokyo)*. 1997;45(5):894-898. doi:10.1248/cpb.45.894
6. Sakata Y, Shiraishi S, Otsuka M. Effect of pulverization of the bulk powder on the hydration of creatine anhydrate tablets and their pharmaceutical properties. *Colloids Surf B Biointerfaces*. 2005;46(2):92-100. doi:10.1016/j.colsurfb.2005.10.002
7. Nikolaou A, Meric S, Fatta D. Occurrence patterns of pharmaceuticals in water and wastewater environments. *Anal Bioanal Chem*. 2007;387(4):1225-1234. doi:10.1007/s00216-006-1035-8
8. Bielen A, Šimatović A, Kosić-Vukšić J, et al. Negative environmental impacts of antibiotic-contaminated effluents from pharmaceutical industries. *Water Res*. 2017;126:79-87. doi:10.1016/j.watres.2017.09.019
9. Peeters E, Tavares da Silva AF, Toivainen M, et al. Assessment and prediction of tablet properties using transmission and backscattering Raman spectroscopy and transmission NIR spectroscopy. *Asian J Pharm Sci*. 2016;11(4):547-558. doi:10.1016/j.ajps.2016.04.004

10. Fonteyne M, Vercruysse J, Díaz DC, et al. Real-time assessment of critical quality attributes of a continuous granulation process. *Pharm Dev Technol.* 2013;18(1):85-97. doi:10.3109/10837450.2011.627869
11. Hinz DC. Process analytical technologies in the pharmaceutical industry: the FDA's PAT initiative. *Anal Bioanal Chem.* 2006;384(5):1036-1042. doi:10.1007/s00216-005-3394-y
12. Eliasson C, Macleod NA, Jayes LC, et al. Non-invasive quantitative assessment of the content of pharmaceutical capsules using transmission Raman spectroscopy. *J Pharm Biomed Anal.* 2008;47(2):221-229. doi:10.1016/j.jpba.2008.01.013
13. Otsuka M, Kanai Y, Hattori Y. Real-Time Monitoring of Changes of Adsorbed and Crystalline Water Contents in Tablet Formulation Powder Containing Theophylline Anhydrate at Various Temperatures During Agitated Granulation by Near-Infrared Spectroscopy. *J Pharm Sci.* 2014;103(9):2924-2936. doi:10.1002/jps.24006
14. Hédoux A, Paccou L, Derollez P, Guinet Y. Dehydration mechanism of caffeine hydrate and structural description of driven metastable anhydrides analyzed by micro Raman spectroscopy. *Int J Pharm.* 2015;486(1-2):331-338. doi:10.1016/j.ijpharm.2015.04.001
15. Johansson J, Sparén A, Svensson O, Folestad S, Claybourn M. Quantitative Transmission Raman Spectroscopy of Pharmaceutical Tablets and Capsules. *Appl Spectrosc.* 2007;61(11):1211-1218.
16. Matousek P, Parker AW. Bulk Raman Analysis of Pharmaceutical Tablets. *Appl Spectrosc.* 2006;60(12):1353-1357. doi:10.1366/000370206779321463
17. Morris KR, Griesser UJ, Eckhardt CJ, Stowell JG. Theoretical approaches to physical transformations of active pharmaceutical ingredients during manufacturing processes. *Adv Drug Deliv Rev.* 2001;48(1):91-114. doi:10.1016/S0169-409X(01)00100-4
18. Otsuka M, Ibe K, Tokudome Y, Ohshima H. Nano- and macro-geometrical structural change of caffeine and theophylline anhydrate tablets during hydration process by using X-ray computed tomography. *Colloids Surf B Biointerfaces.* 2009;73(2):351-359. doi:10.1016/j.colsurfb.2009.06.002
19. de Matas M, Edwards HGM, Lawson EE, Shields L, York P. FT-Raman

- spectroscopic investigation of a pseudopolymorphic transition in caffeine hydrate. *J Mol Struct.* 1998;440(1-3):97-104. doi:10.1016/S0022-2860(97)00231-7
20. Krzyzaniak JF, Williams GR, Ni N. Identification of phase boundaries in anhydrate/hydrate systems. *J Pharm Sci.* 2007;96(5):1270-1281. doi:10.1002/jps.20941
21. Jørgensen A, Rantanen J, Karjalainen M, Khriachtchev L, Räsänen E, Yliruusi J. Hydrate Formation During Wet Granulation Studied by Spectroscopic Methods and Multivariate Analysis. *Pharm Res.* 2002;19(9):1285-1291. doi:10.1023/A:1020621906855
22. Uchida H, Otsuka M. Quantitative analysis of pseudopolymorphic transformation of imidafenacin by application of a novel combination of near-infrared spectroscopy and a humidity-controlled 96-well plate. *J Pharm Pharmacol.* 2011;63(7):911-917. doi:10.1111/j.2042-7158.2011.01297.x
23. Bagheri L, Madadlou A, Yarmand M, Mousavi ME. Spray-dried alginate microparticles carrying caffeine-loaded and potentially bioactive nanoparticles. *Food Res Int.* 2014;62:1113-1119. doi:10.1016/j.foodres.2014.05.040
24. Gottfries J, Depui H, Fransson M, et al. Vibrational spectrometry for the assessment of active substance in metoprolol tablets: a comparison between transmission and diffuse reflectance near-infrared spectrometry. *J Pharm Biomed Anal.* 1996;14(11):1495-1503. doi:10.1016/0731-7085(96)01800-6
25. Hargreaves MD, Macleod NA, Smith MR, Andrews D, Hammond SV, Matousek P. Characterisation of transmission Raman spectroscopy for rapid quantitative analysis of intact multi-component pharmaceutical capsules. *J Pharm Biomed Anal.* 2011;54(3):463-468. doi:10.1016/j.jpba.2010.09.015
26. Zhang Y, McGeorge G. Quantitative Analysis of Pharmaceutical Bilayer Tablets Using Transmission Raman Spectroscopy. *J Pharm Innov.* 2015;10(3):269-280. doi:10.1007/s12247-015-9223-8
27. Otsuka M, Tanabe H, Osaki K, Otsuka K, Ozaki Y. Chemoinformetrical Evaluation of Dissolution Property of Indomethacin Tablets by Near-Infrared Spectroscopy. *J Pharm Sci.* 2007;96(4):788-801. doi:10.1002/jps.20704
28. Alcalà M, León J, Ropero J, Blanco M, Románach RJ. Analysis of low content drug

- tablets by transmission near infrared spectroscopy: Selection of calibration ranges according to multivariate detection and quantitation limits of PLS models. *J Pharm Sci.* 2008;97(12):5318-5327. doi:10.1002/jps.21373
29. Meza CP, Santos MA, Romañach RJ. Quantitation of drug content in a low dosage formulation by transmission near infrared spectroscopy. *AAPS PharmSciTech.* 2006;7(1):E206-E214. doi:10.1208/pt070129
30. Griffen JA, Owen AW, Burley J, Taresco V, Matousek P. Rapid quantification of low level polymorph content in a solid dose form using transmission Raman spectroscopy. *J Pharm Biomed Anal.* 2016;128:35-45. doi:10.1016/j.jpba.2016.05.017
31. Matousek P, Parker AW. Bulk Raman Analysis of Pharmaceutical Tablets. *Appl Spectrosc.* 2006;60(12):1353-1357. doi:10.1366/000370206779321463
32. Edwards HGM, Lawson E, Matas M de, Shields L, York P. Metamorphosis of caffeine hydrate and anhydrous caffeine. *J Chem Soc Perkin Trans 2.* 1997;0(10):1985-1990. doi:10.1039/A702041D
33. Ito M, Suzuki T, Yada S, et al. Development of a method for nondestructive NIR transmittance spectroscopic analysis of acetaminophen and caffeine anhydrate in intact bilayer tablets. *J Pharm Biomed Anal.* 2010;53(3):396-402. doi:10.1016/j.jpba.2010.04.029
34. Enright GD, Terskikh VV, Brouwer DH, Ripmeester JA. The Structure of Two Anhydrous Polymorphs of Caffeine from Single-Crystal Diffraction and Ultrahigh-Field Solid-State ^{13}C NMR Spectroscopy. *Cryst Growth Des.* 2007;7(8):1406-1410. doi:10.1021/cg070291o
35. Sutor DJ. The structures of the pyrimidines and purines. VII. The crystal structure of caffeine. *Acta Crystallogr.* 1958;11(7):453-458. doi:10.1107/S0365110X58001286
36. Buckley K, Matousek P. Recent advances in the application of transmission Raman spectroscopy to pharmaceutical analysis. *J Pharm Biomed Anal.* 2011;55(4):645-652. doi:10.1016/j.jpba.2010.10.029

障害者の「はたらくしあわせ」を考える

前廣 美保

Musashino University Creating Happiness Incubation 研究員 武蔵野大学 通信教育部 講師

前田 壽雄、矢澤 美香子

Musashino University Creating Happiness Incubation 研究員 武蔵野大学 通信教育部 准教授

本多 勇

Musashino University Creating Happiness Incubation 研究員 武蔵野大学 通信教育部 教授

皆月 みゆき

Musashino University Creating Happiness Incubation 客員研究員 株式会社インクルージョンオフィス

要約

本稿は、筆者らが2016年3月にしあわせ研究助成を受けて開催した「はたらくしあわせ」ショーケース&トークイベントで得た考察を下敷きとして、「しあわせ」をいかに読み解くかを、①仏教学（真宗学）の観点から、②心理学の尺度から、③社会福祉の実践の現場から、そして④経済効率を求める産業における対人援助の視点から、の4つの方向から検討する。

イベントでは、福祉作業所で障害者が「はたらく」ことは、対価を得るための手段ではなく、それ自体が生活の目的、あるいは生活そのものになっており、人が日常生活で感じるいわゆる平凡な「しあわせ」が語られた。それは、人が誰しも持っている権利であり、尊厳であると、多面的に考察された。

いかに社会が個人のしあわせをカタチにすることができるのかについては、障害者の多様な表現を社会が受け止めて変化することを、今後の課題として提示されている。

1. はじめに

（1）研究の目的

2016年3月に開催された「はたらくしあわせ」ショーケース&トークイベントでは、障害を持って生きる方々の生き方・暮らしから、経済効率だけでは判断しがたい価値観である「しあわせ」とは何かを考える機会となった。「お金で

は表現することができない、人間の尊厳にある」と仮定した「しあわせ」を、当事者の言葉や仕事から具体的に読み取ると、人が日常生活で経験する、ごく当たり前の他者との関わりを通して感じられるものだと考察された（Maehiro, Honda, Yazawa, Minatsuki., & Takada, 2017）。

その考察を背景として、本稿では、主観的な価値である「しあわせ」をどのように捉えるのか、多面的な切り口から考える。本研究は、社会福祉の観点から計画されたが、従来の「障害者は支援が必要な人」という価値観では、それぞれの「しあわせ」を理解することはできないと考えた。そこで、仏教学のなかでも真宗学の研究者、産業カウンセリングを専門とする心理学研究者、そして、産業ソーシャルワークの援助実践の枠組みを構築している社会福祉士が、「障害者」の「はたらく」「しあわせ」をキーワードとして、それぞれの専門的見地から考察を加えた。

仏教（真宗学）、心理学、社会福祉、そして産業人材支援の4つの観点から障害者のはたらくしあわせを理解しようとする試みは、多様な価値観を尊重して、人のしあわせを考え、世界のしあわせをカタチにすることを目指す取り組みがひとつの独自性を表現しようとするものである。

（2）研究の方法と倫理的配慮

本研究は、先行研究や行政が公表している統計データなどを用いた文献研究であるため、倫理的配慮についての審査は必要ないと判断された。

2. 真宗学の観点から考える「しあわせ」

親鸞が開顕した浄土真宗を研究対象とする学問を「真宗学」という。親鸞は、常にありとあらゆる生きとし生けるもの（十方衆生・諸有衆生）をしあわせにしたいと願いつづけている、阿弥陀仏のはたらきに抱かれていることを説いた。この阿弥陀仏の願いを聞き開くとき、障害があってもなくても、誰にとっても普遍的な「しあわせ」が成立するとしている。普遍的であると言い得る根拠とは、何によるのであろうか。親鸞浄土教においては、その一つとして「平等心」を挙げることができる。考える。

親鸞には、「平等心をうるときを 一子地となづけたり 一子地は仏性なり

安養にいたりてさとりべし」(浄土真宗本願寺派教学伝道研究センター, 2011)という和讃がある。これは『涅槃経』の教説に依って、「さとり」の境地を表現したものである。ここでいう平等心とは、善・悪、自・他、生・死、浄・穢、愛・憎、優・劣、障害の有・無などの相対的な価値観を超えて、すべてをありのままに大切な尊厳ある存在として、自己と同じように生きとし生けるものを等しく見ていく心である。ここに浄土真宗における人間観や生命観の根源的な立場が提示されているのである。

この平等心を得るとき、生きとし生けるもの一人ひとりを、一子のように、かけがえのない存在であると捉えていくことから、親鸞はこのような境地を一子地と呼んでいる。一子地とは、誰もが「仏の子」として光り輝いている存在であることを意味している。このように阿弥陀仏とは、生きとし生けるもの一人ひとりをわが子として、かけがえのない大切な存在であると見ているのであるが、それこそが仏の本性(仏性)であると言っている。

そして、この和讃から学ぶこととは、平等心によって、ありとあらゆるいのちとつながっているのがこの私であり、ありとあらゆるいのちの一端を担っているのもこの私であるという縁起に基づく連帯感と、平等心とは何かを問う姿勢が生まれてくることではないかと考える。つまり、個々の生命や存在価値は平等であり、しかも誰ひとりとして誰かと同じものではなく、したがって決して優劣がつけられるものではない。このように誰にとっても「しあわせ」が成立すると言えるのは、誰に対しても平等心のまなざしがあるからにほかならない。

では、なぜ親鸞は誰に対しても平等心が向けられていると説くのであろうか。その理由として、親鸞の次の和讃に注目することとしたい。それは、「無明煩惱しげくして 塵数のごとく遍満す 愛憎違順することは 高峰岳山にことならず」(浄土真宗本願寺派教学伝道研究センター, 2011)という和讃であるが、誰もが数限りない煩惱に満ち溢れた存在であると述べたものである。煩惱に満ち溢れているとは、自分の思い通りになれば、好意や愛着を抱くようになるが、反対に思うようにならなければ、憎悪や憤怒の心を起こしてしまうことをいう。それを愛憎違順と示し、煩惱とはそびえ立つ高い峰や岳山のように果てしないと述べている。親鸞はこのような煩惱がそなわった者とは、ほかでもない自身のことであり、また「煩惱具足の凡夫」「煩惱具足のわれら」とも表現している。

しかも親鸞は、凡夫とはどのような存在であるのかを次のように述べている。「凡夫といふは、無明煩惱われらが身にみちみちて、欲もおほく、いかり、はらだち、そねみ、ねたむところおほくひまなくして、臨終の一念にいたるまで、とどまらず、きえず、たえず」(浄土真宗本願寺派教学伝道研究センター2011)と、われわれはあるがままのありようを明らかに理解することができず、煩惱に満ちみちており、欲望が多く、怒りや腹立ち、そねみ、ねたむ心が絶え間なく起こり、命が終わろうとするそのときまで、そのような心はとどまることもなく、消えることもなく、絶えることはないというのである。

これが阿弥陀仏のはたらきによって照らし出された自身のありのままの姿であり、このような煩惱を抱えたものこそ救わずにはおられないのが阿弥陀仏の大慈悲心である。阿弥陀仏の大慈悲心は、障害があってもなくても、誰にとっても、特別な何かになるのではなく、この身このままで「しあわせ」であることを教えてくれているのである。

3. 心理学の尺度から考える「はたらく」「障害者」の「しあわせ」

世界保健機関 (world health organization: WHO) によれば、「健康とは、単に疾病又は病弱の存在しないことではなく、肉体的、精神的及び社会的に完全に良好な状態である」と定義されている。この完全に良好な状態は well-being と呼ばれ、幸福な状態という意味を含んでいる。すなわち、人の健康は、心と身体、さらにはその人を取り巻く社会的な要因も含めて良好な状態であり、それは社会指標のような客観的指標だけでなく、心理的側面を含み、個人の主観的判断から“幸福である”と捉えられることが重要であるといえよう。また、これまでの心理学では、人間のネガティブな心の側面や機能に焦点が当てられる傾向にあった。しかし、2000 年頃からアメリカにおいて、人間の持つ強みや肯定的な側面に着目したポジティブ心理学が起こり、幸福感、喜び、満足感、充実感といった心理変数に着目した研究が展開されている。これらの重要な点は、WHO の意味する健康や well-being、ポジティブ心理学におけるポジティブな心の状態は、ただ単に病気や不調、障害がないことではなく、それらと共にいかに豊かに生きるか、という意味を内包しているということである。

これまでの幸福感に関する研究では、所得、教育、生活環境などの社会的、客

観的指標から把握する試みが多くなされており、主観的、あるいは、心理的な評価を避けようとする方向性が一部にはあった。しかし、幸福感は、基本的には主観的な過程であるため、客観的な条件から幸福感を推定する方法を考案するのではなく、むしろ幸福感についての心理社会的研究の蓄積によって、基礎的な事実を明らかにする必要がある（島井・大竹・宇津木・池見，2004）。

主観的な幸福感をどのように定義し、いかなるツールを用いて把握していくかは幸福感の心理学的研究における大きな課題といえる。幸福感を測定する場合には、主に単一の質問項目によって尋ねる方法と複数の質問項目を用いる方法がある。わが国では、前者の場合、“あなたは普段どの程度幸福だと感じていますか”や“現在、あなたはどれくらい幸せですか”といった項目によって10段階で回答を求めるなどの方法がある。後者としては、例えば、主観的幸福感尺度（Lyubomirsky & Lepper, 1999）の日本語版（島井・大竹・宇津木・池見，2004）や主観的健康感尺度（Subjective well-being inventory: SUBI; Sell & Nagpal, 1992; 大野・吉村, 2010）を整理し作成された主観的幸福感尺度（伊藤・相良・池田・川浦，2003）がある。これらは4項目によって構成され簡便に用いることができる。SUBIは、11の下位尺度（人生に対する前向きな気持ち、達成感、自信、至福感、近親者の支え、社会的な支え、家族との関係、精神的なコントロール感、身体的な不健康感、社会的つながりの不足、人生に対する失望感）を持ち、40項目によって心の健康を測定するものである。また、国としても日本人の主観的幸福感の低さへの対応を検討すべく、内閣府では2010年より「幸福度に関する研究会」が発足している。そして、2011年に主観的幸福感を上位概念として経済社会状況、心身の健康、関係性を3本柱とした指標案が発表されている。この主観的幸福感の指標に含まれるのは、主観的幸福感、理想の幸福感、将来の幸福感、人並み感、感情経験、世帯内幸福度格差である。その他、心理的 well-being 尺度（西田，2000）やWHO-5 精神健康状態表簡易版（e.g., 稲垣ら，2013），GHQ 精神健康調査票（e.g., 中川・大坊，1985）などがある。ここで挙げたものは一部に過ぎず、他にも幸福を認知、感情的側面から捉えるための指標が数多く開発され、使用されている。

障害者と健常者の幸福度および将来の幸福度を比較した研究（荒尾・潮見，2014）では、単項目による自己報告式によって幸福度を測定しているが、いず

れも障害者が低いことが報告されている。これは、障害者では幸福度の決定要因である所得や健康度が低く、障害者が就労や健康面で大きなハンディーキャップを負っており、社会的弱者として幸福度が低下していることが推測されている。また、将来の幸福度を高めるためには、ポジティブな展望を持ち、将来への期待、目標、目的を持つことが重要であると考えられている(荒尾・潮見, 2014)。確かに、障害者に対する社会保障制度や医療・福祉によるサポートをより充実させていくことは肝要であろう。一方で、名寄地域の障害者を対象に、面接と SUBI を用いた研究(大西・森元・佐々木・村上・羽原, 1997)では、障害者は身体的不調を感じているものの、精神的幸福感が高く、家族や社会とのつながりを感じている人が多く、また障害を持ちながらも自分自身は健康であると感じている人が半数以上であった。それは、全体的幸福感や対処の自信、社会的支援や家族の支援などのポジティブ感情が高まることで、ネガティブ感情を弱めていると推測された。したがって、単に社会的な制度の整備や就業支援、傷害や病気への対応を考えるのではなく、そこに社会とのつながりが感じられることや将来のポジティブな展望や目標を持てることが、主観的に捉える健康観や well-being の高まりに深く関係すると考えられる。

従来は、人間が「はたらくこと」に関する研究においても、ストレスや燃え尽き(バーンアウト)、うつなど、心のネガティブな問題に着目した研究が主であった。しかし、ポジティブ心理学の発展に後押しされながら、「はたらくこと」とポジティブな心の側面との関連性に対する関心は高まっている。「はたらくこと」への動機(ワーク・モチベーション)には、主に経済的動機、社会的動機、自己実現動機の3種類があるとされているが、障害者の幸福度においても、経済的動機だけではなく、社会的動機や自己実現動機の充足を考えていくことが重要といえよう。先に開催された「はたらくしあわせイベント」のアンケート結果からも、イベントに出店した福祉施設利用者15名中14名は「イベントを楽しかった」と報告している。また、12名は「イベントで交流できた(とてもできた5名+まあまあ交流できた7名)」と報告しており、“交流ができて嬉しかった”“販売会が楽しかった”といった感想が寄せられた。イベントは、地域に根ざした新たな試みであり、小規模なものであったが、一人一人の「はたらくしあわせ」には、人とのつながりが大きく関わることが表わされたといえよう。

そして、近年、仕事に関連するポジティブで充実した心理状態への関心も高まっており、これを「ワーク・エンゲイジメント」(Schaufeli & Bakker, 2004)という。仕事をしていることが元気や活力となること、仕事をしていると幸せだと感じることや仕事に誇りを感じるなどが含まれる概念である。今後、障害者におけるワーク・エンゲイジメントを高める心理社会的な支援のあり方を検討していくことも、障害者の「はたらくしあわせ」に深く関与していくと考えられる。

4. 社会福祉／ソーシャルワークの実践から考える「はたらく障害者」の「しあわせ」

(1) 社会福祉／ソーシャルワークの視点と焦点

ここでは、社会福祉の領域においてソーシャルワークの実践を行っている立場から「はたらく障害者」の「しあわせ」について考察を加える。社会福祉とソーシャルワークは、字句のとおり同義ではない。また、どちらの単語も定義がいまいになりがちである。社会福祉は、政策・制度、地域住民、個人などが社会生活における困難や課題を、独自に、あるいは相互に協働して緩和・解決を図る諸活動の総体や、その目標として捉えられる。社会保障制度に制度として位置付けられていることを想定する文脈で使われることもある。ソーシャルワークは、社会福祉の実践体系の総体として捉えられることもある。

いずれにしても、「個人の尊厳」を尊重できるような生活のために、主に社会環境・社会関係の側面から調整や支援・介入を行う。そして一方では「社会正義」が守られ、維持されるような社会環境を構築する後押しをする役割も担う。

逆説的にいえば、個人の生命や基本的人権が侵害されるような生活状況であれば、調整や支援・介入を行うことによってその状況を改善・解決の方向に後押しする。例えば、経済的給付や介助・介護、相談援助等が含まれる。

また、そのような状況にしている社会環境を調整・改善したりする。具体的には、社会資源などサービスにクライアントをつなげたり、地域住民や関係者をつなげあって新しいネットワークを作ったり、ムーブメントなど運動や世論を喚起したり、政策決定過程に圧力をかけるソーシャルアクションを行ったりする。

社会福祉／ソーシャルワークの視点では、そのような社会の理想的な状態、つ

まり「社会正義」と、そこに暮らす生活者の理想的な安定の状態、つまり「個人の尊厳」が念頭に置かれている。生活において、安心・安全・安定が阻害されている個人の状況と、その状況を作り出している社会環境に焦点があてられているとも言える。その視点と焦点の間で、ミクロからマクロまで多角的に、視角、つまり「実践のレベル」を調整して仕事を行っているのである。

(2) 「障害者」が「はたらく」こと、「しあわせ」

今回の研究テーマは、「はたらくしあわせ」であった。いわゆる「障害者」が「はたらく（働く）」こととそれを通じた「しあわせ」について焦点をあてた。キーワードは3つである。すなわち、「障害者」、「はたらく」こと、「しあわせ」である。少し整理してみたい。

①「はたらく」こと

前提として、現代社会に生きる人の一般的なライフステージを考えると次のようになろうか。まず、この世界に生を受け、誕生する。子ども時代は、適切な養育や教育を受け、「社会で一定の自立した生活」を送れるように、また「社会を支えられるような人材」になれるように成長する。あるいは、成長することを社会から要請される。教育の期間が終わり成人の時期には、経済社会の中で労働を行う。または、主婦などとして、経済労働者を支える役割を担う。国や地域によっては兵役に従事したり、狩猟や農耕等を行ったりすることもある。成人期から、老年期にさしかかると労働の量を減らしたり引退したりすることになる。医療や介護等を受け、死に至る。現代日本においても、兵役等はないが、概ねこのようなライフステージを進むと捉えられる。一般的には、中学、高校、専門学校や大学などの高等教育課程を終えると、「就職」し、労働者として「はたらく（働く）」ことが期待される。

人が「はたらく」理由の一つに、「経済的基盤の安定」がある。労働の対価としての賃金を受け取り、資本主義経済社会において、生活の経済的基盤の安定を図ろうとする。違う側面の「はたらく」理由の一つとして「社会参加」を挙げることができる。社会の中での自分自身の役割を実感することである。

内田（2009）によれば、労働の根源的な理由は「贈与」だという。われわれは自分自身が決めた「贈与物（贈り物）」を作り、それを贈与することで「ありが

とう」を求めて労働する、とも指摘する。「はたらく」ことで、われわれは他者からの承認を得る。いわば、「はたらく」ことで生み出したものの価値を、社会システムのなかで直接的に関わる他者や間接的に関わる他者（経済システムの中で関わった商品等を受け取るなど）に対して、循環させている。

②「障害者」について

障害者基本法の第2条第1項において、「障害者」とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されている。障害者総合支援法においても、身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者、発達障害者、難病患者等がその対象とされている。身体障害者手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳等の交付等は、その障害の状態や医師の診断等によって判定される。

社会システム（社会福祉）においては、客観的基準に合致したことを第三者によって判定されなければ「障害（者）」とならないと捉えることができる。障害を持っている状況であっても、障害福祉の基準で判定されることがない場合は「障害者」として捉えられない。たとえば、老化による疾病や障害によって要介護状態になった高齢者は、障害があっても「障害者」とは捉えられない。また障害福祉のスクリーニングから外れたまま成長した障害を抱えた人は、「障害者」として行政等から把握されることが難しい状況がある。

また、障害を抱えて認定されていたとしても、日常生活上や労働において支援が特に必要なく自立している人は、日常生活や社会関係の上で、「障害者」として扱われることは少ないといえる。たとえば、下肢に機能障害があるのみで生活や労働に支障がなければ、障害者福祉制度やサービスに関わるのは車いすや短下肢装具の支給のみであったりする。

「障害者」とひとくくりに呼称されるが、障害そのものはその本人の一部分を構成するものである。障害があろうとなかろうと、人のもつ尊厳は、他者から不可侵のものである。社会福祉／ソーシャルワークの支援は、本人の「強み」「能力」に目を向けながら、本人の能力を引出し・維持し、「支援が必要とされる部分・ポイント」にフォーマル／インフォーマルな資源を投入して支援を行う。

③「しあわせ」とは

本稿で前述されているように、心理学的研究において、主観的な幸福感を捉えるのは大きな課題の一つであり、幸福感尺度による測定等が行われている。

「しあわせ」とは主観的なものである。もし、他者から、「あなたのしあわせは〇〇（たとえば、就職すること、お金を稼ぐこと、学校に行くこと、結婚すること、子育てすること、オリンピックでメダルをとること等）である」と押しつけられれば、多くの人は違和感や不快感を生じるであろう。人が感じる「しあわせ」とは、人によって多種多様である。同じ一杯のコーヒーやお茶に幸せを感じるのは、人によって「疲れたとき」「特に、美味しいとき」「好きな人が煎れてくれたとき」などと違うであろう。食事の場面をとっても、「高級懐石和食の店で食事をする幸せ」「長年行きたいという思いを募らせていたお店で食べる幸せ」「自分で一生懸命作った蕎麦やケーキを食べるときの幸せ」「家族そろっていつもの朝食を食べる幸せ」もある。その質や要素、感じる時の時間空間も随分異なっている。

社会福祉とは字句通り、「社会の（なかの）しあわせ」という原義がある。障害を抱えて生活に課題を持つ人が、地域社会のなかで「しあわせ」を感じられるように支援することがその役割なのである。それは、多種多様な価値観に基づいた個人が個別の「しあわせ」を実現することだと言い換えることもできる。

（３）「障害者」が「はたらく」「しあわせ」、その支援

発達過程において特別な支援を受けることの多い「障害者（児）」は、特別支援学校（旧養護学校）や特別支援学級において教育を受ける。特に一般就労のできない障害者（児）は、その教育課程を終えると、就労移行支援を経て就職をしたり、就労継続支援や生活介護とよばれるサービスを受けたりすることが多い。障害を抱えて一般就労が難しい場合においても、日中の社会的な役割とその居場所を得られるようになっている。「はたらく」労働の環境が社会福祉の制度によって整えられている。また一方で、一般企業の障害者雇用率が上がっている。

過去には、障害者には社会的な行き場（居場所）が無く、生涯を自宅や施設で過ごす時代もあった。高度経済成長期以降は、養護学校卒業後の作業所を作る（開設する）運動が各地で行われた。授産施設や更生施設等が身体障害者福祉法や知的障害者福祉法によって位置づけられ、その数を増やしてきた。

日常生活上に課題がある障害者が、就労、あるいは労働する際に、支援が必要となる場合がある。社会福祉の様々な制度において、専門職の役割等も法律によって規定されている。

たとえば、障害者総合支援法による「就労移行支援事業」の「就労支援員」の主な業務として、①適性にあった職場探し、②企業内授産や職場実習の指導、③就職後の職場定着支援等がある。また、「職業指導員」の主な業務として、①生産活動の実施、②事業所内授産の指導等があげられている。

また、「障害者雇用促進法」に基づいて設置されている「障害者就業・生活支援センター」では次の3つの業務が掲げられている。①支援対象障害者からの相談・指導・助言、連絡調整（公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校、その他関係機関）、その他の総合的援助、②支援対象障害者が障害者職業総合センター、地域障害者職業センター、事業主により行われる職業準備訓練へのあっせん、③①②のほか支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な業務、である。

障害者の「はたらく」ことを支援する仕事（業務）は、単純ではない。上記に掲げられる「企業内授産」「事業所内授産」は、障害者（利用者）それぞれの障害特性、能力、ペース、得意・不得意や強み・弱みをアセスメントし、かつ授産内容（作業内容、業務内容）を細かく分業に応じた調整を行う。それぞれの利用者のペース等にあわせて助言や介助などのサポートをすることもある。外部企業等からの受託業務・作業の場合は、納期等があることもあるので、支援の専門職（職員）は、納期に間に合わせるために肩代わりして作業を行ったり、時には残業等で間に合わせたりすることもある。

「障害者」が「はたらく」ことへの支援は、障害者が行う業務を完了させることを目的にしているのではない。野村（2009）は、「障害者の就労支援」は、社会で働く人手を増やす目的よりも、生活を充実させる手段の一つであり、人として生活するための意味づけを行うもの、として位置づけている。

障害を抱えた人（障害者）が、「はたらく（働く）」ことを通して、人として充実感と「しあわせ」を味わい、安定した生活の状況が確保できるようにする、すなわち「個人の尊厳の実現」を果たし、そのような理想的な社会の状態である「社会正義」に向けてベクトルが進むようなものと捉えられる。

5. 産業人材支援から考える障害者の「はたらくしあわせ」

(1) 産業人材支援からの「はたらくしあわせ」

日本には約 860 万人の障害者がいる。このうち、身体障害者は 3,922,000 人、知的障害者は 741,000 人、精神障害者は 3,924,000 人おり、国民の 6.7%が何らかの障害を持っていると言われている。平成 27 年の国勢調査によると、大阪府の総人口が約 884 万人であり、大阪府の総人口と同程度の障害者が全国にいることとなる。平成 29 年版障害白書（内閣府）では、障害者数を人口千人当たりの人数で見ると、身体障害者は 31 人、知的障害者は 6 人、精神障害者は 31 人となると記載している。

こうした障害者の産業領域における人材支援から「はたらくしあわせ」を捉えると、そのキーワードとして「機会均等」と「能力育成」の二つがあると考えられる。「機会均等」とは、障害者が自分の希望によって就業を選べる機会の拡大ということである。能力に合わせた就業先の選択肢が多い状況をつくることとも言い換えられる。「能力育成」は、障害者の持つ強みを見つけ、それを伸ばすことで活躍し、周囲に評価され認められる機会を増やすということである。障害者へのインタビューでは、「自分の稼いだ給料で、親や身近な人に何かを買ってあげる時がしあわせ」という発言があった。サポートされるだけでなく、自分が何らかのサポートをする立場になれることは、自尊心を高め生きる力をもたらす。ここに「はたらくしあわせ」があると言えるだろう。

以下、この「機会均等」と「能力育成」の現状を検証した。

(2) 機会均等の現状

障害者の就労先は、就労系障害福祉サービス（就労継続支援 B 型事業所、就労継続支援 A 型事業所、就労移行支援事業所）と一般就労（民間企業、公的機関、独立行政法人など）に大別できる（図 1）。

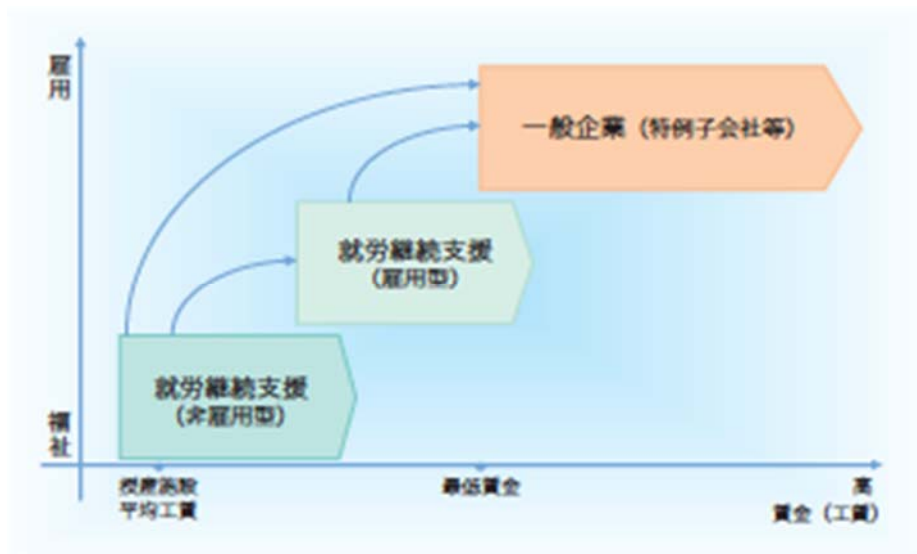


図1 障害者の雇用環境

出典：平成29年版障害白書（内閣府）

就労系障害福祉サービスの就労継続支援B型事業（非雇用型）は、一般の事業所に雇用されることが困難な障害者に対し、雇用契約を結ばずに就労の機会の提供および生産活動機会の提供、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練や支援を行う施設である。就労継続支援A型事業（雇用型）は、一般の事業所に雇用されることが困難な障害者の中で、雇用契約に基づく就労が可能な者に対して、契約の締結と就労機会の提供、生産活動機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練などを行う就労移行支援事業所は、就労を希望する65歳未満の障害者で、一般の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、「①生産活動、職業体験等の機会の提供 ②求職活動支援 ③適性に応じた職場の開拓 ④就職後の職場定着のための相談などの支援」という4つの支援を期間限定で行う。

平成25年度障害者雇用実態調査（国保連データ等）によると、就労継続支事業所の利用者は約17.5万人で平均月額工賃が約1.4万円、就労継続支援A型事業の労働者かつ利用者は約3.3万人で、平均月額賃金は約6.9万円である。一方、一般企業に就業する障害者の平均月額賃金は、身体障害者が約22.3万円、知的障害者が約10.8万円、精神障害者が約15.9万円となる。働く障害者を障害者雇用促進法に基づく障害者雇用の実態から見ると、障害者の雇用状況は、法

定雇用率が 2.0%の民間企業において、平成 28 年 6 月 1 日時点で 474,374 人と 13 年連続過去最高を更新し増加している（図 2）実雇用率は 1.92%、対前年比 0.04 ポイントの増加となる。法定雇用率達成企業の割合は、前年よりも 1.6 ポイント上昇しているが、全障害者 860 万人の中では約 5.5%しか一般就労をしていない。

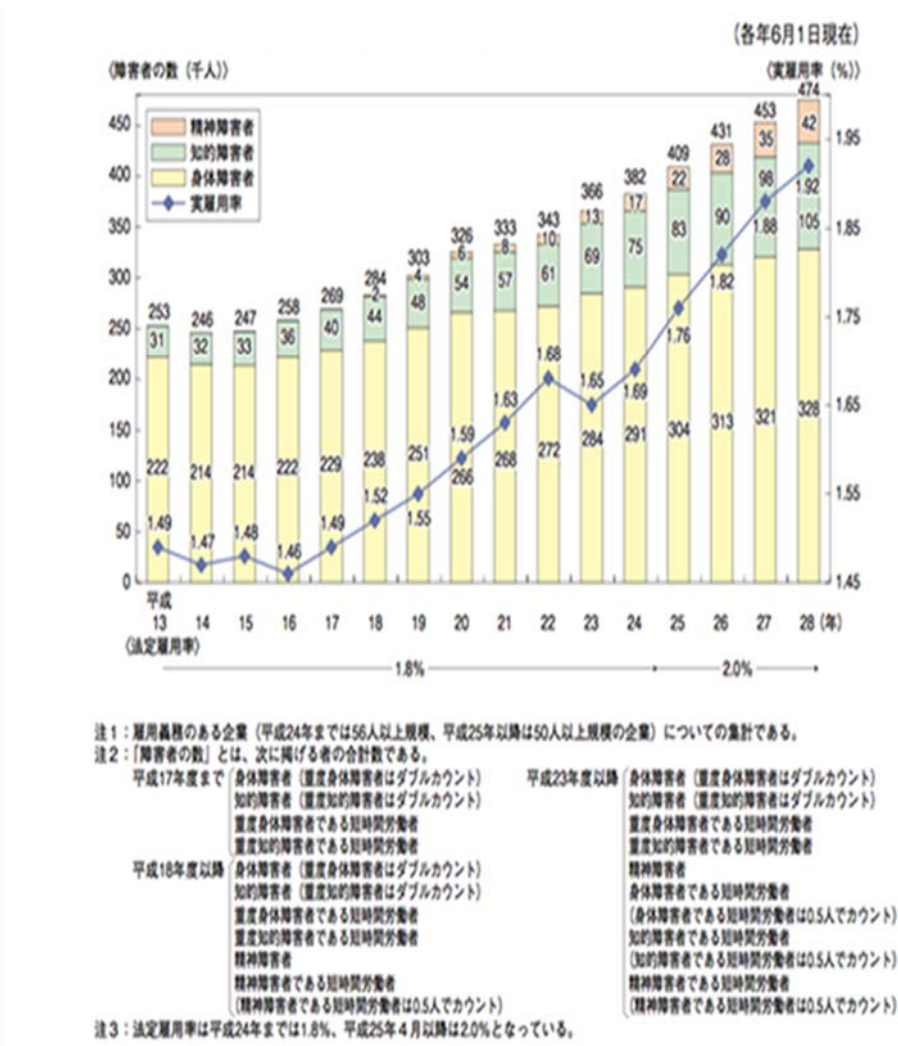


図 2 民間企業における障害者雇用の状況(実雇用率と雇用される障害者の数の推移)

出典：平成 29 年版 障害白書（内閣府）

また、民間企業の中で障害者を雇用している割合は 1.92%であり、大企業になるほどその割合は大きい。一方、法定雇用率を達成した企業の割合は、平成 28 年が 48.8%と半数に満たないが、すべての企業規模で雇用者数は前年よりも増加している（図 3）。2018 年 4 月には、法定雇用率算出に精神障害者が加わり、

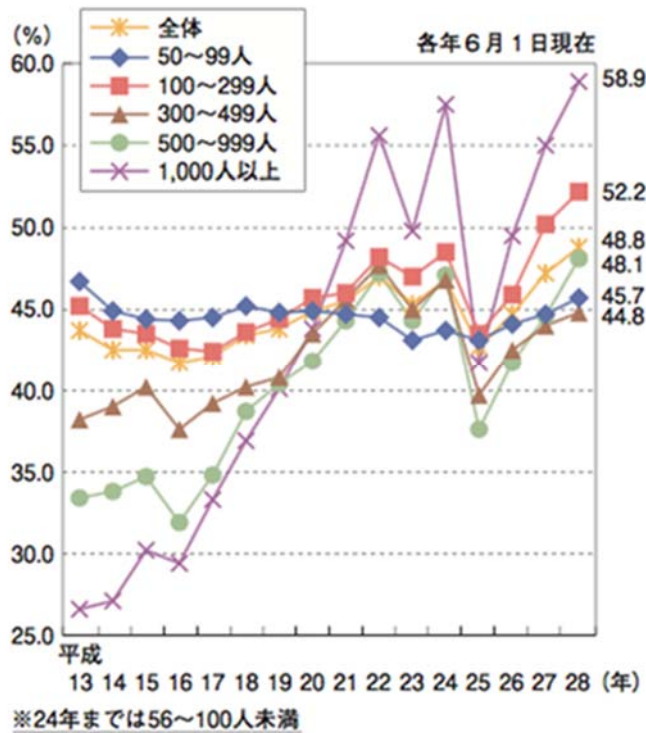


図 3 企業規模別法定雇用達成割合

出典：平成 29 年版 障害白書（内閣府）

民間企業の雇用率は 2.2%に上がる。このように、障害者雇用促進法の改正の流れを受け、一般就労の人数は年々増加している。まだ全体では僅かな人数ではあるが、ここでの雇用機会が拡大されることが望まれる。厚生労働省が発表した「障害者の就労支援について」によると、平成 26 年 3 月に特別支援学校を卒業した障害者は 19,576 人であり、そのうち就労系障害福祉サービスに 12,070 人、大学や専修学校に 799 人、一般就労が 5,557 人であった。また、就労系障害福祉サービスから一般就労に移行した人は 10,001 人と、平成 15 年の 1,288 人から 7.8 倍に増えている。就労移行支援事業所からの移行率が 24.9%と年々上昇しており、就労継続支援 A 型事業所、B 型事業所からの移行は、それぞれ 4.9%、

1.6%と低いですが、A型やB型が本人の特性に合った環境である場合、移行するだけがしあわせとは限らないだろう。しかし、就労移行支援事業所や民間企業での就労の能力があり本人の希望もある場合は、就労の選択肢が多くあることが望まれる。その環境整備として、一般企業の障害者雇用率がさらに高まり、障害者雇用枠が増えていくことを期待したい。

(3) 能力育成の現状

障害者は個々により特性が大きく違う。その上で、強みを見つけ、就労しやすい環境を整え、能力を評価し育成する機会を設ける必要があるだろう。それが、就労の継続を促進し、障害者のキャリア形成を可能とする。以下、能力を育成し評価する具体的取り組みを取り上げる。

東京大学先端科学技術研究センターでは、「異才発掘プロジェクト（ROCKET: Room of Children with Kokorozashi and Extra-ordinary Talents）」において、志のあるユニークな才能を有する子ども達が集まる場の提供、障害の特性に応じた進学や就労を支援するIT等を活用した教育プログラム「DO-IT」、短時間型の雇用モデル「IDEA」など、多様な能力を持った障害者をインクルージョンする社会システムの構築が研究されている。

障害者が技能労働者として社会に参加する自信と誇りを持つことができるように、職業能力の向上を図るとともに、障害者に対する理解を深め雇用促進を図る目的で、「全国障害者技能競技大会（アビリンピック）」が毎年行なわれ、平成29年度で第37回を迎えている。

障害者はパソコンやインターネットなどのテクノロジーの活用により、就労の機会が増える。平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても「テレワークによる在宅雇用の促進などICTを活用した雇用支援等」が盛り込まれている。ここでも、障害者の希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる、テレワークによる障害者の在宅雇用が注目されている。

政府により平成28年9月2日に設置された働き方改革実現推進室が出した働き方改革実行計画では、障害者の就労に関して「障害者の希望や能力を活かした就労支援の推進」と位置付けられ、以下の取り組みを今後の方向性としている。

①障害者が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて最大限活

用できることが普通になる社会を目指す。このため長期的寄り添い支援の重点化等により、障害者雇用ゼロ企業を減らす。

②特別な支援を必要とする子どもについて、初等中等・高等教育機関と福祉・保健・医療・労働等の関係行政機関が連携して、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制を整備する。

このように、障害者の就労促進や技能の向上を図る取り組みは、障害者の「はたらくしあわせ」における選択肢を増やすことに繋がる。

また、障害者の中には、健常者と同等のまたはそれ以上の能力を発揮する者もいる。「障害者のすべてが健常者よりも仕事ができない人」という認識は誤りである。高い能力を持った者が、それを活かして適切な就労に繋がり、働くことで自信や誇りとそれに見合った収入を得られるようになることで、個人の幸福感はさらに高まると考える。しかし、能力や適性、病気や障害の特性により、企業が求める成果が出せない場合は、「福祉的労働」の形でも、就労機会や生産活動機会の提供を行い支援していくことが必要だろう。就労支援事業所などで働くことも、人との関わりによるコミュニケーション機会の増大、社会参加ができることでの自尊心の醸成、周囲から感謝されることでの自己達成感の向上などを得る機会となり、これらは就労の形態は何であれ、働くことで得られる幸福感と言える。

障害者が就労する機会の拡大と、活躍するための能力を高める支援は、「はたらくしあわせ」を生み出す大きな力になる。前述の事例のように、障害者の特性を仕事につなげる社会の仕組みを強化することが能力を高める支援につながり、雇用機会を増やすという好循環を生み出すと考える。

今後、働き方改革が推進されることで、さらに障害者の雇用機会増大と能力の育成をもたらすことが期待されている。

6. おわりに

(1) まとめと考察

ここまで、障害者の「はたらく」ことを切り口にして、仏教学（真宗学）、心理学、社会福祉、そして産業人材支援の観点から「しあわせ」について考え、論

じてきた。

親鸞聖人の教えによれば、人は「障害があってもなくても」「この身このままで」「しあわせ」であるという。ここでは、自己と他者とは等しい存在であるという概念が根底にあることが重要である。「はたらくしあわせ」イベントで語られた言葉から、一人一人の「はたらくしあわせ」には、人とのつながりが大きく関わりと考察された。障害者が仕事を通して他者との関わりを保ち、障害者のワーク・エンゲイジメントを高める心理社会的な支援のあり方が求められる。同時に、福祉実践においては、障害者が、「はたらく」ことで「人として充実感」と「しあわせ」を味わい、「安定した生活の状況が確保」されることで、「個人の尊厳の実現」が果たされ、理想的な社会の状態に舵を向けることを目指している。産業・経済においては、「障害者の特性を仕事につなげる社会の仕組み」がもっとも強くなることによって、人の「能力を高める支援」につながり、雇用機会を増やす好循環となる。それによって、「障害者のはたらくしあわせ」は社会全体で実現されると考えられる。

多角的に「障害者」の「はたらく」「しあわせ」を捉えようとする、その手法が違っていても、本質は同じものだと思われる。それは、人と人との関わり、つまり社会において「ありのままに人が尊重される」ことである。

「はたらくしあわせ」イベントでの聞き取りから、人は社会の中で役割を持ち、他者との関わりを持っていることが「しあわせ」を感じる重要な鍵となっていることがわかった。それらはまた、自尊心を保つことにもつながっている。

大多数の国民にある程度の生活の質が保たれている現在の日本社会において、経済効率は、以前ほど重要な価値だと捉えられないと考えられる。しかし当然ながら、障害があってもなくても、誰にとっても、自分自身の生活について自己決定が可能となる最低限の生活費が保障されることが必要である。つまり、お金は生活の目的ではなく、「手段」として活用されるものである。現在、障害年金が少なくとも、その役割を果たしていると言える。

個人の「しあわせ」を作るのは、さまざまな異なる価値を内包した、包括的な社会である。それは、人の尊厳を尊重するものである。さらに、人々がお互いの役割を担い、相互に助け合うことが、世界全体の「しあわせ」を形作る何よりも重要な価値であると言える。

（２）今後の課題と展望

数百年前から人は、「しあわせ」を願い求めつつ、心身にカケや不具合があることを「異常・異質」と捉えてきた。近代になって「人権」という概念が広く理解されるようになり、ポジティブ心理学や障害者雇用制度の発展に結びついていく。日本においては、社会のために個人が有益であることを期待される傾向が戦後も強く残っているが、その一方で、個人のために社会が包括的に変化することによって、誰もが生きやすくなることに多くの人が気づき始めている。

今後は、本研究で得られた考察をさらに深めるために、障害を持つ人が様々な手法を用いてどのように自己表現を行い、その価値と尊厳を社会に伝えているのか、そして、それらを社会がどのように受けとめて変化するのかに注目し、研究をすすめたい。お金で評価することが難しい「しあわせ」の価値の多様なあり方を、「障害」と「人権尊重」の観点で理解することは、いつか障害を得るかもしれない「健常者」にとっても意義深いものだといえる。

謝辞

本論文は 2017 年度武蔵野大学しあわせ研究費（研究テーマ：障害者の「はたらくしあわせ」）の助成を受けたものです。

<引用文献および参考文献>

荒尾雅文・潮見泰藏（2014）. 障害者の幸福度は健常者と差があるのか？ 第

49 回日本理学療法学術大会 発表抄録

<https://www.mendeley.com/viewer/?fileId=2beba4bc-0eb2-4195-6be4-4323a267ceec&documentId=6b10844b-a364-3a62-8837-7546715942a7>（2018/2/25 最終閲覧）

独立行政法人恒例・障害・求職者支援機構（2016）. はじめから分かる障害者雇用 事業主のための Q&A

Goldberg, D.P.原著, 中川泰彬・大坊郁夫日本版著（1985）. 精神健康調査票手引：日本版 GHQ 日本文化科学社

稲垣宏樹・井藤佳恵・佐久間尚子・杉山美香・岡村毅・栗田主一（2013）.

- WHO-5 精神健康状態表簡易版 (S-WHO-5-J) の作成およびその信頼性・妥当性の検討 日本公衆衛生雑誌, 60, 294-301.
- 伊藤裕子・相良順子・池田政子・川浦康至 (2003). 主観的幸福感尺度の作成と信頼性・妥当性検討, 心理学研究, 74, 276-281.
- 浄土真宗本願寺派教学伝道研究センター編纂 (2011). 「浄土真宗聖典全書 (二)」 宗祖篇上『浄土和讃・諸経讃』本願寺出版社, p.384.
- 浄土真宗本願寺派教学伝道研究センター編纂 (2011). 「浄土真宗聖典全書 (二)」 宗祖篇上『正像末和讃』本願寺出版社, p.472.
- 浄土真宗本願寺派教学伝道研究センター編纂 (2011). 「浄土真宗聖典全書 (二)」 宗祖篇上『一念多念文意』本願寺出版社, p.676.
- 厚生労働省 (2013). 平成 25 年度障害者雇用実態調査
- 厚生労働省 (2015). 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の概要」 <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000121387.pdf> (2018/2/28 最終閲覧)
- 厚生労働省 (2017). 平成 29 年度 障害者雇用状況の集計結果
- 厚生労働省 (2006). 障害者の雇用・就労支援についてー多様な可能性に挑むことができる社会に向けてー
- 厚生労働省 (2015). 障害者の就労支援について資料
- 厚生労働省 (2015). 障害者の就労支援対策の状況
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/service/shurou.html (2018/2/26 最終閲覧)
- Lyubomirsky, S., & Lepper, H.S. (1999). A measure of subjective Happiness: Preliminary Reliability and Construct Validation. *Social Indicators Research*, 46, 137-155.
- Maehiro, M., Honda, I., Yazawa, M., Minatsuki., & Takada, A. (2017). “What it means the Happiness of Working” for persons with disabilities in Japan?, Oral presentation, Asia Pacific Social Work Conference 2017 Spt. 26-30, Shenzhen China
- 内閣府 (2017). 障害白書 平成 29 年版
- 内閣府経済社会総合研究所 (2011). 幸福度に関する研究会報告ー幸福度指標

試案一 概要

http://www5.cao.go.jp/keizai2/koufukudo/pdf/koufukudosian_gaiyou.pdf (2018/2/25 最終閲覧)

中川泰彬・大坊郁夫 (1985). 日本版 GHQ 精神健康調査票手引 日本文化科学社

西田裕紀子 (2000). 成人女性の多様なライフスタイルと心理的 well-being に関する研究 教育心理学研究, 48, 433-443.

野村聡 (2009). 障害者領域でのジレンマ：障害者の生活を支えることと、施設という環境との間で 本多勇・木下大生・後藤広史・野村聡ほか ソーシャルワーカーのジレンマ (pp.11-36) 筒井書房

大久保幸夫・皆月みゆき (2017). 働き方改革 個を活かすマネジメント 日本経済新聞出版社

大西章恵・森元信子・佐々木奈美子・村上敦哉・羽原美奈子 (1997). 障害を持つ人の健康意識に関する研究社会的参加（行動）との関係において－北海道ノーマライゼーション研究, 9, 75-89.

大野 裕・吉村公雄 (2010). WHO SUBI 手引き 第2版 金子書房

Sell, H., & Nagpal, R. (1992). Assessment of subjective well-being : The subjective well-being inventory (SUBI) . New Delhi: World Health Organization, Regional Office for South-East Asia

Schaufeli, W., & Bakker, A. (2004). Job demands, job resources, and their relationship with burnout and engagement: a multi-sample study. *Journal of Organizational Behavior*, 25, 293-315

総務省統計局 (2015). 平成 27 年国勢調査

島井哲志・大竹恵子・宇津木成介・池見陽・Lyubomirsky, S. (2004). 日本版主観的幸福感尺度 (Subjective Happiness Scale: SHS) の信頼性と妥当性の検討 日本公衆衛生雑誌, 51, 845-853.

東京都社会保険労務士会会報 (2017). 中小企業における精神障害者の雇用管理上の課題

内田樹 (2009). 働くとはどういうことか 文藝春秋 (編) 日本の論点 2010 文藝春秋

ワーク・ライフ・インテグレーションの観点から考える大学通信教育課程の社会人学生における学びと精神的健康

矢澤 美香子

Musashino University Creating Happiness Incubation 研究員 武蔵野大学 通信教育部 准教授

野口 普子、前廣 美保

Musashino University Creating Happiness Incubation 研究員 武蔵野大学 通信教育部 講師

本多 勇

Musashino University Creating Happiness Incubation 研究員 武蔵野大学 通信教育部 教授

要約

本研究では、従来のワーク・ライフ・バランスからさらに発展した「ワーク・ライフ・インテグレーション（W&LI：仕事と私生活の統合）」の概念に着目した。大学通信教育課程の社会人学生を対象に調査を行ない、仕事や私生活（家庭、個人の生活領域）と「学び」の領域を統合に関連する方略の内容および実践の程度を明らかにするとともに、就業形態や家庭状況の違いによって、これらの方略の取り方や精神的健康、学習時間の相違を検討した。調査の結果、多様な方略の内容が明らかになり、特に、仕事や学びと他の領域を統合する方略の実践の程度は低い傾向にあることがわかった。また、就業およびその形態の違いが、W&LI関連方略の取り方や平日の学習時間の差に影響することや、学生自身が世話を必要とする身内を抱えている場合に、精神的健康が低いことが示唆された。以上のことを踏まえ、W&LIの観点から、学生自身の対処方略の向上や学生に対する心理社会的支援の必要性について考察した。

1. 問題と目的

近年、生涯学習や学び直しへの関心は高まりつつある。平成27年度「教育・生涯学習に関する世論調査」（内閣府、2016）によれば、学校を出て一度社会人となった後に、大学、大学院、短大、専門学校などの学校において学んだことがあるかという問いに対して、「学んだことがある（現在学んでいる）」が19.1%、

「学んだことはないが、今後は学んでみたい」が 30.3%であり、およそ半数が、大学等の高等教育機関での学び直しに関心を持っている。しかしながら、Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD) に加盟する諸外国では 25 歳以上の大学機関への入学者の割合は平均 2 割程度であるのに対し、日本の社会人学生の比率は 1.9%と極めて低い (OECD, 2012)。この背景には、職場の理解が得られない、勤務時間が長くて時間が確保できない、社会人や企業のニーズに合ったカリキュラムや教育方法が提供されていない、受講料の負担が大きいなど障害となる多様な要因があると考えられている (文部科学省, 2015a)。

こうした社会人学生の学びの障害を克服するため、わが国では「リカレント教育」の推進や「生涯学習社会」の実現に向けて、社会に開かれた高等教育機関を目指し、社会人がより学びやすくなるような大学・大学院改革が進められている。例えば、2005 年の文部科学省中央教育審議会の「我が国の高等教育の将来像」の答申では、「高等教育と生涯学習との関連」について、社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度と質の保証された教育の必要性が明確にされた (文部科学省, 2005)。また、2007 年には「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」や「履修証明制度」が導入されている (文部科学省, 2007)。2009 年以降も、文部科学省中央教育審議会において、「大学における社会人の受け入れの促進について」の方策の検討が継続的に重ねられている (文部科学省, 2010)。2015 年には、教育再生実行会議 (第六次提言) を受けて、大学・大学院・短期大学・高等専門学校におけるプログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的に、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」として認定している (文部科学省, 2015b)。しかし、実際的には、OECD 諸外国に比べて日本の社会人教育に対する支援や制度は未だ発展途上にあり、働きながら学ぶことに対する社会的な理解も乏しいのが現状である。

近年、ICT (Information and Communication Technology) の発展により、いつでも、どこでも、誰でも、何でも学ぶことができる時代になりつつある。インターネットや情報端末を利用した学習形態、すなわち e ラーニング (e-Learning) に対する需要は高まっている。e ラーニングの環境を活用した大学の学びの形態

の一つには「大学通信教育」がある。平成 28 年度の学校基本調査によれば、44 の大学でおよそ 21 万人が通信教育課程で学んでいることが報告されている（文部科学省，2016）。限られた時間，場所，生活領域の中で学ばなければならない社会人学生にとって通信教育を活用して学ぶことのメリットは大きいといえる。本学通信教育部においても，多くの社会人学生が，それぞれ多様な動機を持って入学し，仕事，私生活と両立しながら学習に励んでいる。

昨今，仕事と私生活の両立を目指す「ワーク・ライフ・バランス（Work Life Balance: 以下 WLB）」の重要性が注目されている。しかし，「学ぶこと（ラーニング）」は「ワーク」にも「ライフ」にも位置づけ難い，特有の領域であるといえる。多くの社会人学生は仕事，私生活（家庭生活）領域を削りながら，学びのための学費や時間，場所を捻出，確保し，気力，体力を保ちながら学びに取り組まなければならない。仕事に必要なスキルや知識を大学で学んでいても，多くの場合，それは仕事とはみなされない。また，さまざまな WLB に関する調査では，学びの活動は，主にライフに含まれがちである。しかし，社会人学生が，私生活，特に家庭と勉強の両立で葛藤を抱えることは少なくない。場合によっては，社会人になってからの学習は「余暇」領域として扱われることもある。余暇のように学びが楽しく充実したものであることは望ましいが，学びはやはり余暇と同義ではない。ある学問を体系的に学ぶためには相当なカリキュラムを乗り越えなければならないが，余暇の一部と見なされ，周囲から協力が得られなければ，社会人学生は学びの生活領域と他の生活領域との間でストレスフルな状況に陥ることになる。実際に，社会人学生は，仕事ストレスが高く，睡眠時間が短いことが報告されており，労働時間の短縮，家族のサポートは，社会人学生のストレス軽減や健康維持に必要であることが指摘されている（Huang, 2006）。

他方，社会人学生のストレスに対する評価と対処方略次第で，仕事ストレスや多重役割による負荷は，well-being や生活満足感にポジティブ，ネガティブ双方の影響をもたらすことも示唆されている（Kohler, Grawitch, Borchert, & Wirsing, 2009）。すなわち，仕事，家庭，学びそれぞれがもたらす他領域へのストレスも肯定的な評価や解釈によって，生活満足感へと繋がることを意味している。「ワーク」「ライフ」「ラーニング」の生活領域からもたらされるストレスや葛藤を抱える社会人学生がいる一方で，それらを肯定的に評価し，且つ，生き

生きとしなやかに、そして精力的にこなし、充実感、満足感を得ている学生が存在するということである。

本研究では、こうした社会人学生のあり方について、従来型の双方の生活領域間のバランスを取ることを目指す WLB ではなく、さらに発展した概念である「ワーク・ライフ・インテグレーション (Work & Life Integration : 以下, W & L I)」の視点から考えてみたい。WLB は、そもそもワークとライフが相反するものや二項対立の関係にあるかのように捉えがちであり、“仕事か私生活か”の発想と言える。一方の W & L I は、“会社における働き方と個人の生活を、柔軟に、且つ高い次元で統合し、相互を流動的に運営することによって相乗効果を発揮し、生産性や成長拡大を実現するとともに、生活の質を上げ、充実感と幸福感を得ることを目指すもの”(経済同友会, 2008) とされる。いわば“仕事も私生活も”の発想である。ただし、W & L I は、ワークライフバランスの考えを全面的に否定しているものではなく、バランスをとることも統合することもできるという“柔軟性”を示すものと想定する。本研究では、仕事、私生活領域に新たに、「学び＝ラーニング」を組み込んだインテグレーション(統合)を考え、3 領域で得たものを好循環させながら、柔軟かつ主体的に働き方、生き方を考えることが、これから一層多様化するキャリアの自律的形成においても重要になっていくと推測する。

以上の論点を踏まえて、本研究では、社会人学生が多く在籍する本学の通信教育部の正課生を対象に調査を行い、主に以下の 4 点について検討することを目的とする。1 つめは、本学通信教育部に在籍する学生の属性や学びの動機などから、その特徴を明らかにし、実態を把握する。2 つめは、仕事、家庭に学び領域を統合させる方略、すなわち W & L I に関連する方略にはどのようなものがあり、通信教育部に在籍する学生はそれらをどの程度実践しているかを明らかにすることである。3 つめに、通信教育部学生の就業形態の違いから、また、4 つめとして、家族の負担の違いから、それぞれ W & L I に関連する方略、精神的健康、学習時間の相違を明らかにすることである。

2. 方法

(1) 調査協力者と手続き

武蔵野大学通信教育部人間科学部および教育学部に通う正科生の学生を対象に、本学の通信教育システム（web based training: WBT）上に調査協力依頼を掲示し、25 歳以上の学生から任意でオンライン上でのアンケートに回答を求めた。アンケートツールには、Survey Monkey 社のサイトを使用した。その結果、408 名（男性 84 名，女性 324 名）から有効回答を得た。回答の所要時間はおおよそ 5 分であった。

（２）調査時期

2018 年 2 月 1 日から 8 日に実施した。

（３）調査内容

個人属性

①性別，②年齢層（25 歳から 5 歳間隔で 70 歳以上まで 10 段階を設定），③居住地域，④通信教育部における所属（専攻等），⑤学年，⑥在籍年数，⑦就業形態（自営業・家族従業者，正社員・正職員，契約社員・嘱託，派遣，パートタイマー，業務委託・フリーランス，無職）⑧婚姻状況，⑨同居家族，⑩家族状況（世話が必要な身内がいるか，身の回りの世話をしてくれる身内がいる，どちらもいないの中からの択一式）の 9 項目を設定した。

学びの理由

内閣府の実施したこれまでの「生涯学習に関する世論調査」における質問項目を参考に 12 項目（複数回答可）を設定した。

W & L I に関連する方略

第一著者が担当する通信教育部の「産業・組織心理学」の講義において，ワーク・ライフ(ファミリー)，ラーニングの生活領域間で生じるコンフリクトを低減するための方略を挙げ，グループごとに KJ 法を用いて項目を整理し，カテゴリー化を行なった。それらの結果をもとに，通信教育部の教員 4 名が W & L I の概念との関連性を考慮しながらさらに項目の整理を行い，最終的に社会人学生において W & L I につながる工夫，方略として，18 項目を設定した。以後，「W & L I 関連方略」と表記する。

精神的健康

WHO-5 精神健康状態表 (Awata et al., 2007) を使用した。5 つの項目について、最近 2 週間の状態に最も近いものについて、「いつも」から「まったくない」まで 6 段階で回答を求めた。

学習状況

1 日あたりの平均学習時間について、平日、休日に分けて回答を求めた。

(4) 倫理的配慮

武蔵野大学通信教育部人間科学部教員会議にて、調査内容について共有し、倫理的問題がないことを確認した上で、調査を実施した。調査対象者には、調査の趣旨、調査への参加は任意であること、匿名性の保持、調査結果の取り扱い、研究成果の公表等を明示し、調査への回答を持って同意とした。

3. 結果と考察

(1) 調査協力者の属性

はじめに、調査協力者における属性項目ごとの人数、割合を算出し、通信教育部の学生の状況を把握するとともに、本研究で対象とする通信教育部の社会人学生のデータとして適しているかを確認した。

まず、年齢層については、25 歳から 5 歳間隔で 70 歳以上まで 10 段階を設定し回答を求めたが、全体における回答者の割合を図 1 に示した。協力者は 40 代が最も多く 38%であった。続いて、50 代が 27%、30 代が 20%であった。20 代については、割合は 8%と最も低かったが、25 歳以上に限定していることに加え、社会人経験のある程度の年数積んでから、学び直しているという実態を反映した結果と言える。

調査協力者の居住地域については、関東地方が 302 名 (74%) であった。次いで、中部地方が 38 名 (9%)、近畿地方が 19 名 (5%)、九州地方が 16 名 (4%)、中国地方が 11 名 (3%)、東北地方が 10 名 (2%)、北海道が 9 名 (2%)、四国地方が 3 名 (1%) であった。平成 28 年度の私立大学通信教育協会の調査結果においても、関東の大学入学者の割合がおおよそ 45%と最も多く、近畿が 20%、中部が 15%と続く結果であった (私立大学通信教育協会, 2017)。この調査は全国を対象にしたものであるが、学生の割合順はほぼ同様であった。また、通信教育というイン

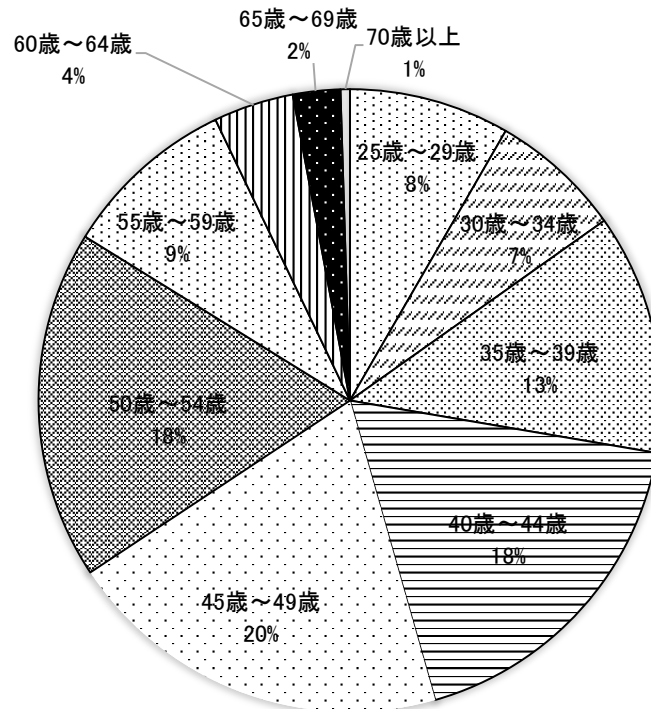


図1 調査協力者の年齢層の割合

ターネットを介しての学習を主とする形態であっても、大学キャンパスで行われるスクーリングや図書館等の大学設備などの利便性から、やはり大学の所在地に近い地域あるいは通い易い地域が選択されることがうかがえ、本学が関東に位置していることから、関東地方の割合が特に顕著に多いと考えられる。

続いて、調査協力者の通信教育部における所属についてであるが、本学通信教育部には、人間科学部と教育学部が設置されており、前者には心理学専攻、社会福祉専攻、仏教専攻の3専攻が含まれる。それぞれの回答者数と割合については、心理学専攻が258名(63%)、社会福祉専攻が89名(22%)、仏教学専攻が37名(9%)、教育学部24名(6%)であった。学年については、1年が39名(10%)、2年が34名(8%)、3年が117名(29%)、4年が218名(53%)であった。本学では、1年次入学の他に、既に大学を含む他の高等教育機関で既に所定の単位を修得していることなど、条件に合わせて、3年次編入学、4年次編入学の制度を設けている。したがって、所属学生数も、3年、4年が多い。社会福祉専攻は2011年度から、心理学専攻は2016年度から4年次編入制度が開始されており、以降、特に4年次編入生が増加傾向にある。また、進級についての条件は設けられていないため、留年生は4年の扱いとなる。これらの回答者の割合は、以上の

状況を反映した結果といえる。

在籍年数については、1 年が 180 名 (44%)、2 年が 115 名 (28%)、3 年が 49 名 (12%)、4 年が 29 名 (7%)、5 年以上が 35 名 (9%) であった。学年に関係なく、在籍年数の少ない学生の割合が高い傾向にあった。これは在籍年数ごとの分布をある程度反映した結果とみなすことはできるが、加えて、入学してからの年数が少ない方が、モチベーションが維持されており、WBT の学習システムへのアクセスがより頻回であることが想定され、回答につながり易かった可能性も考えられる。

以上の調査協力者の属性については、所属学生の分布の割合とほぼ相違はない結果であり、回答データは本研究における対象者を代表するものと捉えることができる。

(2) 学びの動機

学びの動機の結果は、図 2 の通りであった。「今後の人生を有意義にするため」「教養を深めるため」といった私生活の充実や生涯学習的な動機と、現在の仕事に役立てるため」「高度な専門的知識を身につけるため」「就職・転職に役立てるため」といった現在および今後の仕事への活用の動機という 2 種類に大別され、それらが上位を占めていることがわかった。平成 27 年度「教育・生涯学習に関する世論調査」(内閣府, 2016) の結果においても「教養を深めるため」(52%)、「今後の人生を有意義にするため」(49%) が高く、「就職や転職のために必要性を感じたため」(28%)、「現在または学んだ当時に就いていた職業において必要性を感じたため」(25%)、「他の人との親睦を深めたり、友人を得たりするため」(21%) などの順となっていた。本調査の結果では、より生涯学習的動機と仕事への活用の動機が高いことがうかがえた。また、平成 28 年度の私立大学通信教育協会の「入学の動機」に関する調査結果では、職業資格や大学卒業資格、職業上の知識・技術を得る動機の方が、教養や生涯学習の動機よりも回答割合が高かった(私立大学通信教育協会, 2017)。ただし、私立大学通信教育協会の結果は択一式の回答であることや、本調査では資格に関する項目を設けていないことから、単純な比較はできず、社会人学生の学びの動機については今後さらなる検討を要する。

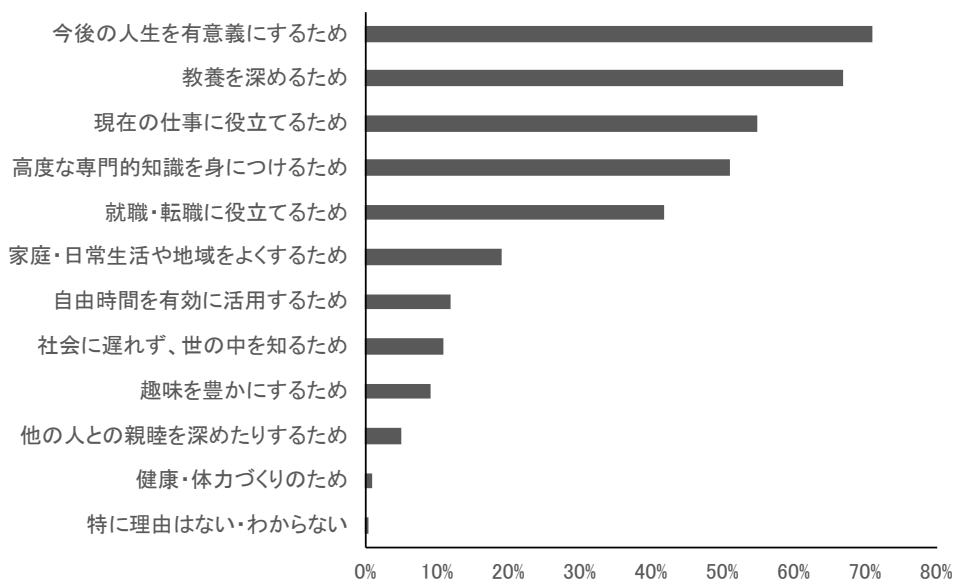


図2 学びの動機についての回答の割合（複数回答可）

（3）W & L I 関連方略

W & L I の観点から整理された仕事，私生活（家庭），学びの生活領域の統合，調整に関する方略や工夫と考えられる 18 項目に対して，5 段階で求めた回答の分布を表 1 に示した。

まず，「できるときにできることをやる」「日頃から仕事に集中して取り組む」「寝る時間を確保する」「時間を有効活用する」「学習の習慣化の工夫をする」といった方略の実施頻度は高い傾向にあった。したがって，自分個人で対処可能な時間や課題の工夫は，比較的多く行われている様子がうかがえた。また，「学習の習慣化の工夫をする」や「苦手な課題に手をつける工夫をする」は，石川・向後（2017）が明らかにした大学通信教育課程の社会人学生における自己調整学習方略に近い内容といえる。

「家族と予定の共有，調整をする」「家族や友人と過ごす時間を作り，楽しむ」といった家族との予定や時間の共有についても比較的多くなされている傾向にあった。「家事の時間を減らす工夫をする」「家事の量を減らす工夫をする」といった家事の量，時間については，低減のための方略は，「ときどきしている」から「まったくしていない」方向へ回答割合が寄っている傾向が見られた。本調査の回答者の 8 割が女性であり，依然としてわが国では女性の家事負担が高いこと（OECD, 2014）を勘案しつつ，家事負担がどの程度学びの負担要因となって

いるのかや、家事負担低減に向けた方略の必要性の有無、さらには必要であるとするれば、それらの方略が取られていない背景要因についてもさらに検討していくことが必要であろう。

また、「学んだことは家族で共有する」という項目についても、「ときどきしている」から「まったくしていない」までほぼ同程度の回答割合であり、「家族、友人、仲間と一緒に勉強する」や「学んだことを職場で共有する」の実践頻度は低い傾向にあった。したがって、学習行動や学習内容は家族や職場、友人など身近な他者とあまり共有されていない様子がうかがえる。一方で、「勉強するための空間を活用する」という項目内容の実践頻度も低い結果であった。上位の項目の回答傾向も鑑みると、学生は自宅や通勤などの個人的な時間と場所を何とか確保しつつ学習を進めている実態が浮かび上がる。地域によっては、個人的な学習のために容易に利用できるような施設や環境が整っていない場合もあると推測される。

仕事に関連した項目の方略、すなわち「仕事の時間を調整する」「仕事の量を調整する」「学生であることについて職場で理解を求める」については、総じて実施される頻度は低かった。本調査の回答者の約 13%が無職者であったが、その割合を差し引いても、これらの方略の実践頻度は明らかに低い状況であった。

表1 W & L I 関連方略の実践についての回答分布

	まったくしていない	まれにしている	ときどきしている	頻繁にしている	いつもしている
できるときにできることをやる	7 2%	17 4%	82 20%	138 34%	164 40%
日頃から仕事に集中して取り組む	38 9%	20 5%	68 17%	137 34%	145 36%
寝る時間を確保する	30 7%	55 14%	85 21%	107 26%	131 32%
時間を有効活用する(例: 家事の合間や通勤時間、すきま時間を使って勉強するなど)	26 6%	67 16%	92 23%	106 26%	117 29%
学習の習慣化の工夫をする(例: 学習計画のモデルを立てる、すきま時間を活用する)	34 8%	68 17%	118 29%	89 22%	99 24%
家族と予定の共有、調整をする	61 15%	73 18%	118 29%	70 17%	86 21%
家族や友人と過ごす時間を作り、楽しむ	22 5%	54 13%	140 34%	115 28%	77 19%
家事の時間を減らす工夫をする	106 26%	63 15%	137 34%	67 16%	35 9%
家事の量を減らす工夫をする	101 25%	83 20%	114 28%	63 15%	47 12%
苦手な課題に手をつける工夫をする	60 15%	98 24%	151 37%	59 14%	40 10%
スポーツなど趣味の時間を作る	66 16%	92 23%	111 27%	76 19%	63 15%
学んだことは家族で共有する	113 28%	114 28%	114 28%	37 9%	30 7%
仕事の時間を調整する	139 34%	76 19%	96 23%	62 15%	35 9%
仕事の量を調整する	171 42%	84 21%	76 19%	51 12%	26 6%
勉強するための空間を活用する(例: 図書館や学習ブースを使用するなど)	151 37%	112 28%	82 20%	45 11%	18 4%
家族、友人、仲間と一緒に勉強する	305 75%	60 15%	34 8%	8 2%	1 0%
学生であることについて職場で理解を求める	241 59%	59 14%	64 16%	19 5%	25 6%
学んだことを職場で共有する	170 42%	107 26%	86 21%	30 7%	15 4%

※ 各項目で最も回答率が高い箇所を太枠、次に高い箇所を細枠で示した。

(4) 就業形態の違いにおける W & L I 関連方略、精神的健康、学習時間の相違
 就業形態別に W & L I 関連方略、精神的健康、学習時間の違いについての分析を行なった。まず、正規性検定と等分散性検定を行ったところ、W & L I 関連方

略と WHO-5 の得点についてはいずれも確認されたため、一元配置の分散分析を行なった。他方、学習時間については、平日、休日いずれも正規性が棄却されたため、これらの指標については Kruskal-Wallis 検定を行なった。分析の結果を表 2 に示した。W & L I 関連方略の得点については有意であり ($F(6, 407) = 5.55, p < .001$)、多重比較を行なったところ、派遣以外の就業形態において、W & L I 関連方略の得点が無職者よりも有意に高かった。WHO-5 の得点においては有意ではなかった。学習時間については、平日において有意 ($\chi^2(6, 408) = 23.429, p < .001$) であった。多重比較を行なったところ、無職者の方が正社員・正職員、パートタイマーに比べて平日の平均学習時間が有意に多かった。休日においては就業形態による学習時間の差は有意ではなかった。よって、就業およびその形態の違いが、W & L I 関連方略の取り方や平日の学習時間の差に影響する様相がみられた。

表 2 就業形態別の W & L I 関連方略、精神的健康、学習時間

		A 自営業・家族従業者	B 正社員・正職員	C 契約社員・嘱託	D 派遣	E パートタイマー	F 業務委託・フリーランス	G 無職	多重比較
	<i>N</i>	32	167	49	18	70	21	51	
W & L I 関連	<i>Mean</i>	55.84 b	50.50 b	51.49 b	48.44	51.46 b	52.43 a	44.18 ab	G < A, B, C, E, F
対処	<i>SD</i>	8.64	9.60	11.32	9.88	9.96	10.45	9.30	
WHO-5	<i>Mean</i>	15.13	14.62	15.57	11.78	14.36	13.86	15.12	
	<i>SD</i>	5.54	5.38	4.51	6.00	5.32	5.37	4.97	
平日学習時間	<i>Mean</i>	2.47	2.36 a	2.49	2.58	2.56 b	2.64	3.14 a	B, E < G
(時間/週)	<i>SD</i>	.60	.86	.68	.85	.92	.85	1.12	
休日学習時間	<i>Mean</i>	3.13	3.30	3.40	3.17	3.10	3.01	2.88	
(時間/週)	<i>SD</i>	1.39	1.22	1.06	1.10	1.20	1.19	1.18	

a: $p < .05$, b: $p < .01$

(5) 家庭状況の違いにおける W & L I 関連方略、精神的健康、学習時間の相違
介護や育児、その他の要因による家庭状況の違いにおける W & L I 関連方略、精神的健康、学習時間の相違を検討するため、(4) 同様の分析手順をとった。家庭状況については、近年、家族形態が多様化していることを鑑み、婚姻状況、同居者の有無に関わらず、回答者本人の主観的判断によって「世話が必要な身内がいる」「身の回りの世話をしてくれる身内がいる」「どちらもいない」の 3 項目を設定し、択一式で回答を求めた。分析の結果を表 3 に示した。正規性検定と等

分散性検定を行なったところ、W & L I 関連方略の得点についてはいずれも確認されたため、一元配置の分散分析を行なった。WHO-5 の得点、平日および休日の学習時間については、正規性が棄却されたため、Kruskal-Wallis 検定を行なった。分析の結果、WHO-5 の得点については有意 ($\chi^2(2, 408) = 6.70, p < .05$) であった。多重比較を行なったところ、「世話が必要な身内がいる」群の方が他の群よりも WHO-5 の得点が有意に低いことがわかった。したがって、世話がないことによる負担感の少なさやサポートがあることによる負担の軽減、自律的に予定が組めることなどが精神的健康の高さに関連している可能性が考えられる。平均学習時間については、平日、休日ともに有意ではなかった。

表 3 家庭状況別の W & L I 関連方略、精神的健康、学習時間

		A 世話が必要な身内がいる	B 身の回りの世話をしてくれる身内がいる	C どちらもいない	多重比較
	<i>N</i>	139	115	154	
W & L I 対処	<i>Mean</i>	51.43	50.37	49.64	
	<i>SD</i>	10.27	10.35	9.90	
WHO-5	<i>Mean</i>	13.63 a	15.17 a	15.12 a	B, C > A
	<i>SD</i>	5.21	5.00	5.42	
平日学習時間 (時間/週)	<i>Mean</i>	2.40	2.67	2.56	
	<i>SD</i>	.82	1.00	.93	
休日学習時間 (時間/週)	<i>Mean</i>	3.1	3.09	3.35	
	<i>SD</i>	1.16	1.23	1.22	

a: $p < .05$

4. 総合考察

本研究の目的は本学通信教育部の正課生を対象に調査を行い、①在籍する学生の属性や学びの動機などから、その特徴を明らかにし、実態を把握すること、②仕事、家庭、学びの領域を統合させるような W & L I 関連方略の内容と実施の程度を明らかにすること、そして、W & L I 関連方略、精神的健康、学習時間の相違について、③就業形態と④家族の負担の違いから、それぞれを明らかにすることであった。本節ではこれらの目的、論点について、結果をもとに総合的に考察する。

本調査の結果から、学生の属性を概観すると、女性、関東在住、40代の割合が最も高いものの、学生の年齢層は20代から60代以上までと幅広く、全国各地から、さまざまな動機を持って大学通信教育で学んでいることが示された。学びの動機の上位は、生涯学習的な内容と仕事への活用に大別された。複数回答ではあったが、いずれの動機も半数を超える回答であり、中には両者が重複している者も少なからずいることが推測される。近年の大学における生涯学習のあり方を見据えるうえで、「ポスト生涯学習」という概念（村田，1999）が提唱されている。「ポスト生涯学習」における生涯学習は、まさしく生涯にわたって関わる学習であり、関わり続ける学習といっても過言ではない。従来型の生涯学習は、ある程度時間的なゆとりのある定年退職者や専業主婦などがカルチャーセンターなどを利用し、趣味や自己実現の手助けになる学習プログラムが中心とされていた。一方、ポスト生涯学習における学習は、高度で体系的かつ継続的な学習を指しており、就労と余暇、就労とリタイアの区別なく、充実した人生を送るためひとつの手段とされる。したがって、生涯学習的動機と仕事への活用を見据えた動機は、次第に重なり合っていくのではないだろうか。

また、仕事、私生活（家庭）、学びの生活領域自体も一層分かち難いものになっていくことが推測される。しかし、今回の調査において、社会人学生のW & L I関連方略の内容と実施の程度について調べた結果からは、学び領域と仕事、私生活領域を統合するような方略の実施頻度は低い傾向にあった。また、就業形態別の平日の学習時間に関しては、時間や場所等に比較的柔軟性のある働き方は学習時間の確保につながり易いものの、そうでない就業形態の場合には、W & L I関連方略の得点差が示すように、“個人的”に学習のための時間や場所などをやりくりしながら対処している実態がうかがえた。また、大学で学んだ内容や学習のための場所、時間についても他の生活領域とは、共有、統合されにくい様相であった。さらに、学生でありながら身近な人の世話を抱えていることは、精神的健康の低さと関連する可能性が示された。したがって、学生の学びの促進や精神的健康の維持、向上にむけては、多重役割による負荷の低減につながるよう、W & L Iを見据えた個人の対処スキルを高めていくことや、多様で柔軟な働き方の導入、社会人学生の抱える困難への理解を含めた社会的な支援体制を一層整えていくことが必要であると考えられる。ITも有効活用し、職場内や生活領域、

メンバー間で、情報の見える化、共有化に繋がるよう、インフラ整備を進めていくこともW&LI促進の後押しとなるだろう。

Super (1990)は、“キャリアとは人生のそれぞれの時期で果たす役割の組み合わせである”と述べている。また、人は人生において、子ども、学生、余暇人、市民、労働者、家庭人という6つの主要な役割、すなわち「ライフ・ロール」を持ち、それぞれの年代における多様な役割を持ちながら生きていくことをキャリア発達として捉えている。社会人学生は、“学生”というライフ・ロールを持つことによって、役割負担を受ける一方、それらの役割や生活領域についての統合的視点を持ち、取り組み方や捉え方を工夫することで、自分自身の可能性の広がりや新たなキャリアの展開へとつなげていくことができるのではないだろうか。

本研究の調査は、本学通信教育部の学生を対象にしたものであるため、今後は社会人学生の対象を広げ、さらなる検討を行っていくことが望まれる。また、効果的な学びがなされているかは、学習時間のみで測ることはできない。単位の取得率や学習の進捗状況も考慮する必要がある。また、就業形態に関しては、就業時間数やその流動性についての把握も必要であろう。今後は、W&LI関連方略が学生にもたらす効用について、横断的研究だけではなく縦断的研究によって明らかにしていくことも期待される。

謝辞

本論文は2017年度武蔵野大学しあわせ研究費（研究テーマ：ワーク・ライフ・インテグレーションが社会人学生の幸福感および学びの促進に及ぼす影響）の助成を受けたものです。

引用文献

Awata, S., Bech, P., Yoshida, S., Hirai, M., Suzuki, S., Yamashita, M., Ohara, A., Hinokio, Y., Matsuoka, H. and Oka, Y. (2007), Reliability and validity of the Japanese version of the World Health Organization-Five Well-Being Index in the context of detecting depression in diabetic patients. *Psychiatry and Clinical Neurosciences*, 61, 112-119.

- Huang, H. J. (2006). Adult working students and time use in taiwan: The moderating effects of credentialism, job stress and family stress. In P. Blyton, B. Blunsdon, K. Reed, & A. Dastmalchian. (Eds.), *Work-life integration: International perspectives on the balancing of multiple roles*. (pp. 167-179.) Palgrave Macmillan: New York.
- 石川奈保子・向後千春 (2017). 大学通信教育課程の社会人学生における自己調整学習方略間の 影響関係の分析日本教育工学会論文誌, 40, 315-324.
- 経済同友会 (2008). 21 世紀の新しい働き方「ワーク&ライフ インテグレーション」を目指して 労働と経済, 1467, 89-95.
- Kohler, G. J., Grawitch, M., Borchert, D., & Wirsing. R. (2009). Dealing with the stress of college : A model for adult students. *Adult Education Quarterly*, 59, 246-263.
- 文部科学省 (2005). 中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像 (答申)」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101.htm (2018. 2. 25)
- 文部科学省 (2007). 社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/shakaijin.htm
(2018.2.25)
- 文部科学省 (2010). 中央教育審議会大学分科会大学規模・大学経営部会「大学における社会人の受入れの促進について」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1293381.htm (2018. 2. 25)
- 文部科学省 (2015a). 大学等における社会人の実践的・専門的な学び直しプログラムに関する検討会 (第 1 回) 資料 3 社会人の学び直しに関する現状等について
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/065/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2015/04/13/1356047_3_2.pdf (2018. 2. 25)
- 文部科学省 (2015b). 職業実践力育成プログラム (BP) 認定制度について
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/bp/index.htm (2018. 2. 25)
- 文部科学省 (2016) 学校基本調査

内閣府 (2016). 平成 27 年度 教育・生涯学習に関する世論調査

<https://survey.gov-online.go.jp/h27/h27-kyouiku/index.html>

(2018.2.20)

村田治 (1999). 序論 村田治 (編著) 生涯学習時代における大学の戦略—ポスト

ト生涯学習社会にむけて— (pp. 3-13) ナカニシヤ出版

OECD (2012). Stat Extracts

OECD (2014). Balancing paid work, unpaid work and leisure

<http://www.oecd.org/gender/data/balancingpaidworkunpaidworkandleisure.htm> (2018.2.25)

私立大学通信教育協会 (2017). 大学通信教育の現状 (データ集)

<http://www.uce.or.jp/about/status/> (2018. 2. 24)

Super, D. E. (1990). A life-span, life space approach to career development.

In D. Brown, L. Brooks, & Associates. (Eds.). *Career choice and development* (2nd ed., pp. 197-261). San Francisco: Jossey-Bass.